

平成25年第1回西予市議会定例会会期日程表

会期3月1日（金）～3月22日（金）

（会期22日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
3月 1日	金	本会議（開会）	・理事者提案説明（午後1時開会） ・即決議案採決 ・一般質問通告〆切（午後5時迄）
3月 2日	土	休 会	
3月 3日	日	休 会	
3月 4日	月	休 会	
3月 5日	火	休 会	
3月 6日	水	休 会	
3月 7日	木	休 会	
3月 8日	金	本 会 議	・代表質問・一般質問（午前9時開会）
3月 9日	土	休 会	
3月10日	日	休 会	
3月11日	月	本 会 議	・一般質問（午前9時開会）
3月12日	火	本会議 常任・特別委員会	・質疑・委員会付託（午前9時開会） ・補正予算採決
3月13日	水	常任委員会	
3月14日	木	常任委員会	
3月15日	金	常任委員会	予備日
3月16日	土	休 会	
3月17日	日	休 会	
3月18日	月	休 会	
3月19日	火	休 会	・討論通告〆切
3月20日	水	休 会	
3月21日	木	休 会	
3月22日	金	本会議（閉会）	・委員長報告（午後2時開会） ・質疑・討論・採決

平成25年第1回西予市議会定例会会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平成25年3月1日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 会 平成25年3月1日

午後1時00分

1. 散 会 平成25年3月1日

午後4時43分

1. 出 席 議 員

1 番 源 正 樹

2 番 井 関 陽 一

3 番 菊 池 純 一

4 番 田 中 徳 博

5 番 中 村 敬 治

6 番 二 宮 一 朗

7 番 兵 頭 学

8 番 小 野 正 昭

9 番 松 山 清

10 番 宇都宮 明 宏

11 番 松 島 義 幸

12 番 元 親 孝 志

13 番 沖 野 健 三

14 番 森 川 一 義

15 番 藤 井 朝 廣

16 番 浅 野 忠 昭

17 番 岡 山 清 秋

18 番 酒 井 宇之吉

19 番 兵 頭 勇

20 番 山 本 昭 義

21 番 梅 川 光 俊

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会議録署名議員

14 番 森 川 一 義

15 番 藤 井 朝 廣

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二

副 市 長 九 鬼 則 夫

教 育 長 宇都宮 又 重

公営企業部長 松 山 一 郎

会 計 管 理 者 井 上 謙 二

総務企画部長 河 野 敏 雅

産業建設部長 福 原 純 一

生活福祉部長 三 好 幸 二

教 育 部 長 兵 頭 三 樹

明 浜 支 所 長

平 田 與 輝

野 村 支 所 長

井 上 尚 喜

城 川 支 所 長

徳 居 隆 利

三 瓶 支 所 長

西園寺 良 徳

消防本部消防長

清 水 敏 昭

総 務 課 長

宗 正 弘

財 政 課 長

道 山 升 文

企画調整課長

宇都宮 松 夫

監 査 委 員

正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長

上 田 甚 正

議 事 係

佐 藤 陽一郎

1. 議 事 日 程

別紙のとおり

1. 会議に付した事件

別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過

別紙のとおり

議 事 日 程

- | | |
|---|---|
| <p>1 会議録署名議員の指名
(14番 森川一義、15番 藤井朝廣)</p> <p>2 会期の決定
(3月1日～3月22日 22日間)</p> <p>3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦
について
諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦
について</p> <p>4 議案第 2号 財産の無償貸付について</p> <p>5 議案第 3号 西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について</p> <p>議案第 4号 西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について</p> <p>議案第 5号 西予市新型インフルエンザ等対策本部条例制定について</p> <p>議案第 6号 西予市都市下水路条例制定について</p> <p>議案第 7号 西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定について</p> <p>議案第 8号 西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例制定について</p> <p>議案第 9号 西予市市道の構造の技術的基準を定める条例制定について</p> <p>議案第 10号 西予市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例制定について</p> <p>議案第 11号 西予市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める</p> | <p>る条例制定について</p> <p>議案第 12号 西予市営住宅等の整備基準を定める条例制定について</p> <p>議案第 13号 西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定について</p> <p>議案第 14号 西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 15号 西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 16号 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 17号 西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 18号 西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 19号 西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 20号 西予市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 21号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 22号 西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 23号 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 24号 西予市企業誘致条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 25号 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 26号 西予市都市公園条例の一部を改正する条例制定について</p> |
|---|---|

	て		水道事業特別会計補正予算 (第4号)
議案第27号	西予市道路占用料徴収条例 の一部を改正する条例制定 について	議案第45号	平成24年度西予市上水道 事業会計補正予算(第3 号)
議案第28号	西予市営住宅管理条例の一 部を改正する条例制定につ いて	議案第46号	平成24年度西予市病院事 業会計補正予算(第5号)
議案第29号	西予市単独市営住宅条例の 一部を改正する条例制定に ついて	議案第47号	平成24年度西予市野村介 護老人保健施設事業会計補 正予算(第3号)
議案第30号	西予市野村介護老人保健施 設つくし苑職員の特殊勤務 手当に関する条例の一部を 改正する条例制定について	9 議案第48号	平成25年度西予市一般会 計予算
6 議案第31号	西予市乙亥の里の指定管理 者の指定について	10 議案第49号	平成25年度西予市授産場 特別会計予算
議案第32号	西予市みかめ海の駅の指定 管理者の指定について	議案第50号	平成25年度西予市住宅新 築資金等貸付事業特別会計 予算
議案第33号	西予市大野ヶ原育成牧場の 指定管理者の指定について	議案第51号	平成25年度西予市育英会 奨学資金貸付特別会計予算
議案第34号	市道路線の廃止について	議案第52号	平成25年度西予市国民健 康保険特別会計予算
議案第35号	市道路線の認定について	議案第53号	平成25年度西予市後期高 齢者医療特別会計予算
議案第36号	西予市営土地改良事業の施 行について	議案第54号	平成25年度西予市介護保 険特別会計予算
7 議案第37号	平成24年度西予市一般会 計補正予算(第6号)	議案第55号	平成25年度西予市農業集 落排水事業特別会計予算
8 議案第38号	平成24年度西予市授産場 特別会計補正予算(第3 号)	議案第56号	平成25年度西予市公共下 水道事業特別会計予算
議案第39号	平成24年度西予市住宅新 築資金等貸付事業特別会計 補正予算(第1号)	議案第57号	平成25年度西予市簡易水 道事業特別会計予算
議案第40号	平成24年度西予市国民健 康保険特別会計補正予算 (第4号)	議案第58号	平成25年度西予市上水道 事業会計予算
議案第41号	平成24年度西予市後期高 齢者医療特別会計補正予算 (第3号)	議案第59号	平成25年度西予市病院事 業会計予算
議案第42号	平成24年度西予市介護保 険特別会計補正予算(第3 号)	議案第60号	平成25年度西予市野村介 護老人保健施設事業会計予 算
議案第43号	平成24年度西予市農業集 落排水事業特別会計補正予 算(第4号)		
議案第44号	平成24年度西予市公共下		

本日の会議に付した事件

- | | | | |
|---|------------|--|--|
| 1 | 会議録署名議員の指名 | | |
| 2 | 会期の決定 | | |
| 3 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | を定める条例制定について |
| | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 議案第 1 3 号 |
| 4 | 議案第 2 号 | 財産の無償貸付について | 西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定について |
| 5 | 議案第 3 号 | 西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について | 議案第 1 4 号 |
| | 議案第 4 号 | 西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について | 西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 5 号 | 西予市新型インフルエンザ等対策本部条例制定について | 議案第 1 5 号 |
| | 議案第 6 号 | 西予市都市下水路条例制定について | 西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 7 号 | 西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定について | 議案第 1 6 号 |
| | 議案第 8 号 | 西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例制定について | 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 9 号 | 西予市市道の構造の技術的基準を定める条例制定について | 議案第 1 7 号 |
| | 議案第 1 0 号 | 西予市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例制定について | 西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 1 1 号 | 西予市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について | 議案第 1 8 号 |
| | 議案第 1 2 号 | 西予市営住宅等の整備基準 | 西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について |
| | | | 議案第 1 9 号 |
| | | | 西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について |
| | | | 議案第 2 0 号 |
| | | | 西予市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について |
| | | | 議案第 2 1 号 |
| | | | 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について |
| | | | 議案第 2 2 号 |
| | | | 西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について |
| | | | 議案第 2 3 号 |
| | | | 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について |
| | | | 議案第 2 4 号 |
| | | | 西予市企業誘致条例の一部を改正する条例制定について |
| | | | 議案第 2 5 号 |
| | | | 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について |
| | | | 議案第 2 6 号 |
| | | | 西予市都市公園条例の一部を改正する条例制定について |
| | | | 議案第 2 7 号 |
| | | | 西予市道路占用料徴収条例 |

	の一部を改正する条例制定について	議案第45号	平成24年度西予市上水道事業会計補正予算（第3号）
議案第28号	西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	議案第46号	平成24年度西予市病院事業会計補正予算（第5号）
議案第29号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	議案第47号	平成24年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）
議案第30号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	9 議案第48号	平成25年度西予市一般会計予算
6 議案第31号	西予市乙亥の里の指定管理者の指定について	10 議案第49号	平成25年度西予市授産場特別会計予算
議案第32号	西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について	議案第50号	平成25年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第33号	西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について	議案第51号	平成25年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第34号	市道路線の廃止について	議案第52号	平成25年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第35号	市道路線の認定について	議案第53号	平成25年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
議案第36号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第54号	平成25年度西予市介護保険特別会計予算
7 議案第37号	平成24年度西予市一般会計補正予算（第6号）	議案第55号	平成25年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
8 議案第38号	平成24年度西予市授産場特別会計補正予算（第3号）	議案第56号	平成25年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第39号	平成24年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）	議案第57号	平成25年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第40号	平成24年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	議案第58号	平成25年度西予市上水道事業会計予算
議案第41号	平成24年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	議案第59号	平成25年度西予市病院事業会計予算
議案第42号	平成24年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）	議案第60号	平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第43号	平成24年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）		
議案第44号	平成24年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）		

開会 午後１時００分

○議長 皆さんこんにちは。

従来でありますと、３月定例会、おはようございますで始まるわけでございますが、本日は西予市内３つの高校で卒業式が挙行されました。そのことによりまして定例会時間を繰り下げまして、午後１時から開会といたします。

それでは、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は２１名であります。これより平成２５年第１回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より今定例会招集の挨拶があります。

三好市長。

○三好市長 皆さんどうもこんにちは。

平成２５年第１回西予市議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

３月の声を聞き厳しかった寒さも幾分和らぎ、日差しの中で春の気配を感じられるきょうこのごろでございますが、議員の皆様におかれましては、年度末を控え公私ともにご多忙の中、本定例会にご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、国では昨年末衆議院議員選挙に伴う政権交代により、第２次安倍内閣が誕生いたしました。政権交代から２カ月余りしか経過しておりませんが、新政権の経済対策への期待感から、長く続いていた円高・株安の経済状況が円安・株高に転じました。新政権になって何か変わりつつあると感じているところでございます。政府は２月１８日に安倍首相を議長とする第２回産業競争力会議を開催し、その中で首相は、農業を成長分野として位置づけ、産業として伸ばしたいと強調され、林農水相が農産物輸出の倍増や農地のフル活用を目指す方針を表明されました。これは耕作放棄地の未然防止とその解消策を講じることで農地をフル活用するとともに、国内での食料需要が見込めない中で、人口がふえる海外に農産物を売り込むという戦略で、その輸出額の目標を現在の４，５００億円から２０２０年に１兆円と倍増させるというものでございます。このことは、第１次産業を基幹産業とする西予市にとっては、歓迎すべき政策であると思われませんが、一方この背景には、農地の集約化や大規模農家を育て、日本の農家の約８割を占める兼業農家を減らしていくという政策が見え隠れいたしております。そんな中でありますが、皆様もご承知のとおり、先月２３

日の日米首脳会談後において、安倍首相はＴＰＰ交渉参加に向け早い段階で決断したいと明言されました。安倍首相の発言は、農業分野の重要品目を完全撤廃の例外として認めることができると判断されたものではないかと思われませんが、具体的な例外対象品目や農業支援策の内容によっては、地域経済や食料の安定供給に大きな影響が出るおそれがあります。西予市にとりましては、ＴＰＰ交渉参加は国政における最大の関心事であり、今後の国の動向を注視する必要があります。

さて、話題を西予市に転じますが、先月伊方原発で事故が起きたときの対策拠点となるオフサイトセンターが西予市へ移転・新設されることが愛媛県より発表されました。オフサイトセンターの建設に係る詳細については、今後具体的に県から示されるものと思われませんが、設置される本市としましては、県民の安全・安心の確保のため、立地自治体としての役割を果たしていきたいと考えています。

さて、本定例会は、市政にとって新年度予算を審議いただく非常に重要な議会でございますが、特に平成２５年度は西予市合併１０年目の記念すべき区切りの年であります。今回の定例会では、議員の皆さんから一般質問をお受けするとともに平成２５年度の市政に係る私の所信の一端を申し上げるほか、議案として条例制定１１件、同改正１７件、指定管理者の指定３件、補正予算１１件、２５年度予算１３件など、合計６１件に上る多くの案件を上程いたし、ご審議をお願い申し上げます。議案の提案理由につきましては、上程の際にご説明申し上げますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご承認、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単でございますけれども、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通しを願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程１)

○議長 まず、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に１４番森川一義君、１

5番藤井朝廣君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から3月22日までの22日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、本日から3月22日までの22日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長 次に、日程第3、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 諮問第1号及び諮問第2号の「人権擁護委員候補者の推薦について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

法務大臣から委嘱された本市の人権擁護委員のうち、2名の方が平成25年6月30日をもって任期満了となります。

その後任につきまして検討しました結果、野村町の栗田満氏を再任として引き続き推薦することとし、同じく野村町の谷本英樹氏を新任として推薦したいと存じます。

栗田氏は、人権擁護委員として熱心に活動され、地域住民の信望も厚く、大洲人権擁護委員協議会西予部会長を務められておるなど、西予市中でも中心的な役割を果たしております。

また、谷本氏は、PTA活動や公民館の運営など社会教育に携わられた経験により人権問題に深い見識を持ち合わせており、その温厚な人柄は地域住民の信頼も厚いものがあります。推薦に係ります2名の方は、それぞれ人格、識見が高く、広範な知識と豊かな経験から社会の実情全般に通じておられ、人権擁護に深い理解があり適任であると考え、人権擁護委員法第6条第3項に基づき議会のご意見を聞くものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号及び諮問第2号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより諮問ごとに採決を行います。

お諮りいたします。

まず、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第2号「財産の無償貸付について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 議案第2号「財産の無償貸付について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成22年3月末に閉校いたしました下泊小学校の跡地利用につきましては、地域の実情や要望に応じて積極的に活用していくこととしており、当該施設の有効活用について検討してまいりました。今回地元からの要望も踏まえ、下泊地区における地域医療を確保するため、現在三瓶町蔵貫浦及び皆江地区において診療所を開設されている樋口医師に、旧下泊小学校校舎の一部を診療所施設

として無償で貸し付けるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号「財産の無償貸付について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

（日程5）

○議長 次に、日程第5、議案第3号「西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について」から議案第30号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの28件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 議案第3号「西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法及び介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い介護保険法の一部が改正され、地域密着

型サービス事業者の法人格要件、地域密着型介護老人福祉施設の入所定員並びに地域密着型サービスの人員基準及び設備運営に関する基準について条例で定めることとされました。これに伴い厚生労働省令を参酌するとともに、地域の実情を踏まえて制定された県条例の独自基準に基づき本条例を定めるものであります。

続きまして、議案第4号「西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、議案第3号と同じ法改正により、地域密着型介護予防サービス事業者の法人格要件並びに地域密着型介護予防サービスの人員基準及び設備運営に関する基準などについて条例で定めることとされました。これに伴い厚生労働省令を参酌するとともに、地域の実情を踏まえて制定された県条例の独自基準に基づき本条例を定めるものであります。

続きまして、議案第5号「西予市新型インフルエンザ等対策本部条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

新型インフルエンザ等の発生時において、国民の生命と健康を保護し、国民生活や経済に及ぼす影響を最少とすることを目的として、平成24年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されました。本条例はこの法律に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき、西予市が設置しなければならない西予市新型インフルエンザ等対策本部について必要な事項を定めるため制定するものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 議案第6号「西予市都市下水路条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成23年8月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法により下水道法の一部が改正されました。この法改正により公衆衛生の向上の確保及び公共用水域の水質を保全する観点から、都市下水路の

構造及び維持管理の基準等を条例で定めることとされました。これに伴い本市の都市下水路の構造及び維持管理の技術上の基準等について政令に基づき本条例を定めるものであります。

続きまして、議案第7号「西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

第2次一括法の施行により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、都市公園内の園路、広場、駐車場及び便所等の施設におけるバリアフリー化に関する構造基準を条例で定めることとされました。これに伴い高齢者や障害者等が都市公園を円滑に移動できるよう国土交通省令に基づき本条例を定めるものであります。

続きまして、議案第8号「西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、議案第7号と同法改正により、市道の新設または改築を行うときに道路のバリアフリー化に関する構造基準を条例で定めることとされました。これに伴い高齢者や障害者等が市道を円滑に移動できるよう国土交通省令に基づき本条例を定めるものであります。

続きまして、議案第9号「西予市市道の構造の技術的基準を定める条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

第1次一括法の施行により、道路法の一部が改正され、市道の道路構造の技術的基準について、設計車両、建築限界、橋の設計及び自動車荷重に係る基準を除き条例で定めることとされました。これに伴い市道の新設または改築を行うときの道路構造の技術的基準について政令に基づき本条例を定めるものであります。

続きまして、議案第10号「西予市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、議案第9号と同じ法改正により、市道に設ける案内標識等の寸法を条例で定めることとされました。これに伴い本市の市道に設ける案内標識等の寸法の基準について国土交通省令に基づき本条例を定めるものであります。

続きまして、議案第11号「西予市準用河川管

理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

第1次一括法の施行により、河川法等が改正され、全国一律で定められていた準用河川の河川管理施設等に関する構造基準について条例で定めることとされました。これに伴い市内9本の準用河川の改修及び管理を行うため政令に基づき本条例を定めるものであります。

続きまして、議案第12号「西予市営住宅等の整備基準を定める条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

第1次一括法の施行により、公営住宅法の一部が改正され、公営住宅及び共同施設の整備基準について条例で定めることとされました。これに伴い国土交通省令で定める公営住宅等整備基準に基づき本条例を定めるものであります。

以上、7議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 議案第13号「西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

第1次一括法の施行により、水道法の一部が改正され、水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について条例で定めることとされました。これに伴い技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施工に関する技術上の監督業務を行う者に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について政令等に基づき本条例を定めるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 議案第14号「西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について」、議案第15号「西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき、非開示情報である個人に関する情報の例外を定める規定から日本郵政公社に係る部分を除外するため所要の整理を行うものであります。

そのほか平成24年6月27日に国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律が公布され、国有林野事業が国営企業でなくなることからあわせて所要の整理を行うものでございます。

続きまして、議案第16号「西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

特殊勤務手当は、著しく困難、危険、不快または不健康な勤務、その他の通常にない勤務であることとあわせて、その特殊性を給料で考慮することが適当でない場合に支給できるものとなっております。今回定める行旅死亡人の取扱手当は、精神的、肉体的負担が大きく、その職務の困難性や精神的ストレスは通常業務の範囲を超えた特殊性があることから特殊勤務手当に加えるよう本条例の一部を改正するものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 議案第17号「西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在西予市の公立幼稚園では、幼稚園教育要領に基づく教育課程に係る教育時間の終了後に行う預かり保育事業は実施しておりませんが、市内の私立幼稚園では、子育て支援の一環として預かり保育事業が実施されており、全国の公立幼稚園でも半数以上が実施している状況にあります。教育委員会では、核家族化や共働きの家庭がふえる中で、多くの保護者から預かり保育事業の要望があることから、同事業の実施について昨年6月に西予市児童教育施設幼保一体化検討委員会へ諮問を行い、12月に公立幼稚園においても預かり保育事業を実施すべきとの答申を受けました。教育委員会では、この答申を踏まえ、幼稚園教育の一層の充実を図るため、平成25年4月1日から野村幼稚園における預かり保育事業を実施することとし、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第18号「西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝承施設において指定管理者制度を導入し、施設管理の効果的かつ効率的な運用を図るものであります。本条例で定める施設のうち、明浜歴史民俗資料館におきましては、平成4年の開設以来、漁業に関する資料等を中心に収集・展示してまいりましたが、利用客は毎年減少傾向にあります。今回民間の能力やノウハウを幅広く活用し、利用客の増加と効率的な施設運営を図るため、平成25年度内に当該施設へ指定管理者制度を適用するため本条例の一部を改正するものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 議案第19号「西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

近年、長引く景気の低迷により、子供の医療費は保護者にとって大きな負担となっていることから、県内各市町とも中学校修了までの医療費の無料化を目指しており、平成25年2月現在、県内20市町のうち、10市町が中学校修了までの入院の無料化を実施しているところでございます。今回の改正は、平成25年度から入院に対する医療費の助成対象を中学校修了までの児童へ拡大することにより保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境を整えるものであります。

続きまして、議案第20号「西予市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、住民基本台帳法が改正され、昨年7月9日より外国人住民を日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加えることとなったことに伴い、敬老祝金の受給資格要件を改めるとともに、祝い金の額を規則で定めることとするものであります。

続きまして、議案第21号「西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、本県の最低賃金の時間額が昨年10月に引き上げられたことに伴い、その最低賃金を基礎に算定している隣保館館長の報酬額を月額2,000円増額改定するとともに、支給基準

を明確にするものであります。

続きまして、議案第２２号「西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

宇和町多田地区におきましては、農業集落排水事業による下水道整備が行われ、平成２２年度から供用開始となっております。この整備により同地区の小集落改良住宅入居者から農業集落排水への接続要望が出されたため、今年度から３カ年の計画で接続工事を行っているところであります。これに伴い接続工事が完了した瀬戸団地の入居者に下水道使用料の費用負担が発生することから、入居者の費用負担義務を明確にするため本条例の一部を改正するものでございます。

以上、４議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 議案第２３号「西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市農村改善センターは、農村地域における農業経営と農家生活の改善を図り、住民福祉の向上及び地域連帯感の醸成を推進することを目的に設置されております。同センターは、地区公民館との複合施設となっており、主たる管理運営は教育委員会において行われておりますが、本条例に基づく施設利用の許認可及び使用料収受につきましては、市長部局の事務として取り扱っており、二重の管理運営体制となっております。今回の条例改正は、施設運営の合理化、効率化を図るため、管理運営体制の見直しを行い、センターの管理運営全般の権限を教育委員会に委任できることとするものであります。今回の改正に伴う対象施設としましては、農村環境改善センターたかがわ及びうおなしの２施設について、城川支所産業建設課から城川教育課へ管理運営の委任を予定いたしております。

続きまして、議案第２４号「西予市企業誘致条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市におきましては、地域産業の活性化や雇用の促進を図るため、市内における企業立地を促進する本条例を制定し制度の運用を行っております。

しかしながら、奨励内容が十分でない部分もあ

ることから、今回奨励対象事業者の要件を緩和するとともに、奨励措置等の拡充を行うものであります。

新たな奨励措置の内容といたしましては、指定事業者が新たに取得した投下固定資産について奨励措置を行う企業立地促進奨励金及び事業を開始するに当たり初動時の事業安定化資金とするランニングコスト奨励金を追加するものであります。今回の改正により今後一層の企業誘致を促進し、西予市の産業及び雇用の活性化につなげるものであります。

続きまして、議案第２５号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、市が管理しておりますレストランの使用料について減額するものであります。

その理由といたしまして、本施設は乙亥会館の階下にあることから、立地的条件に恵まれていないと思われ、開館後に店舗が営業されましたが、いずれも閉店されており、平成２２年１月からは未使用の状態が続いています。こうした状況の中、立地条件等を勘案し、使用者に対する負担軽減と利用促進を図るとともに、施設の有効活用により地域活性化につなげることを目的として本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第２６号「西予市都市公園条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

第２次一括法の施行により、都市公園法の一部が改正され都市公園及び公園施設の設備設置基準などを条例で定めることとされました。これに伴い住民１人当たりの都市公園面積の標準並びに都市公園の配置及び規模の基準、公園内の施設の建築面積の割合などについて都市公園法や都市公園法施行令で定める基準に基づき本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第２７号「西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成２４年１２月に道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部が改正されたことに伴い、太陽光発電設備、風力発電設備及び津波避難施設を道路の占用許可対象物件として追加し占用料を定めるものであります。

続きまして、議案第２８号「西予市営住宅管理

条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

第1次一括法の施行により、公営住宅法の一部が改正され、市営住宅の入居基準等について条例で定めることとされました。これに伴い公営住宅法施行令に基づき市営住宅の入居基準などを明記し本条例の一部を改正するものであります。

また、野村町の旭団地及び三瓶町の皆江団地につきましては、老朽化した団地を用途廃止するもので、野村町田淵団地につきましては、譲渡処分を行うため用途廃止するものであります。

続きまして、議案第29号「西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

単独市営住宅の入居基準につきましては、市営住宅の入居基準に準拠して定めております。今回第1次一括法の施行により、市営住宅の入居基準を定めることから、単独市営住宅の入居基準についても同様に本条例の一部を改正するものであります。

以上、7議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 議案第30号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、つくし苑職員の特殊勤務手当について、準夜勤務手当及び深夜勤務手当の支給区分を定めるため本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程6)

○議長 次に、日程第6、議案第31号「西予市乙亥の里の指定管理者の指定について」から議案第36号「西予市営土地改良事業の施行について」までの6件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 議案第31号「西予市乙亥の里の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、野村地区の歴史文化の継承を図るとともに、地域商業活性化に資する施設として整備

された施設であります。今回、本施設の指定管理者候補として非公募により野村町商業協同組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしまして、野村町商業協同組合は、地域経済の連携や活性化を考慮し、乙亥の里を中心として中心市街地の活性化を図ろうとする意欲も高く、さらなる経営改善に対する取り組み等を総合的に判断し、この施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第32号「西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、三瓶地区中心市街地における商業の振興と地域の活性化を推進し、あわせて市内の農水産物の高度活用、市民の憩いと相互交流、都市住民との交流を図ることを目的とした施設であります。今回、本施設の指定管理者候補として非公募によりみかめホールディング株式会社を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、みかめホールディング株式会社は、開館以来一貫して市内外の交流人口の増加を図るための各種イベントやPR活動、かんきつジュースのブランド化を積極的に進めるなど、前向きな姿勢と意欲的な取り組みがなされてきたことなどを総合的に判断し、この施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第33号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」提案のご説明を申し上げます。

本施設は、育成段階の乳牛を酪農家から預かり、約2年間飼養管理を行い、種つけの後、酪農家に返還することで生産者の管理コストを軽減し、質の高い乳用牛を育成するために設置された施設であります。今回、この施設の指定管理者候補として非公募により東宇和農業協同組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、平成22年度から一貫して施設の管理運営を行ってきており、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、さらに同組合は、県内最大の畜産産業の中核として子牛育成所等を運営し飼養能力が高いこと、また

西予市の生乳は全量を同組合が集荷し、生産者と密接に連携した運営がされていることなどを総合的に判断し、この施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第34号「市道路線の廃止について」及び議案第35号「市道路線の認定について」は関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回1路線の廃止と6路線の認定をお願いするものでございます。

まず、廃止路線についてでございますが、成穂線は、地区の生活道、通学道として利用度が高く公共施設に通じる道路であることから、現在の路線を延長し終点位置を変更するため、一度路線を廃止し、再認定するものであります。

次に、認定路線について説明いたします。

下宇和地区113号線は、公道と集落等を結ぶ道路であることから認定するものであります。

成田小滝線は、路線が系統的で地域の循環的要素を満たしている路線であることから認定するものであります。

成穂線の認定につきましては、先ほど説明したとおりであります。

しんどめ線は、公道と集落を結ぶ道路であることから認定するものであります。

久井谷線は、地域の生活に密着した道路で、終点部付近に人家があることから認定するものであります。

久井谷支線は、公道と集落を結ぶ道路であることから認定するものであります。

なお、本件に係る市道の廃止・認定につきましては、さきの2月13日開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいているものでございます。

続きまして、議案第36号「西予市営土地改良事業の施行について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成25年度より3カ年計画で城川町川津南地区において、農山漁村活性化対策整備事業による団体営土地改良事業を施行することに伴い、西予市営土地改良事業施行条例第5条の規定により、その事業の概要について議会の議決を求めるものであります。

事業内容につきましては、城川町川津南地区の老朽化が著しい用排水路の整備、農道の新設、狭

小な圃場の区画整理等を行うことにより農作業の省力化、効率化及び棚田の保全・利活用を図るものであります。

以上、6議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程7)

○議長 次に、日程第7、議案第37号「平成24年度西予市一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 議案第37号「平成24年度西予市一般会計補正予算（第6号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、国の補正予算の趣旨に基づき、平成25年度予算と一体化した切れ目のない経済対策を実施し、景気の下支えをしていくための事業費が主なものであります。

このほか事業費の確定及び実績見込みによる増減額を行っております。

まず、歳入歳出予算の補正ですが、予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,033万1,000円を増額し、総額を251億1,450万円と定めるものであります。

それでは、予算の概要をご説明いたします。

まず、歳出についてですが、国の補正予算に対応した事業としましては、市道改良舗装事業、林業開設舗装事業等を計上しております。そのほか住宅用太陽光発電システム設置補助金事業費、野村小学校南校舎改築事業費を増額しております。

また、国民健康保険特別会計外3特別会計及び宇和病院事業会計への繰出金を増額しております。

そのほか、将来の備えや今後見込まれる事業等の財源確保のため、地域振興基金及び体育施設整備基金の積立金を計上しております。

次に、歳入についてですが、決定額及び決定見込み額を計上しております。

また、寄附金につきましては、ふるさと増税寄附金56万円を計上しております。平成24年度は15名の方から156万円のご寄附をいただく見込みであります。そのうち4名の方から使途についてのご希望がありましたので、ご希望を尊重して使わせていただきました。

また、指定がなかったご寄附につきましては、西予地域づくり交付金事業に充当させていただきます。

なお、ご寄附をいただいた方々には、個別にこれらの報告をするともに、広報紙やホームページへの掲載等により同制度の周知を図っております。

継続費補正につきましては、三瓶小学校校舎新築事業における今年度の実績に伴う総額と年割り額の変更を行うものであります。

債務行為補正につきましては、朝日文楽会館建設事業における事業費の増に伴う限度額の変更を行うものであります。

地方債補正につきましては、実績見込みによる起債の限度額の調整を行うものであります。

以上、ご説明してまいりましたが、詳細につきましては、担当課長にご説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 道山財政課長。

○道山財政課長 それでは、予算書に沿いまして補足説明をさせていただきます。

まず、歳出について説明させていただきます。

26ページをお開き願います。

総務費、費目地域振興費、過疎集落等自立再生緊急対策事業交付金4,896万6,000円ありますが、国の補正予算による交付金を利用して4つの地域づくり団体、のむら元気発信隊、川津南やっちみる会、遊子川地域活性化プロジェクトチーム、ふるさと創生会が、地域資源や地場産業を活用して地域経済の活性化や日常生活機能の確保などの課題に総合的に取り組む事業に係る経費を計上するものであります。

費目生活交通バス対策事業費、生活交通バス路線維持確保対策事業補助金628万5,000円ありますが、宇和島自動車が運行する生活交通バス路線の事業費が確定したため、それに伴い市からの補助金を増額するものであります。

民生費、費目社会福祉総務費、国民健康保険特別会計事業勘定繰り出し事業7,637万4,000円ありますが、事業実績見込みによる繰出金であります。このうち財源不足による繰出額としまして7,791万円を見込んでおります。

32ページをお開き願います。

衛生費、費目予防費、予防接種事業3,452

万8,000円の減額であります。接種者が当初見込みを下回ったため実績見込みにより減額するものであります。

33ページをお開き願います。

衛生費、費目保健衛生施設管理費、クアテルメ宝泉坊管理運営事業372万7,000円ありますが、プールジェット用循環ポンプ9基が故障したため、これを交換修理するものであります。

費目環境衛生費、住宅用太陽光発電システム設置補助金事業209万1,000円ありますが、市民の方からの補助金申請が当初見込みを上回ったため、12件分の補助金を追加計上するものであります。これにより今年度の交付見込みは63件となっております。

35ページをお開き願います。

衛生費、費目塵芥処理費、可燃ごみ処理委託事業667万4,000円ありますが、宇和・明浜・三瓶の可燃ごみ処理を委託しています八幡浜南環境センターの継続使用に係る双岩地区環境整備事業として実施しました双岩コミュニティ公園整備事業の負担金及び可燃ごみ処理委託料の実績による減額分を計上するものであります。

37ページをお開き願います。

衛生費、費目し尿処理費、汚泥再生処理施設整備事業756万円の減額であります。事前測量調査業務委託及び生活環境影響調査業務委託の入札減少によるものであります。

38ページをお開き願います。

衛生費、費目病院費、宇和病院事業会計繰り出し事業2,418万円ありますが、医療機器修理、救急医療確保等に要する経費に対する繰出金2,550万5,000円と新病院建設に係る本体工事の入札の遅延による管理業務委託料の減及び敬作とおイネの会事業の中止等による132万5,000円の減額であります。

40ページをお開き願います。

農林水産業費、費目農業振興費、農作物被害対策事業3,842万8,000円の減額であります。県補助金の交付減に伴い減額するものであります。

41ページをお開き願います。

費目林業振興費、林道西栗木線開設事業7,000万円、林道下遊子南平線開設事業4,686万円、林道火道線舗装事業7,000万円、林道片川古谷線舗装事業3,631万円、林道中通川

西線舗装事業2, 500万円ではありますが、国の緊急経済対策に基づく補正予算に即応し、林道開設事業等を前倒しして実施するものであります。

森林蘇生緊急対策事業2億2, 203万7, 000円の減額ではありますが、6月補正予算で計上しました木材加工流通施設等整備事業補助金の申請取り下げによる2, 304万1, 000円の減額及び高性能林業機械等導入補助金の実績により65万円の減額、さらに、林業用専用道と路網整備事業において設計変更により1億9, 834万6, 000円を減額しております。

43ページをお開き願います。

商工費、費目商工観光施設管理費、乙亥の里管理事業180万円ではありますが、温泉施設の燃料を灯油から安価で熱効率のよいA重油へ変更して経費節減を図るためのボイラーの交換費用であります。

44、45ページをお開き願います。

土木費、費目道路新設改良費、溪筋田之筋線改良事業2, 050万円、馬地惣財久線改良事業3, 050万円、安尾線改良事業2, 600万円、石城地区101号線改良事業1, 300万円、川向中津川改良事業2, 100万円、一級路線7号線舗装事業3, 000万円、市道法面調査点検事業500万円ではありますが、国の緊急経済対策に基づく補正予算に即応し、市道改良事業等を前倒しして実施するものであります。

費目橋梁建設改良費、橋梁長寿命化修繕計画策定事業1, 700万円ではありますが、国の緊急経済対策に基づく補正予算に即応し、前倒しして実施するものであります。

47ページをお開き願います。

土木費、費目住宅管理費、木造住宅耐震化促進事業600万円の減額ではありますが、11月30日締め切り日までに申請がなかったため全額を減額するものであります。

48ページをお開き願います。

消防費、費目消防施設費、常備消防施設整備事業1, 647万4, 000円の減額ではありますが、高規格救急自動車車両本体が全国共済農業協同組合連合会から寄贈されたため減額するものであります。

同費目、消防団施設整備事業1, 632万4, 000円の減額ではありますが、耐震性貯水槽新設3基分に係る消防防災施設整備事業補助金が不採

択となったためこれを減額するものであります。

49ページをお開き願います。

費目災害対策費、災害用資機材施設整備事業1, 510万円の減額ではありますが、津波避難路整備工事及び防災倉庫、防災テント及び避難所用の簡易トイレの入札減少によるものであります。

50ページをお開き願います。

教育費、費目学校建設費、三瓶小学校校舎新築事業7, 670万円の減額ではありますが、平成24年度、平成25年度で継続費設定していました平成24年度事業費の入札減少によるものであります。

同費目、野村小学校南校舎改築事業1, 995万5, 000円ではありますが、当初予算に計上した南校舎解体経費に老朽化の激しい児童用昇降口等解体及び仮設昇降設置等に係る経費を追加計上するものであります。

54ページをお開き願います。

災害復旧費、費目林業用施設災害復旧費、林業用施設災害復旧費、過年度の分でありますが、6, 804万4, 000円の減額であります。平成23年6月に発生した林道程野桂線の復旧工事が、県の治山事業のおくれによりまして今年度着工をすることができないため減額するものであります。

55ページをお開き願います。

諸支出金、費目基金費、積立金ではありますが、将来への備えや今後見込まれる大型事業の財源とするため目的基金の積立金を計上しております。

翌年度以降における健全な財政運営を行うため財政調整基金589万2, 000円、市民の連帯の強化または地域振興を図るため西予市地域振興基金1億3, 000万円、災害時の避難場所として指定されている体育施設の耐震改修等の財源確保を図るため体育施設整備基金2億円の積み立てを行っております。

次に、歳入ではありますが、戻りまして、11ページをお開き願います。

市税、市民個人所得割4, 466万1, 000円ではありますが、年少扶養控除廃止の影響額が当初見込んでいた額よりも過少だったために増額となったものであります。

市民税法人税割1, 032万5, 000円ではありますが、当初においては景気の低調から前年度当初予算比1.05%の減で見込んでおりました

が、前年度同額程度の実績が見込めることから増額したものであります。

固定資産税の土地 1, 968 万 9, 000 円ですが、評価額に対する課税標準額の割合を示す負担標準率が、平成 24 年度税制改正により 80%から 90%に引き上げられたことによる増額となったものであります。

同じく固定資産税の家屋 3, 834 万 4, 000 円の減額であります。今年度の評価がえにより評価額を決める際の補正率の一つであります再建築費評点補正率が、木造家屋 0.99、非木造家屋 0.96 となったことにより減額となったものであります。

地方交付税、普通交付税 6 億 8, 402 万 6, 000 円ですが、国の補正予算による追加交付に伴い増額するものであります。

18 ページをお開き願います。

財産収入、費目財産貸付収入、市有建物貸付料 170 万 5, 000 円ですが、庁舎第 2 別館の一部の郵便局への貸し付けについて、西予市行政財産貸付要綱に基づいた内容で契約更新したことによる増額であります。

費目利子及び配当金、株式会社どんぶり館株式配当金 249 万 9, 000 円ですが、配当額が確定しましたので増額するものであります。

費目不動産売払収入、土地売払収入 670 万 3, 000 円の減額であります。売り払い予定地の分筆登記のおくれから今月中の売却が見込めないため減額するものであります。

19 ページをお開き願います。

繰入金、財政調整基金繰入金 6 億 2, 926 万 5, 000 円の減額ですが、普通交付税の追加交付を受けて基金へ繰り戻すものであります。

また、事業費の確定見込みなどによりまして分担金、国庫県支出金、市債の増減調整を行っております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程 8)

○議長 次に、日程第 8、議案第 38 号「平成 24 年度西予市授産場特別会計補正予算（第 3 号）」から議案第 47 号「平成 24 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）」までの 10 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 議案第 38 号「平成 24 年度西予市授産場特別会計補正予算（第 3 号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、施設利用者の減少に伴う充当財源の組み替えを行うものであります。これによります歳入歳出予算の総額には変更はありません。

続きまして、議案第 39 号「平成 24 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、貸付金償還金の滞納による貸付金元利収入の不足分を一般会計繰入金により補い、歳入財源の内訳を変更処理するもので、歳入歳出総額に増減はありません。

歳入の内訳につきましては、貸付金償還金の滞納による貸付金元利収入を 112 万 9, 000 円減額し、一般会計から同額の 112 万 9, 000 円を繰り入れさせていただいております。

続きまして、議案第 40 号「平成 24 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。

今回の改正は、歳出では、各項目実績見込みに伴う不用額の減額、保険給付費の調整、共同事業拠出金確定に伴う調整、直営診療所繰出金の調整、歳入では、実績見込みによる国民健康保険税繰入金の調整及び国庫県支出金、療養給付費交付金並びに共同事業交付金の確定等に伴う調整が主なものであります。これによりまして既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ 1 億 2, 232 万 1, 000 円を減額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額をそれぞれ 58 億 3, 845 万 4, 000 円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算の補正の主な内容につきまして説明させていただきます。

歳出では、総務費と医業費の精査による調整、歳入では、外来収入の精査等に伴う一般会計繰入金の調整等であります。これによりまして既決いただいております依津診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 223 万 4, 000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1, 041 万 8, 000 円、狩江診療所勘定の歳入歳出予算の

総額にそれぞれ65万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,814万9,000円、高山診療所勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ20万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,900万4,000円、田之浜診療所勘定の歳入歳出予算総額に226万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,979万5,000円、惣川診療所勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ20万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,289万5,000円、土居診療所勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,124万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億232万1,000円、遊子川出張診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を594万9,000円、二及診療所勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ403万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,745万3,000円、周木診療所勘定の歳入歳出予算総額からそれぞれ107万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,459万4,000円と定めるものがあります。

続きまして、議案第41号「平成24年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、総務費においては、不用額の見込まれるものの減額と、後期高齢者医療広域連合納付金においては、保険料徴収実績見込みによる増額と保険基盤安定負担金、広域連合共通経費の事務負担金がそれぞれ減額となったこと、保健事業費については、健診受診結果に伴う不用額を減額するものであります。これによりまして歳入歳出それぞれ887万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を6億429万1,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第42号「平成24年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、年度末精算に当たり、歳入歳出ともに不用額の調整を行うものであります。これによりまして歳入歳出予算をそれぞれ3,710万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を50億6,652万8,000円と定めるものであります。

次に、歳出予算についてご説明をいたします。

総務費では、人件費等事務的経費を55万円減額しております。

保険給付費では、給付費を精査し1,065万円を減額しております。

地域支援事業費では、各事業における事業費の減額により231万1,000円を減額しております。

次に、歳入予算について、その主なものをご説明いたします。

保険料を650万円増額し、特定財源につきましては、国庫支出金を2,123万2,000円減額し、県支出金を503万6,000円増額し、支払基金交付金を4,217万3,000円減額しております。

繰入金では、一般会計繰入金15万7,000円と財源不足を補うための基金繰入金1,488万3,000円を増額し繰り入れることにいたしております。

以上、5議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 議案第43号「平成24年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、施設使用料収入の増額と污水处理施設管理に係る需用費の不用額を減額するものです。これによりまして歳入歳出予算をそれぞれ130万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,587万8,000円と定めるものであります。

また、今年度中に平成25年度の永長・神野久・溪筋・中川・石城・多田・明間浄化センター中継ポンプ施設維持管理業務の契約を行うため債務負担行為を設定いたしております。

続きまして、議案第44号「平成24年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、不用額等の調整及び充当財源の組み替えが主なものであります。これによりまして歳入歳出予算をそれぞれ1,160万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,636万1,000円と定めるものであります。

第2条の継続費の補正では、宇和浄化センター

及び野村浄化センター建設事業において年度割額を第2表のとおり変更いたしております。

また、今年度中に平成25年度の西予市浄化センター維持管理業務の委託契約を行うため債務負担行為を設定いたしております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 議案第45号「平成24年度西予市上水道事業会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、決算見込みによりまして、賃金、工事請負費及び用地購入費を減額するものでございます。

第2条の収益的収入及び支出では、支出につきまして、賃金及び工事請負費350万円を減額し、総額を5億7,002万2,000円といたしております。

第3条の資本的収入及び支出では、支出につきまして、上松葉浄水場更新事業における用地購入費及び工事請負費1億2,000万円を減額し、総額を4億6,804万9,000円といたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を補填する財源につきましては、第3条本文括弧書きのとおりに改めております。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費について100万円を減額し、1億1,974万7,000円といたしております。

続きまして、議案第46号「平成24年度西予市病院事業会計補正予算（第5号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成24年度の決算予測に基づく業務量の補正とそれに伴う医業収支の調整及び新市立病院の建築事業に係る委託料及びそれに伴う財源の調整をするものでございます。

第2条の業務の予定量では、決算予測に基づき年間外来患者数3,975人、1日平均患者数16人の減を見込むものでございます。

また、主な建設改良事業として、新病院建築費を883万3,000円減額するものでございます。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につき

ましては、患者数の減に伴う医業収益の減額等により3,697万2,000円を減額し、収益的収入の総額を30億487万3,000円といたしております。

支出につきましては、人件費等の減額により3,333万5,000円を減額し、収益的支出の総額を30億418万6,000円といたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出では、収入につきましては、新市立病院建築に伴う出資金や企業債、補助金等を883万3,000円減額し、資本的収入の総額を19億854万4,000円といたしております。

また、支出につきましては、新市立病院建築に伴う委託料等の減額により883万3,000円を減額し、資本的支出の総額を20億6,050万6,000円といたしております。

第5条では、新市立病院建設事業に係る継続費の年割額を表のとおりに補正するものでございます。

第6条では、新病院建築に伴う企業債の限度額を670万円減額し、17億460万円に変更し、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費を6,252万6,000円減額し、総額を18億4,291万1,000円といたしております。

第8条では、一般会計からの補助金の目的及び金額を表のとおりに補正するものでございます。

続きまして、議案第47号「平成24年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、実績見込みによる収益的収入及び支出を補正するものであります。

第2条の収益的収入及び支出では、収入につきましては、施設運営事業外収益から217万3,000円を減額し、支出につきましては、施設運営事業費用から217万3,000円を減額し、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ4億4,733万1,000円といたしております。

第3条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を457万3,000円減額し、3億3,489万4,000円といたしております。

詳細につきましては、5ページの事項別明細書

をごらんください。

収入では、介護保険制度の改正により施設運営事業収益の介護職員処遇改善交付金を502万3,000円減額し、介護職員処遇改善加算502万3,000円を増額するものであります。

また、他会計補助金として一般会計補助金217万3,000円を減額するものであります。

6ページの支出では、法定福利費等の減額により給与費457万3,000円を減額し、実績により材料費を240万円増額するものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。（休憩 午後2時26分）

○議長 再開をいたします。（再開 午後2時41分）

（日程9）

○議長 次に、日程第9、議案第48号「平成25年度西予市一般会計予算」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 平成25年度予算並びに諸議案のご審議をお願いするに当たり、今後の市政運営の所信並びに予算編成の概要を申し上げます。

少し長くなると思いますので、皆さんじっくり聞いていただいたらと、このように思っております。

平成の大合併により西予市が誕生してから10年目を迎えようとしております。振り返ってみますと、私たちは合併によって夢のある新市を期待しておりましたが、現実には前途多難な門出となりました。合併後私たちを待ち受けていたものは、「三位一体の改革」という名の国からの試練でありました。地方交付税や国庫補助負担金の大幅な削減により極めて厳しい財政運営を余儀なくされ、その対応として第1次・第2次行政改革大綱を策定し、市民の皆さんと行政がともに取り組んでいく協働型行政改革を進めてまいりました。その過程におきましては、人件費の削減や補助金のカットなど多くの痛みを伴う行財政改革により、市民の皆様にも大変ご迷惑をおかけし、またご理解とご協力をいただきましたことを改めてお礼を

申し上げます。

また、望ましい新市を形成していくための新市建設計画に基づき、緊急性・必要性の高い事業を着実に実施し、ほぼ達成できたと思っておりますが、新病院やし尿処理施設の建設などまだやり残した事業があり、これをやり遂げなければなりません。私はこれまで基本理念であります誇れる愛着の持てる西予市づくり、それぞれの人が喜び、それぞれの地域が輝き、市民が納得する西予市の実現に向けて取り組んでまいりました。合併して周辺地域が疲弊衰退するのではないかと危機感を持たれた市民の皆さんも多かったのではないかと思いますし、しかしグローバルに考え、ローカルに実践することを念頭に置き、それぞれの地域の特性を生かした施策を実施することによって地域が活気にあふれ、地域住民が喜びと誇りを持って暮らしていける西予市づくりに努めてまいりました。

また、市民の一体感の醸成は決して平たんではありませんでしたが、本市のように臨海部から山間地までの広い地域が一体となるために地域間を結ぶ道路や通信網などの基盤整備のほか、人・物・情報の交流を活性化させる多様な施策を実施することにより一体感の醸成を図ってまいりました。それぞれの地域に愛着と誇りを持つ市民の力の結晶が、西予市を着実に形成してきております。

市政3期目の私の役目として、西予市の基礎・基盤をなし遂げることにあります。そのためにこれまで2期8年間やってきた事業を一步前に進めるという決意のもと、残りの任期に全力を傾注してまいりたいと思います。

そこで、3期目の市政を預かるに当たり、昨年公表させていただきましたマニフェスト2012に掲げました理念「市民が今住んでいる地域に誇りを持ち、愛着を持ち、それぞれの地域が輝き、それぞれの人が喜び、納得のいくいい実感の西予市をつくる」に基づいて取り組むべきテーマについて述べさせていただきます。

1つは、新市建設計画基盤事業の実行であります。

先ほども触れましたが、市政2期を終えた新市建設計画のうち、必要とされる事業はほぼ実施できたと考えておりますが、新病院建設事業、し尿再生処理施設建設事業、明浜支所改築事業などに

つきましては、まだ完成されておりません。これらの施設は、今後西予市の行政を執行していく上でなくてはならない重要な施設であると考えています。

まず、新病院建設事業についてですが、平成26年7月の開院に向け着実に建設したいと考えています。

次に、し尿再生処理施設建設事業につきましては、西部・東部両衛生センターの老朽化に伴い、施設を集約・新設するものであり、循環型社会における資源化設備を備えた施設を計画しております。

次に、明浜支所改築事業についてですが、明浜支所は築51年を経過し、建物本体の老朽化が著しく、今後予想されます南海トラフ大地震により倒壊の危険性が極めて高い状況にあります。

また、最新の想定津波高の発表により、改築場所の見直しが必要となっているとともに、あわせて支所機能・規模についても検討を進めているところではありますが、合併特例債の延長期限であります平成31年度までに移築または改築する予定としております。

2つ目は、再生可能エネルギーへの挑戦であります。

今西予市は新たなエネルギー施策を推進しようとしているところであります。既に地域森林資源を有効活用し、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量削減に貢献する木質ペレットの製造とその利用促進については積極的に取り組んでおります。

また、間伐等の適切な森林管理によって二酸化炭素吸収量をクレジット化し、企業等に販売するオフセットクレジット、いわゆるJ-V E R制度でございますけれども、を導入し、平成25年度からの販売に向けて推進しているところであります。

そのほか、家畜排せつ物を利用したメタンガスによる発電や堆肥・肥料製造など、バイオマスからエネルギー生産と再利用、また年間を通じて風が吹く地域を利用した風力発電は、実現化を目指して進んでおり、うまくいけば四、五年後に発電できる可能性があります。今後もいろいろな可能性を探りながら、実施可能なものから取り組んでいきたいと考えております。

3つ目は、減災へのまちづくりであります。

地震・津波・台風などの大規模災害の前ではどのような防災対策を行ったとしても、人間の力では被害を完全に防ぐことはできません。

また、ハード対策のみで想定をはるかに超える災害に対応するには、有機的にも財政的にも困難であるため、減災へのまちづくりを進めなくてはなりません。

それでは、減災へのまちづくりについてですが、1点目は、危機管理の徹底であります。

災害発生時における市の果たす役割は非常に大きく、防災・危機管理対応力が問われます。災害に対する強い危機意識と災害管理の徹底こそ、減災へのまちづくりへの第一歩であると考えています。

また、被害を最小限に抑えるためには、行政による公助だけでなく、みずから身を守る自助や防災行政への寄与・協力、自主防災組織やコミュニティの強化、住民ボランティア、企業等の連携を深めた共助が必要であります。そのために自主防災組織の組織力・地域力アップのための研修を行うことのほか、企業であります「コメリ」や「コープえひめ」等との応援協定を結んだところであります。的確に災害対策を実施するには、人材のよるところが大きく、行政及び民間相互において防災危機管理に関する専門家を育成し、十分に活用していく必要があります。

また、防災上の指針であり、住民の安全確保のため地域防災計画の見直しも現在行っているところであります。

2点目は、防災道路整備であります。

公共インフラの中でも道路の果たす役割は大きく、災害時の緊急車両の走行、避難路の確保、消防活動の場、延焼遮断帯の形成など、道路空間は重要な予想となります。市民生活の安全・安心を守る上でも道路新設だけでなく、既存の道路の維持修繕も重要と考えております。

また、当市では平成24年度から2年間で県の助成を受け、明浜・三瓶地区において津波避難路の整備を行っており、今後におきましても、道路の重要性を認識して、必要な道路の整備に努めてまいります。

3点目は、オフサイトセンターであります。

去る2月6日愛媛県が西予市にオフサイトセンターを新築・移転すると発表され、2015年9月までに新センターへ移築される予定であります。

す。東京電力福島原子力発電所の事故を受け、オフサイトセンターの設置基準が見直されたことによるものでありますが、西予市が防災拠点として重要な役割を果たすこととなります。

4つ目は、魅力あふれる創造・発信であります。

当市は、ゼロメートルから標高1,400メートルまでの自然と歴史、多様な生態系に恵まれ、魅力あふれる宝がまだまだたくさん眠っています。そうした宝を再発見し、次の世代に残していくことが私たちの大切な役割であると考えています。その一つが、西予市の自然遺産を活用した四国西予ジオパーク構想であります。ジオツーリズム、ジオ教育、森林セラピー、ジオガイドなど、市民の皆さんの理解や協力を得て一体となって四国西予ジオパーク構想の日本ジオパーク認定取得に向けて精力的に推進していき、魅力ある西予市を全国に発信していきたいと考えています。

次に、江戸時代後期卯之町で二宮敬作に医学を学び、日本人初の蘭方女医となった西予市ゆかりの楠本イネの偉業を顕彰する責務が私たちにはあります。昨年からおイネ元年として実施しましたおイネ賞事業や偉人伝承事業を継続していき、おイネを活用したまちづくりを今後も全国に発信していきたいと思っております。

次に、スポーツの魅力発信です。

平成29年に愛媛県で第72回国民体育大会が開催され、西予市では相撲と成人女子ソフトボールが開催されます。これを契機にスポーツの魅力を発信してまいりたいと考えております。各種スポーツ大会の誘致や開催、スポーツ関係団体との連携による競技力の向上とジュニアスポーツの育成・支援、愛媛国体競技種目の支援や生涯スポーツ、学校スポーツの支援強化を図っていきます。

5つ目は、いい生活実感のある産業のまちづくりであります。

産業のまちづくりを推進するには、経済力をつけることが大事であります。その方策の一つとして、適性特産品の発掘・育成であります。現在試験的に行っております生薬、環境作物スギゴケのほか、さまざまなものがあります。そういうものを行政も見つけ、行政の指導力で取り組んでいくことも必要であると考えています。

次に、6次産業の育成であります。これはコミュニティビジネスとして地域づくり交付金な

どを絡めて一地域に一産品の特産品を開発するというものです。まだまだ地域にはやれることややれる力があります。これらを支援していきたいと思っております。

次に、林業の再生であります。

西予市の面積の約75%を占める森林ですが、このところ木材価格の急激な低落により、林業で生計を立てることは困難な状況に至っております。今後は流通に出す仕組みを確立し、そこから所得を上げていくもうける仕組みをしっかりとつくっていく必要があると考えています。

また、西予市が進めています東京港区と連携したみなとプランあるいはヒノキの圧縮材などさまざまな研究により疲弊する林業の再生に努力していきたいと思っております。

次に、企業誘致ですけれども、この問題は西予市にとって大きな問題として進めなければなりません。誘致に当たっては、可能性を限りなく追求して進めていきたいと思っております。

6つ目は、次世代を育み、豊かに年を重ねるいい実感のまちづくりであります。

乳幼児・児童の生き生き支援として保育料の見直し、医療費助成制度の拡充など安心して子供を育てられる環境の整備を図っていきます。

また、野村町において学童保育と図書館との一体的な複合施設を建設し、共働き家族など昼間保護者が家庭にいない児童に対して、放課後や長期休暇中、保護者にかかわって育児を行うことによって安心して働ける環境を整備していきます。

7つ目は、身近でいい実感の行政を目指すであります。

平成23年度から始めました地域づくり交付金制度では、「自分たちの地域を自分たちの手で」をテーマに、自主・自立の地域づくりを進め、市の予算と権限の一部を地域に移譲し、住民との協働で地域の活性化を図っていきます。

また、公民館の充実を図るため、再任用制度を活用し、長年の行政経験と豊かな知識を有する人材が、直接公民館活動や地域づくりにかかわる体制を整備してまいります。地域づくり交付金をうまく利用しながら地域づくりを進め、地域内分権の一層の推進を図ってきたいと考えています。

次に、次世代に羽ばたく人材の育成であります。

未来の西予市を背負っていく人材を職員の中か

ら、また市民の中から育てていきたい、これは私の大きな役目だと思っております。

次に、過疎・限界集落への支援でございますが、平成21年度から実施しております生き生き集落事業、また前述の地域づくり交付金制度によりまして、集落みずから考え、地域の課題や魅力を再発見し、課題解決や地域おこしをすることにより地域を支える人材が育ち、地域に対する意識が変わり、地域への愛着や誇りを持って心の空洞化や過疎化に対処する気概が高まってきていると感じているところであります。当市においては、過疎化や限界集落の問題が今後も拡大することが懸念されているところです。行政の役割としてこれらへの対策につかましてさらに進めていきたいと思っております。

8つ目は、不易流行の文化と学びのまちであります。

私は、豊かな自然とともに先人たちが残したすばらしい歴史・伝統・文化を学び、継承していく責務があります。その一つに、野村のシルクがあります。特にことは伊勢神宮の式年遷宮に初めて野村の生糸が使用されることになりました。今後は西予市が式年遷宮で重要な役割を持つことになってくると思っております。これらのシルク文化をしっかりと継承していかなければならないと考えております。

また、相撲文化として160年以上の歴史を持つ乙亥大相撲につきましても、大相撲巡回野村場所、女子相撲選手権大会、瀬戸内子供選手権大会を今後も開催していくことによって相撲文化をしっかりと継承していきたいと考えております。

次に、愛媛県指定有形無形民俗文化財であります朝日文楽は、三瓶高校文楽部やこども朝日文楽クラブなど、若い後継者にも受け継がれていることから、その環境を整備していく必要があります。そのため保存・伝承、継承者育成のための拠点施設として朝日文楽会館の改築を現在進めているところであります。

そのほか、卯之町中町地域の伝統的な町並み、どろんこ祭りなど、西予市には数多くの歴史・文化遺産があります。私たちの責務として、その保存と活用に努め、市民や訪れた人々が地域の歴史や個性に魅力を感じることができ文化が根づくまちづくりへと発展させていくことが重要と考えております。

最後になりましたが、平成25年度西予市の景気浮揚の底上げのため、市単独の緊急経済対策事業を実施いたします。規模は3億2,000万円程度を予定しており、集会所の整備、道路整備、住宅リフォーム補助など事業を行うこととしております。

以上、私の所信を述べさせていただきましたが、そのほかにも取り組むべき課題が山積しております。議員各位並びに市民の皆様のご意見、ご提案等をいただきながら、誇れる愛着の持てるいい実感のある西予市づくりに努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、平成25年度の予算案の概要について説明をいたします。

平成25年度予算案は、誇れる愛着の持てるいい実感のある西予市を基本理念とするマニフェスト2012の政策提言の実現を着実に推進しながら、地域経済状況や市の財政状況を直視した上で、持続可能な財政構造を構築する手法を取り入れ、次の3つを基本方針として予算編成をいたしております。

1つ目は、厳しい財政状況に対応するための改革へ踏み込んでいく予算として、職員全員が市の財政状況を見きわめ、平成18年度から導入している行政評価システムの基本を遵守した厳格な運用により、持続可能な健全財政を維持していくこととしております。

2つ目は、総合計画を着実に推進する予算として、減災のまちづくり、産業の再生・育成、再生可能エネルギーへの取り組みなど6つから成る「夢創造せいよ25」の推進を図ることとしております。

3つ目は、地域経済、雇用状況に迅速・的確に対応する予算として、現下の厳しい雇用・経済情勢を緩和する効果的かつ即効性のある施策を推進し、地域経済の下支えを行うこととしております。

これにより平成25年度各会計予算額が、一般会計269億4,000万円、特別会計137億4,854万8,000円、公営企業会計93億9,750万5,000円、全会計では500億8,605万3,000円となり、一般会計では、前年度比16.3%、37億8,000万円の増額となっております。

以下、一般会計予算案の新規事業と主な事業について、款、項の区分を基準した目的別分類の施策ごとに説明をいたします。

初めに、議会費でございますが、議会活動を広く市民に周知するため議会だよりの経費や環境衛生施設建設問題等、議会活性化の各特別委員会に係る経費を計上しております。総額で2億577万7,000円としております。

次に、総務費でございますが、情報化の推進では、法改正に対応するための各種業務システムの改修、導入及び更新経費、職員用パソコン及び基本ソフトの更新経費を計上しております。

そのほか、デジタル通信サービスの安定供給を維持するための経費を計上しております。

男女共同参画では、男女共同参画推進体制の充実と広報啓発活動を推進するための経費を計上しております。

コミュニティーでは、平成25年度新たに外部人材によって地域おこしを強化するため、地域おこし協力隊導入による経費を計上しております。

また、自主・自立の地域づくりを推進するためせいの地域づくり交付金事業、財団法人自治総合センターの助成金を受け、自治活動の拠点となる集会所の整備費を計上しております。

行財政では、庁舎の維持管理に係る経費、行財政の効率化を推進するための経費、また平成25年度から新たに愛媛県と県内8市町が運用し入札業務の負担軽減を図るため、電子入札システムを利用する経費を計上しております。

そのほか、庁舎第1別館、旧惣川診療所の解体に係る経費を計上しております。

交通網整備では、地域公共交通総合連携計画に基づいて、便利で快適な移動手段を確保するための経費、また平成25年度から新たに城川土居地区と高川地区においてデマンド乗り合いタクシー運行を行う経費を計上しております。総額で2億2,142万2,000円としております。

次に、民生費でございますが、地域福祉では、地域における福祉サービスの適切な利用の推進、住民の参加の促進等を定めた地域福祉計画を改定するための経費、第2次一括法により県から権限移譲されました社会福祉法人の認可と指導監督に係る経費を計上しております。

また、交通弱者に対して交通の便を確保し、安心で利用しやすい福祉サービスを図るための経費

を計上しております。

高齢者福祉では、災害時におけるひとり暮らし等の高齢者に対する支援体制の確立を図る経費、高齢者の社会参加活動をサポートします各種支援サービス事業費を計上しております。

障害者福祉では、障害者総合支援法に基づき、障害者に対する各種支援経費、平成25年度新たに軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用を助成するための経費を計上しております。

さらに、障害者総合支援給付費の適正化を図るためシステム導入経費を計上しております。

人権対策では、人権意識の高揚・啓発に努めるため、公民館や隣保館等での人権・同和教育講座事業費を計上しております。

子育て支援では、西予市次世代育成支援行動計画・後期計画に基づき、保育所の機能充実や多様化する子育てニーズに対応するための経費、平成25年度から新たに中学生までの入院医療費を対象とした医療費助成制度に係る経費を計上しております。

また、安心して出産を迎えるための妊婦健診事業につきまして、歯科健診も助成対象とし、必要経費を計上しております。

さらに、母子保健法第6条第6項に定める未熟児に対して養育医療の給付を行う経費を計上しております。総額で64億1,663万1,000円としております。

次に、衛生費でございますが、保健・医療では、生活習慣病の予防、疾病の早期発見・早期治療のための各種健診経費、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン等の予防接種経費を計上しております。

また、市民の健康への意識高揚と運動の習慣性のための各種事業費を計上しております。

さらに、新市立病院に係る事業費等繰出金、高齢化・過疎化が進展する地域の医療を確保するため診療所特別会計への繰出金を計上しております。

環境・景観保全では、再生可能エネルギー導入拡大のため住宅用太陽光発電システム設置費用に係る助成経費を計上しております。

また、西予市に飛来する鶴やコウノトリ等の共生を目指す田園ロマンの里づくり推進事業費を計上しております。

廃棄物処理、墓地・火葬場では、循環型社会の

構築を図るためのごみ分別収集、処理経費、焼却施設、し尿処理施設等の維持管理経費を計上しております。

また、老朽化している西部衛生センターと東部衛生センターを集約し、し尿及び浄化槽汚泥をあわせて処理し、資源化設備を備えた汚泥再生処理センターを整備するための経費を計上しております。

さらに、一般廃棄物処理基本計画、循環型社会形成推進地域計画を改定するための経費を計上しております。総額で20億5,388万2,000円としております。

次に、労働費でございますが、緊急雇用創出事業により市の観光情報発信推進員の配置やコールセンターの人材を育成し雇用につなげる等、5事業について57名の雇用に係る経費を計上しております。

また、現下の厳しい地域経済、雇用失業情勢に鑑み、地域経済の活性化や雇用の維持・創出のための経費を計上しております。

さらに、市単独の緊急経済対策としまして、先ほども説明をいたしましたけれども、集会所の整備事業ほか15事業に係る経費を計上しております。総額で5億6,564万9,000円としております。

次に、農林水産業費でございますが、農業の振興では、地域農業を総合的に管理・調整・支援する体制整備のための事業費、生産基盤の整備充実、営農基盤の拡大と生産性の向上、農作業の効率化・省力化を図るための事業費を計上しております。

また、地域農業の持続的発展を図るため、担い手及び農業後継者の育成事業費を計上しております。

さらに、西予市の歴史遺産産業としての養蚕業を継承する意義を再認識するため、式年遷宮及び関連する織物工場等の研修に係る経費を計上しております。

林業の振興では、自然環境を守る貴重な資源としての森林整備保全を図るための経費、林業技術者の育成と就業の安定確保のための経費を計上しております。

また、再生可能エネルギーを利用した低炭素型の地域づくりを図るための事業費を計上しております。

水産業の振興では、漁業環境の整備保全を図るための漁港整備等の施設整備費を計上しております。老朽化する漁港施設の増加に伴い、更新を必要とする施設の長寿命化と更新コストの平準化・縮減を図るための経費を計上しております。総額で29億6,102万3,000円としております。

次に、商工費でございますが、商業の振興では、中小企業に対する経営資金融資制度を設け中小企業の育成振興を図るための預託金事業費及びそれに関連した利子補給事業費を計上しております。

また、市外の団体が市内の宿泊施設を利用した合宿に対して補助金を交付し、地域活性化と商業の振興を図るための事業費を計上しております。

工業の振興では、市内への企業立地を促進し、地域産業の活性化と雇用の場の確保を図るための経費を計上しております。

消費生活では、悪徳商法に対する情報提供、被害者相談、苦情等に対応するための消費者生活相談員を設置する経費を計上しております。

観光の振興では、観光レクリエーション施設の維持管理経費、合併10周年に向けて西予市イメージキャラクター「せい坊」を活用し、西予市を全国にPRする経費を計上しております。

また、市内固有の自然遺産・文化遺産を新たな観光資源として、地域の持続的発展に生かすジオパーク活動を通じながら日本ジオパークの認定を目指すための経費を計上しております。

さらに、西予市観光協会の法人化を進めるための経費を計上しております。

雇用・勤労者対策では、起業講座や特産品開発に対する支援・相談、情報提供等により新たな雇用の創出を図るための経費を計上しております。総額で4億3,263万7,000円としております。

次に、土木費でございますが、道路・交通網整備では、広域な地域間の連携強化、安全性等の向上を図るため県営道路事業の負担金、市道幹線道路及び橋梁かけかえ整備費を計上しております。

住宅・宅地の整備では、市営住宅政策の基本的方向及び今後の活用・維持管理方針を定める市営住宅長寿命化計画の策定経費を計上しております。

また、地震に強い町、安心して暮らせる住環境

の整備を図るため、耐震診断及び耐震化工事に対する助成経費を計上しております。

防災では、急傾斜地等崖崩れ危険箇所10カ所の崖崩れ防災対策事業費を計上しております。総額で16億9,422万7,000円としております。

次に、消防費でございますが、消防・防災・救急では、大規模災害発生に備えた必要物資の備蓄、避難路の整備、孤立集落対策用衛星携帯電話・聴覚障害者用の緊急通報システムの整備、野村地区防災行政無線のデジタル整備化を図る事業費を計上しております。

また、災害・救急時における速やかな対応として、住民の生命・財産を守り安心して暮らす町を築くため、消防団組織の充実を図るとともに、消防・救急デジタル無線設備を初め、常備消防施設ほか関係施設・装備の整備費を計上しております。総額で17億4,858万8,000円としております。

次に、教育費でございますが、学校教育では、安全で安心して学べる教育環境の整備を図るため、明浜・三瓶地区の統合校舎建設費用及び野村小学校南校舎の改築費、三瓶地区各小学校の閉校による経費及び統合小学校開校による経費を計上しております。

また、教職員のICT環境を整備し、高度情報化社会に対応した情報教育の推進を図るための経費を計上しております。

生涯学習では、家庭や地域の教育力の低下など子供を取り巻く環境の変化に地域全体で取り組む体制づくりを支援するための経費、放課後等に子供が安心して活動できる場を確保し、健やかな育ちを支援するための経費を計上しております。

また、野村地区の子育て支援対策として、学童保育施設と図書館を整備する教育福祉複合施設建設に係る経費を計上しております。

芸術・文化、文化財では、シーボルトの娘・楠本イネを顕彰するとともに、全国に発信し西予市のイメージづくりと地域活性化を図るためのおイネ賞事業費を計上しております。

また、重要伝統的建造物群及び文化施設の保存のための経費、個性豊かなまちづくりや文化活動を展開するための全国かまぼこ板の絵展覧会に係る経費を計上しております。

さらに、愛媛県指定無形民俗文化財である朝日

文楽の保存・伝承と後継者の育成を図るための拠点となります朝日文楽会館の建設経費を計上しております。

スポーツ活動では、スポーツ立市構想に基づき、スポーツ団体・クラブ及び指導者の育成を推進するための経費、地域コミュニティー組織である総合型地域スポーツクラブの活動に対する助成経費を計上しております。

また、愛媛国体開催時の競技会運営に当たる審判員、記録員を計画的に育成する経費及び愛媛国体施設整備に係る経費を計上しております。総額で45億250万9,000円としております。

以上、歳出予算の目的別の概要でございましたが、続きまして、歳入についてご説明をいたします。

まず、市税につきましては、市民税、たばこ税が増額、固定資産税が減額を見込み、市税総額で前年度比5,141万円、前年度比1.7%でございますけれども、増額としております。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金につきましては、平成23年度決算額及び地方財政計画の増減率等をもとに見積額を計上しております。

地方交付税につきましては、平成24年度予算額から1億9,000万円、1.6%の増額としております。

国庫支出金及び県支出金につきましては、小学校建築費及び森林蘇生緊急対策事業費の増により前年度比11億5,377万2,000円、33.7%の増額となっております。

市債につきましては、消防無線設備整備事業の実施、三瓶小学校校舎新築事業の増額により前年度比19億8,270万円、90.7%の増額となっております。

なお、合併特例債、過疎債及び辺地債等の財政上有利な起債を活用し必要な額を計上しております。

また、野村地区の防災行政無線デジタル整備事業費、野村小学校南校舎改築事業費、明浜地区小学校統合校舎建設事業費における継続費の設定及び市誌編さん業務委託事業の債務負担行為の設定を行っております。

以上、説明をさせていただきましたけれども、詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきます

ようお願い申し上げます。

長い間聞いていただきまして、ありがとうございました。

以上、私の所信と予算編成の方針の概要を説明させていただきました。ご清聴ありがとうございました。

○議長 道山財政課長。

○道山財政課長 それでは、予算書に沿って新規事業並びに主な事業につきましてご説明を申し上げます。

まず初めに、歳出につきまして、説明をさせていただきます。

予算書の54ページをお開き願います。

総務費であります。費目財産管理費、市有財産維持管理事業1億247万1,000円ありますが、経常的な財産維持管理経費のほか、庁舎第1別館及び旧惣川診療所の解体に係る経費を計上しております。庁舎第1別館は老朽化が激しく、既に建物本体の一部が爆裂するなど、国道、市道通行者等にとって大変危険な状態にあります。

また、今後計画しています卯之町駅前開発を進める上でも支障となるため、今年度解体するものであります。工期は9月から12月の予定としております。

また、惣川診療所の解体につきましては、新診療所へ移転後は旧診療所を撤去し、惣川公民館の駐車場として利用したいとの地元からの要望がありましたので、その要望に応えるものであります。

65ページをお開き願います。

費目監理用地費、電子入札システム共同利用事業300万8,000円ありますが、愛媛県と県内8市町が共同で構築運用を行う電子入札システムに係る経費を計上するもので、これによりまして行政、入札者ともに入札業務の負担軽減が図られます。

67ページをお開き願います。

税務総務費、固定資産税評価事業2,795万5,000円ありますが、固定資産のうち土地と家屋については3年に1度の基準年度ごとに評価の見直しが行われます。平成27年度がこの基準年度に当たり、平成27年度の固定資産の評価がえのために実施する不動産鑑定委託等に係る経費を計上するものであります。

79ページをお開き願います。

費目地域振興費、コミュニティーセンター整備事業2,510万7,000円ありますが、財団法人自治総合センターのコミュニティーセンター助成金を受けて、宇和町久保の久保集会所の整備に係る経費を計上するものであります。

同費目、地域活性化センター助成事業200万円ありますが、財団法人地域活性化センターの助成を受けまして、川津南やっちみる会が空き家を改修した移住体験等、穴神鍾乳洞、穴神洞遺跡を核としたジオ体験ツアーにより、地域との交流を図る取り組みに対する補助金を計上するものであります。

同じ費目ですが、地域おこし協力隊導入事業3,804万1,000円ありますが、都市住民など地域外の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、地域力の維持強化を図る地域おこし協力隊の制度を利用しまして、本庁・支所ごとに特定の分野でのスキルや意欲を持った人材を採用し、地域づくりに取り組むための経費を計上するものであります。財源としまして、特別交付税で措置され、残りを地域振興基金を充当しております。

80ページをお開き願います。

費目生活交通バス対策事業費、土居地区デマンド乗り合いタクシー運行事業102万1,000円、高川地区デマンド乗り合いタクシー運行事業106万6,000円ありますが、平成23年12月に運行を開始した野村惣川地区、平成20年10月に運行を開始しました城川遊子川地区に続き、平成25年10月から新たに城川町土居地区と高川地区において運行開始予定としますデマンド乗り合いタクシー運行に係る経費を計上するものであります。

93ページをお開き願います。

民生費、費目障害者福祉、軽度・中等度難聴児補聴器給付事業37万7,000円ありますが、県からの3分の1の補助を受けて、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の対象とならない軽度・中等度難聴児が装用する補聴器購入費に対して助成する経費を計上するものであります。

98ページをお開き願います。

費目児童福祉総務費、乳幼児児童医療費助成事業6,730万8,000円ありますが、子育て

てに係る経済的負担の軽減を図るため、小学校就学前乳幼児の医療費助成、また平成24年度から市の単独事業として拡充しています小学校の入院医療費助成、これに加えて、平成25年度から中学生の入院医療費も助成の対象とし、それらの経費を計上するものであります。これによりまして医療費の助成額は、約100万円の増額となる見込みであります。既に県内10市町が中学生の入院医療費の助成を行っておりまして、平成25年度からの実施予定は当市を含めて3市となる見込みであります。財源としまして、乳幼児医療費の分につきまして2分の1の県補助金を充当しております。

99ページをお開き願います。

同費目、未熟児医療費医療給付事業152万2,000円ありますが、第2次一括法により県から市へ権限移譲された事業であります。国2分の1、県4分の1の補助を受けまして、未成熟な状態で出生した新生児が、早期に健全な身体に回復するために必要な医療の提供に係る経費を計上するものであります。

109ページをお開き願います。

衛生費、費目保健衛生総務費、田之浜診療所施設管理事業200万円ありますが、平成25年4月から高山診療所の医師退職によりまして田之浜診療所の出張診療ができなくなるため、廃止になる田之浜診療所を民間医療法人あじき医院に貸し付けいたしまして地域医療を確保いたします。これに伴い必要となる修繕料を計上するものであります。

112ページをお開き願います。

衛生費、費目環境衛生費、住宅用太陽光発電システム設置補助金事業1,536万円ありますが、市民による新エネルギーの利用を積極的に支援し、環境に優しいまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システム設置費用に対する補助金を計上するもので、補助額は発電能力1キロワット当たり4万8,000円で、4キロワットを上限としています。財源として、4キロワット4万円を上限としました県補助金を充当しております。

114ページをお開き願います。

費目母子衛生費、妊婦健診事業1,885万5,000円ありますが、妊娠中の疾病の早期発見・早期対応等の健康管理が図られ、安心して

出産を迎えるための妊婦健診事業に、今年度から歯科健診を追加して助成対象としております。約250人の健診を見込んでおります。財源として、一般健診分について県補助金を充当しております。

121ページをお開き願います。

費目汚泥再生処理整備事業費、汚泥再生処理施設整備事業3,062万5,000円ありますが、し尿及び浄化槽汚泥を処理する汚泥再生処理施設の整備に当たり、平成24年度に債務負担行為を設定した生活環境影響調査及び発注者支援業務委託等に係る経費を計上するものであります。

124ページをお開き願います。

労働費、費目緊急雇用創出事業費、コールセンター人材育成事業1億9,840万2,000円ありますが、県の緊急雇用創出事業費補助金によりコールセンターオペレーターに必要な技術を習得させるとともに、地域ニーズに応じた人材を育成し、受託企業を誘致して50人の雇用に結びつけるための経費を計上しております。

125ページをお開き願います。

費目地域経済基盤強化雇用等対策費、集会所整備事業2,002万円、市単独農業用施設維持管理材料支給事業2,500万円、ほか14事業2億7,980万9,000円ありますが、平成25年度市の単独緊急対策事業といたしまして実施する経費を計上するものであります。

西予市の経済対策として、市内業者が受注可能な事業を速やかに実施することにより、西予市の景気浮揚の底上げを行うものであります。

131ページをお開き願います。

農林水産業費、費目農業振興費、新規作物と産地育成事業200万円ありますが、県の緊急雇用創出事業補助を受けて2年間試験栽培しましたスナゴケの販路開拓、企業との連携を目指し、栽培管理を地元の団体または農家へ委託継続するための経費を計上するものであります。

同費目、担い手育成支援事業2,912万9,000円ありますが、農業の持続的発展を確保するため、市内の認定農業者や人・農地プランに位置づけられた中心経営体が行う農業用機械の導入や新規栽培技術等の実証に対する補助金等を計上するもので、そのうち経営体育成支援事業では、2分の1の補助金を受けて飼料収穫機械の購入経費に対して10分の6以内の補助を行うもの

であります。

また、認定農業者支援事業では、補助率3分の1以内で100万円を上限としまして補助するものであります。

142ページをお開き願います。

費目林業振興費、森林蘇生緊急対策事業5億4,944万1,000円であります。林業専用道11路線の開設事業費5億1,500万円、林業事業体などが行う高性能機械の導入事業1,140万円、木材加工流通施設等整備事業2,304万1,000円の補助金を計上するものであります。財源として、県補助金を100%充当しております。

同費目、林業作業道改良補修事業300万円ですが、森林整備を一体的に進めることができるよう、先ほどの改良及び補修作業に必要な原材料や機械使用料等の2分の1以内で40万円を限度額として補助するものであります。

対象となる作業道は、受益戸数が2戸以上、受益面積1ヘクタール以上で、総延長が100メートル以上、幅員3メートル以上の作業道となっております。

153ページをお開き願います。

商工費、費目観光費、ジオパーク推進事業670万円ですが、日本ジオパーク認定を目指し西予ジオパーク推進協議会に対する補助金のほか、ジオサイト紹介のホームページの作成、財団法人自治総合センターの助成金を受けまして開催するジオパークシンポジウムに係る経費などを計上するものであります。

161ページをお開き願います。

土木費、費目急傾斜崩壊防災対策事業費、崖崩れ防災対策事業1億4,629万円ですが、宇和町永長常居寺地区、野村町平野手都合A地区、野村町長谷長谷B地区、城川町遊子谷下遊子B地区、日浦H地区、日浦地区、城川町川津南成地区、大門A地区、城川町魚成川向E地区、成穂A地区の10カ所の崖崩れ防災対策工事に係る経費を計上するものであります。

162ページをお開き願います。

費目道路橋梁維持費、市道維持管理委託事業800万円ですが、地域の高齢化や過疎化により地元での管理が困難となった市道の草刈り、清掃作業などを業者へ委託する経費を計上するものであります。

163ページをお開き願います。

同費目、道路新設改良費5億4,637万9,000円ですが、明浜町ですてきな集落整備事業としまして西川線ほか3路線、宇和町では石城地区209号線改良ほか8路線、野村町では中筋大洲線改良ほか8路線、城川町では今田線改良ほか5路線、三瓶町では和泉中央線改良ほか2路線の整備を行うものであります。

169ページをお開き願います。

費目住宅管理費、木造住宅耐震化促進事業610万6,000円ですが、耐震診断の結果、耐震化が必要と判定された住宅の耐震化工事に対する補助金等を計上するものであります。補助額は対象経費の3分の2以内で、84万円を上限としております。財源として、国、県の補助金を充当しております。

170ページをお開き願います。

消防費、費目常備消防費、消防無線設備整備事業4億6,237万1,000円ですが、電波法関係審査基準の改正により、平成28年5月31日までにデジタル化をしなければならない消防・救急無線のデジタル化に係る施工管理委託及び工事請負費に係る経費を計上するものであります。財源として、国庫補助金、市債を充当しております。

175ページをお開き願います。

費目消防施設費、常備消防施設事業4,243万9,000円ですが、災害時には給水車としての利用も可能な小型動力ポンプつき水槽車の導入に係る経費等を計上するものであります。財源として市債を充当しております。

同費目ですが、消防団装備整備事業5,500万3,000円ですが、宇和町宇和分団第5部、田之筋分団第1部、中川分団第2部、多田地分団第2部の積載車計4台、明浜町高山分団1部、2部、小型動力ポンプ1台、野村町野村分団第1部、ポンプ自動車1台、貝吹分団第2部、中筋分団第2部の小型動力ポンプ計2台、城川町高川分団第2部、魚成分団第2部の小型動力ポンプ2台の整備に係る経費等を計上するものであります。財源として、市債を充当しております。

同じ費目ですが、消防団施設整備事業2,407万8,000円ですが、消防水利の整備を目的として野村町阿下前石、城川町男河内に耐震性貯水槽を整備、また城川高川分団第2部詰所

の新築工事等に係る経費を計上するものであります。財源として、国庫補助金、市債を充当しております。

176ページをお開き願います。

費目災害対策費、災害用資機材施設整備事業2,332万円ではありますが、平成24年度から2カ年計画で整備しています津波避難路を明浜2カ所、三瓶4カ所に整備、また災害用物資を高台に分散備蓄するための倉庫を明浜・三瓶地区6カ所に整備する経費を計上するものであります。財源として、県補助金を充当しております。

同費目、防災行政無線デジタル整備事業2億1,403万9,000円ではありますが、昭和59年に整備され老朽化した野村町の防災行政無線を平成24年度から平成26年度の3カ年度でデジタル方式に整備更新するもので、平成24年度に実施設計を済ませ、平成25、26年度の2カ年度で工事を行います。平成25年度は施工管理委託と工事費等を計上するものであります。財源として、市債を充当しております。

179ページをお開き願います。

教育費、費目事務局費、学校再編推進事業7,351万4,000円ではありますが、平成26年4月に統合する三瓶地区各小学校の閉校に係る経費及び統合小学校の開校に係る経費等を計上するもので、閉校記念紙、校歌、校旗、スクールバス、新校舎の備品等の経費を計上するものであります。

188ページをお開き願います。

費目学校建設費、三瓶小学校校舎新築事業12億6,752万円ではありますが、平成26年4月に統合する三瓶地区小学校の校舎新築に係ります工事管理、工事費等の経費を計上するものであります。平成24年度に継続費を設定し、平成25年度が最終年度になっております。新校舎は鉄筋コンクリートづくり3階建て、延べ床面積4,804平米であります。財源として、国庫補助金、市債を充当しております。

同じ費目で、野村小学校南校舎改築事業1億8,523万3,000円ではありますが、平成27年4月の野村地区小学校統合に向けた野村小学校南校舎の改築に係ります工事管理、工事費等の経費を計上するものであります。

なお、工事費、工事管理費につきましては、平成25年度から26年度の継続費を設定を行います。

す。改築校舎は鉄筋コンクリートづくり3階建て、延べ床面積1,500平米であります。財源として、国庫補助金、市債を充当しております。

同じく同じ費目ですが、明浜地区小学校統合校舎建設事業3億5,236万8,000円ではありますが、平成27年4月の明浜地区小学校統合に向けた統合校舎建設に係る工事管理、工事費等の経費を計上するものであります。工事費、工事管理費につきましては、平成25年度から平成26年度の継続費の設定を行います。統合校舎は鉄筋コンクリートづくり3階建て、延べ床面積2,912平米であります。財源として、国庫補助金、市債を充当しております。

同じ費目ですが、野村小学校施設整備事業2億2,612万8,000円ではありますが、平成27年4月の野村地区小学校統合に向けた野村小学校既存校舎であります本校舎、鉄筋コンクリートづくり3階建て、延べ床面積2,317平米、それから北校舎、鉄筋コンクリートづくり3階建て、延べ床面積1,402平米の防水改修、外壁改修、それから内部改修、建具の改修等の大規模改修に係る経費を計上するものであります。財源として、国庫補助金、市債を充当しております。

195ページをお開き願います。

費目社会教育総務費、市誌編さん発刊事業956万4,000円ではありますが、西予市合併10周年となる平成26年度発刊を目指し、旧5町の町史統合と西予市合併後10年を記録した市誌の編さんに係ります編さん委員の報酬、編さん業務委託料等の経費を計上するものであります。平成26年度までの債務負担行為の設定を行います。

206ページをお開き願います。

費目社会教育施設建設費、野村地域教育複合施設建設事業5,337万6,000円ではありますが、野村地域全体の子育てを支援するため、野村小学校に隣接します市有地、旧野村保育所、四国電力跡地に、1階を図書館に、2階を児童館にしました複合施設を建設するもので、設計委託及び旧野村保育所の解体工事等の経費を計上するものであります。

また、同敷地内には小学校再編に伴いますスクールバス回転場及び駐車場を整備する予定であります。施設の計画概要は、鉄筋コンクリート2階建て、延べ床面積1,384.19平米で、図書

館・児童館・学童保育施設が整備される予定であります。財源としまして、市債を充当しております。

207ページをお開き願います。

費目文化振興総務費、お伊ネ賞事業518万9,000円ですが、日本最初の女性医師楠本伊ネを輩出した町として、医師を目指す女子医学生及び現在活躍している女性医師に作文を募集し顕彰するほか、平成24年度の応募作文集を発刊する経費を計上するものであります。財源として、基金の繰入金を充当しております。

210ページをお開き願います。

費目文化施設運営管理費、宇和文化会館管理運営事業8,160万9,000円ですが、指定管理委託料のほか、建築後20年が経過し、経年劣化による故障が多くなった舞台照明、音響施設の改修工事に係る経費を計上するものであります。財源として、寄附金を充当しております。

217ページをお開き願います。

費目文化振興施設建設費、朝日文楽会館建設事業850万6,000円ですが、平成24年度に債務負担行為を設定した朝日文楽会館建てかえに係る設計業務委託費を計上するものであります。施設の概要は、鉄骨づくり平家建て、延べ床面積735平米であります。財源としまして、市債を充当しております。

219ページをお開き願います。

費目体育施設費、市営野村プール管理運営事業1,426万5,000円ですが、老朽化した市営野村プールの大プールの壁面修理、塗装、ろ過器コンプレッサー交換の改修等に係る経費を計上するものであります。

224ページをお開き願います。

費目国民体育大会費、愛媛国体施設整備事業5,409万8,000円ですが、平成29年の愛媛国体において、成年女子ソフトボールの会場となります宇和球場と宇和運動公園の施設改修設計及び施設の現状課題の整理、施設の整備方針、会場施設の開催方針等の開催会場基本計画策定調査の委託業務等に係る経費を計上するものであります。

次に、歳入でございますが、予算書戻りまして、15ページをお開き願います。

市税でございますが、市民税個人、平成24年度当初年少扶養控除廃止の影響額を過大に見込んでいたため1,825万5,000円の増額としております。

固定資産税であります。土地では負担標準率が、平成24年税制改正により80%から90%に引き上げられたことにより2,464万7,000円の増額を見込んでおります。

一方、家屋では、平成24年度の評価がえにより再建築費評点補正率が木造家屋0.99、非木造家屋0.96となったことによりまして2,447万8,000円の減額を見込み、固定資産税全体では638万9,000円の減額としております。

16ページをお開き願います。

市町村たばこ税であります。平成23年度税制改正による県から市町への一部税源移譲によりまして、1,000本当たりの単価が旧三級品で305円増の2,495円に、旧三級品以外で644円増の5,262円になったことによりまして3,168万9,000円の増額としております。

18ページをお開き願います。

地方消費税交付金であります。平成23年度決算額と同額を見込み、対前年度1,667万9,000円の減額としております。

地方交付税であります。特別交付税分を過去の実績から増額を見込みまして、対前年度1億9,000万円の増額としております。

26ページをお開き願います。

国庫補助金、費目消防費国庫補助金、消防施設国庫補助金1億1,023万6,000円ですが、消防・救急デジタル無線設備整備及び耐震性貯水槽新設に係る補助金であります。

27ページをお開き願います。

費目教育費国庫補助金、学校建設費国庫補助金4億1,410万7,000円ですが、三瓶小学校校舎新築、野村小学校南校舎改築、野村小学校施設整備、明浜地区小学校統合校舎建設に係ります補助金であります。

35ページをお開き願います。

財産収入、費目総務費寄附金、集会所整備事業寄附金1,248万6,000円ですが、宇和久保集会所及び城川成穂集会所建設事業に係る寄附金であります。

35から37ページをお開き願います。

繰入金、基金繰入金であります。財政調整基

金、新市立病院建設基金及び一般廃棄物処理施設等建設基金等の繰り入れによりまして、対前年度4億736万9,000円の増額となっております。

以上、予算の説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。（休憩 午後3時51分）

○議長 再開をいたします。（再開 午後4時02分）

（日程10）

○議長 次に、日程第10、議案第49号「平成25年度西予市授産場特別会計予算」から議案第60号「平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの12件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 議案第49号「平成25年度西予市授産場特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

特別会計予算書の2ページ、3ページをお開きください。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ2,425万3,000円としております。

歳出の主なものは、施設授産場費の事務費で人件費など1,012万7,000円、事業費で賃金など457万円であります。

歳入では、手袋加工賃収入等の施設授産場事業収入692万3,000円、繰入金で一般会計繰入金及び保護施設事務費繰入金の1,725万4,000円を予定しております。

続きまして、議案第50号「平成25年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

同じく予算書18ページ、19ページをお開きください。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ335万円としております。

歳出の主なものは、住宅新築資金並びに改修資金に借り入れている公債費328万1,000円であります。

歳入の主なものは、住宅新築資金等貸付金元利収入334万8,000円を計上いたしております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 議案第51号「平成25年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

この奨学資金は、西予市出身の優秀な学生・生徒であって、経済的理由により就学が困難な者に対し定額を無利子で貸し付けるものであります。

それでは、予算書27ページをお開きください。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,200万8,000円としております。

歳出では、奨学資金貸付金で新規貸付予定者64名、継続貸付者45名、計109名分及び運営費に係る経費4,064万7,000円、予備費7,136万1,000円を計上いたしました。

歳入では、償還金等4,345万4,000円及び前年度繰越金6,855万4,000円を計上し運営するものであります。

なお、奨学資金の貸し付けに当たっては、西予市育英会理事会に諮り、公正な決定運用を図ることといたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 議案第52号「平成25年度西予市国民健康保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

国保特別会計予算につきましては、事業勘定予算と8つの診療所勘定予算で構成されております。

まず、事業勘定予算からご説明申し上げます。

平成25年度の予算編成に当たりましては、厳しい財政状況であることを踏まえ、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、医療費の動向、医療費制度改正の対応など、国が示す留意事項に基づき編成をいたしました。今後とも保険給付費の増加及び税収の落ち込みが見込まれ、財政状況は一層厳しい状況になることが予想されていることから、今年度も財源不足分として一般会計からの繰入金を計上いたしました。

それでは、予算書の41ページをお開きください。

歳出の主なものでは、総務費8,926万4,000円、保険給付費39億3,659万1,0

00円、後期高齢者支援金等6億8,883万2,000円、介護納付金3億894万2,000円、共同事業拠出金7億498万円、保健事業費5,307万6,000円を計上いたしました。

続いて、39ページにお戻りください。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税8億8,164万9,000円、国庫支出金13億4,218万円、県支出金2億8,617万5,000円、療養給付費等交付金4億5,000万1,000円、前期高齢者交付金16億8,814万円、共同事業交付金6億9,351万2,000円、繰入金4億4,371万円を計上いたしました。

以上によりまして、事業勘定予算は、歳入歳出それぞれ57億9,793万2,000円といたしました。

次に、診療施設勘定予算についてご説明を申し上げます。

各診療所の患者数は減少傾向にあり、診療収入も減収が見込まれ、一般会計からの繰入金に頼る傾向が強くなっております。年々厳しい経営を余儀なくされていますが、経費節減、経営改善に積極的に努め、今後とも地域になくてはならない診療所づくりを目指す所存であります。

なお、来年度から田之浜診療所については廃止することから、施設を民間に貸与し、医療サービスを行っていただくこととしており、高山診療所の医科及び杉之瀬出張診療所については休止を予定いたしております。

各診療所勘定の歳入歳出総額は、予算書の43ページ、44ページの俵津診療所勘定が942万1,000円、45ページ、46ページの狩江診療所勘定が6,570万2,000円、47ページ、48ページの高山診療所勘定が4,505万9,000円、49ページ、50ページの惣川診療所勘定が1,587万3,000円、51ページ、52ページの土居診療所勘定が1億1,023万4,000円、53ページ、54ページの遊子川出張診療所勘定が464万3,000円、55ページ、56ページの二及診療所勘定が7,679万1,000円、57ページ、58ページの周木診療所勘定が4,396万8,000円といたしました。

続きまして、議案第53号「平成25年度西予

市後期高齢者医療特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、ことしの4月で6年目を迎えますが、新たな高齢者医療制度につきましては、社会保障と税の一体改革関連法の一つとして平成24年8月22日に施行された社会保障制度改革推進法により状況等を踏まえ、必要に応じて社会保障制度改革国民会議において検討をし、結論を得ることとされております。

それでは、予算書の177ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億570万円と定めるものであります。

次に、179ページをお開きください。

歳出につきましては、総務費2,788万4,000円、後期高齢者医療広域連合納付金5億6,246万円計上いたしました。

また、後期高齢者を対象に実施する健康診査事業費として保健事業費1,463万2,000円、後期高齢者医療保険料の過年度分に対する還付金として諸支出金30万1,000円、予備費42万3,000円を計上いたしました。

178ページにお戻りいただきたいと思えます。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料3億4,821万2,000円、繰入金2億4,322万7,000円、諸収入1,425万8,000円を計上いたしました。

続きまして、議案第54号「平成25年度西予市介護保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

本予算につきましては、介護等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援をし、必要な保険給付を行うための事業等に関する予算の計上となっております。

それでは、予算書195ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億2,465万8,000円と定めるものであります。

197ページをお開きください。

次に、歳出予算の主なものについてご説明をいたします。

総務費では、主に人件費と介護認定等に係る経

費として1億1,836万7,000円を計上しております。

保険給付費につきましては、主に介護給付、予防給付、その他細分された各サービス費の支出となり50億320万円としております。

地域支援事業費では、介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメントを市が実施する経費として9,698万7,000円としております。

196ページにお戻りいただきまして、歳入予算の主なものは、65歳以上の方に納付していただく介護保険料7億8,960万8,000円、国庫支出金13億5,882万5,000円、県支出金の7億5,614万8,000円、支払基金交付金で14億5,493万5,000円、繰入金の一般会計繰入金で7億7,748万4,000円、基金繰入金8,227万9,000円、歳出の地域支援事業費の事業実施に伴う利用者等の諸収入527万6,000円を予定いたしております。

以上で本予算の説明を終わります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 議案第55号「平成25年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

平成25年度における主な事業といたしましては、宇和町、野村町で稼働している10処理区の維持管理業務及び公債費の元利償還であります。

予算書の249ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出総額をそれぞれ4億904万1,000円と定めるものであります。

次、251ページをお開きください。

歳出では、施設管理費で1億3,032万円計上いたしております。これは主に10処理区の維持管理費用と最適整備構想策定に係る委託料及びこれらに関する事務費、人件費等に係る経費を計上しております。

また、公債費の元利償還金2億7,872万1,000円を計上いたしております。

次に、歳入につきまして、250ページをお開きください。

施設使用料8,326万円、加入負担金300万円、県補助金318万1,000円、市債元利

償還金及び施設管理費の一般会計繰入金3億1,850万円、繰越金110万円を計上いたしております。

以上、農業集落排水事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第56号「平成25年度西予市公共下水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

平成25年度に実施する主な事業につきましては、宇和处理区では、延長約2,800メートルの管路整備工事と処理場の建設工事、水処理電気設備工事等であり、野村処理区では、国道改良に伴うマンホール、公共ます等の工事をそれぞれ予定しております。

それでは、予算書267ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出総額をそれぞれ9億5,687万円と定めるものであります。

269ページをお開きください。

歳出では、事業費の施設管理費で7,560万円を計上いたしておりますが、これは主に野村・宇和両処理区の維持管理費用と下水道接続奨励金等に係る経費を計上いたしております。

次に、施設整備費では5億3,685万円を計上しております。これは宇和处理区における事業の推進及び普及促進などに要する経費、野村・宇和両処理区の施設整備に係る委託料、工事請負費及びこれに関連する事務費、人件費等に係る経費を計上しております。

また、今までに建設された施設整備に対する公債費の元利償還金3億4,442万円を計上しております。

次に、歳入につきまして、268ページをお開きください。

施設使用料6,710万円、事業費分担金950万円、国庫補助金2億800万円、一般会計繰入金4億5,940万円、繰越金34万円、諸収入273万円、市債2億980万円を計上いたしております。

なお、地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法等を第2表により定めております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 議案第57号「平成25年

度西予市簡易水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

特別会計予算書 229 ページをお開きください。

平成 25 年度予算の主なものは、各施設の維持管理費及び施設整備に伴う経費で、歳入歳出の総額をそれぞれ 2 億 4,304 万 5,000 円と定めるものであります。

その内容につきまして、事項別明細書にてご説明いたします。

238 ページをお開きください。

まず、歳出ですが、事業費の総務管理費では、職員等の人件費と関係する事務費を初め、需用費において光熱水費、修繕料、また委託料においては、施設整備管理委託料など合わせて 1 億 3,335 万 4,000 円を計上しております。

次に、240 ページの施設整備事業費ですが、工事請負費では、施設整備に係る市単独工事分 3,680 万円のほか、委託料等合わせまして 4,174 万 6,000 円を計上しております。

241 ページの公債費は、元利合計として 6,639 万 5,000 円を計上しております。

次に、歳入ですが、235 ページをお開きください。

主なものとして、給水収入 1 億 2,968 万 8,000 円、続いて、236 ページ繰入金では、企業債元利償還金及び人件費分など、一般会計繰入金 7,697 万 1,000 円と基金繰入金 1,500 万 1,000 円、合わせて 9,197 万 2,000 円を計上しております。

以上で簡易水道事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 58 号「平成 25 年度西予市上水道事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の説明の前に、本年度の水道事業につきまして概要をご説明いたします。

西予市の水道事業は、合併前に設置された 4 つの上水道と 40 の簡易水道、さらには給水人口 100 人以下の給水施設 73、専用水道 1 を合わせて 118 の事業から構成されております。現在水道施設は、全国的に見ましても拡張から更新へと維持管理の時代となり、本市においても経年老朽化施設の計画的更新、地震対策の推進、多様化・高度化する水道使用者のニーズへの的確な対応な

どさまざまな課題に直面しております。これらの課題に対応すべく、西予市水道ビジョンを基調としつつ、安心・安全で快適な水道水の安定的な供給について、さらなる充実を目指すこととしております。

また、重要なライフラインであります水道を持続可能な水道事業として運営していくため、上水道事業体や統合が可能な簡易水道について、経営面での事業統合、また経営の効率化、そして適正な料金体系の構築等に取り組む必要があると考えているところであります。

それでは、公営企業会計予算書 1 ページをお開きください。

第 2 条の業務の予定量では、給水戸数につきまして 1 万 3,082 戸を予定しております。年間総給水量につきましては 392 万 8,894 立方メートル、1 日平均給水量を 1 万 764 立方メートルと予定しております。

主要な建設改良事業につきましては、宇和上水道事業における上松葉浄水場更新事業 3 億 4,600 万円、野村上水道事業においては、第 1 浄水場改良事業 2,600 万円、三瓶上水道では揚水源地残塩計改良工事 430 万円をそれぞれ予定しております。

第 3 条の収益的収入及び支出では、収入につきましては、水道事業収益の総額を 5 億 9,953 万 5,000 円と定め、営業活動に基づく営業収益として 5 億 7,793 万 2,000 円、営業外収益として 2,156 万 3,000 円を計上しております。

支出につきましては、水道事業費用の総額を 5 億 8,187 万 4,000 円と定め、主なものとしまして、営業活動に係る営業費用として 5 億 4,111 万 1,000 円、企業債償還利息等の営業外費用として 4,072 万 3,000 円を計上しております。

次に、2 ページをお開きください。

第 4 条の資本的収入及び支出では、収入につきまして総額を 3 億 4,125 万 6,000 円と定め、内訳は負担金 2,623 万 9,000 円、企業債 3 億 1,090 万円、企業債元金償還金に対する一般会計補助金 411 万 7,000 円を計上しております。

支出につきましては、総額を 6 億 9,799 万 3,000 円と定め、内訳は建設改良費 5 億 7,

846万9,000円、企業債償還金元金分として1億1,352万4,000円、一般会計からの借入金の償還金である長期借入金償還金600万円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,673万7,000円を補填する財源につきましては、第4条文中の括弧書きのとおりであります。

第5条の企業債では、上松葉浄水場更新事業を目的とし、限度額等を定めております。

3ページ、第6条の一時借入金では、限度額を2億4,000万円と定めております。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について、第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費1億2,065万1,000円、公債費8万円と定めております。

第9条の他会計からの補助金では、一般会計からの補助金の目的と金額を定め、第10条の棚卸資産購入限度額では1,540万円の限度額を定めております。

以上で上水道事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第59号「平成25年度西予市病院事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

第2条の業務の予定量では、昨年度と同じ病床数264床で、年間患者数は、入院7万4,460人、外来10万2,210人を見込み、1日平均患者数は、入院204人、外来420人を見込んでおります。

また、主な建設改良事業といたしまして、新病院建築費39億5,034万2,000円、医療機器備品購入費2億9,523万5,000円、施設整備事業費1億4,562万7,000円を計上いたしております。

第3条の収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、医業収益29億3,504万7,000円、医業外収益1億9,978万1,000円、特別利益4万円を合わせまして総額を31億3,486万8,000円計上いたしております。

これに対しまして支出では、医業費用30億1,921万1,000円、医業外費用9,657万3,000円、特別損失222万円を合わせ

て総額31億1,800万4,000円を計上いたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出では、新病院建築に伴う本体工事費及び病院情報システム整備費、医療機器付記備品等購入費、また野村病院の改修工事及び病院情報システム整備費などに伴う収入及び支出を見込むものであります。

収入につきましては、出資金3億7,371万9,000円、企業債31億5,630万円、補助金5億2,598万7,000円を合わせて総額40億5,600万6,000円を計上いたしております。

これに対しまして支出では、建設改良費43億9,120万4,000円、企業債償還金1億1,379万8,000円を合わせまして総額45億500万2,000円を計上いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億4,899万6,000円を補填する財源につきましては、第4条文中の括弧書きのとおりであります。

続きまして、第5条は、継続費の総額及び年割り額を定めるもので、新市立病院の病院情報システム整備事業3億円及び野村病院の改修事業2億5,000万円を平成25年度から平成26年度において継続費として設定をし、年割り額を表のとおりといたしております。

第6条の企業債では、医療機器等整備事業及び新病院建設を目的として限度額等を定めるものでございます。

第7条では、一時借入金の限度額を3億5,000万円と定め、第8条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を記載のとおりと定めております。

続いて、第9条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費19億7,488万1,000円、公債費330万円を定めるものでございます。

第10条では、一般会計から病院事業会計へ繰り出す補助金について定めるもので、研究・研修費補助1,111万4,000円、共済追加費用補助818万3,000円、児童手当補助552万5,000円でございます。

第11条で棚卸資産の購入限度額を6億5,000万円とし、第12条では、重要な資産の取得について定めております。取得する資産の内容

は、新市立病院建築に伴う医療機械と新市立病院及び野村病院に導入する電子カルテシステムを中核とした病院情報システムを取得するものでございます。

以上で病院事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第60号「平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

介護老人保健施設つくし苑の事業につきましては、高齢者の心身の状況に応じた適切な介護及び機能訓練、必要な医療等を提供し、日常生活の自立と家庭復帰を支援し、地域に親しまれ、信頼される施設を目指してサービスの提供に引き続き努めてまいりたいと考えております。

それでは、199ページをお願いします。

第2条の業務の予定量では、入所定員80人、1日当たりの通所者定員25人、療養者数は年間3万5,435人と見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出でございますが、収入・支出それぞれ4億4,541万2,000円を予定するものであります。

収入では、施設運営事業収益が4億2,622万2,000円で、その主なものは、施設介護給付費収益3億3,857万4,000円であります。

また、施設運営事業外収益では、一般会計からの企業債支払い利息等に対する補助金等1,919万円を計上いたしております。

支出では、施設運営事業費用が4億3,046万3,000円で、その主なものは、給与費3億4,730万7,000円であります。

施設運営事業外費用では、企業債支払い利息等1,494万9,000円を計上しております。

次に、第4条の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入を1,392万9,000円、支出を4,922万円計上いたしております。その主なものは、つくし苑屋上漏水修繕工事費等1,450万2,000円と企業債元金償還金3,471万8,000円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,529万1,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補うようにいたしております。

また、第5条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定め、第6条では、予定支出の各項

の経費の金額の流用、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできな経費として職員給与費3億4,568万7,000円、公債費1万円と定め、第8条では、他会計からの補助金の目的と総額を1,875万円と定め、第9条では、棚卸資産購入限度額を500万円に定めるものでございます。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

3月8日は午前9時より代表質問及び一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後4時43分

平成25年第1回西予市議会定例会会議録（第2号）

- | | | | |
|--------------|-------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成25年3月8日 | 三 瓶 支 所 長 | 西園寺 良 徳 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 消防本部消防長 | 清 水 敏 昭 |
| 1. 開 | 議 平成25年3月8日 | 総 務 課 長 | 宗 正 弘 |
| | 午前9時00分 | 財 政 課 長 | 道 山 升 文 |
| 1. 散 | 会 平成25年3月8日 | 企画調整課長 | 宇都宮 松 夫 |
| | 午後1時58分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
-
- | | |
|--------------|---------------------------|
| 1. 出 席 議 員 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |
| 1 番 源 正 樹 | 事 務 局 長 上 田 甚 正 |
| 2 番 井 関 陽 一 | 議 事 係 佐 藤 陽一郎 |
| 3 番 菊 池 純 一 | 1. 議 事 日 程 別紙のとおり |
| 4 番 田 中 徳 博 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり |
| 5 番 中 村 敬 治 | 1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり |
| 6 番 二 宮 一 朗 | |
| 7 番 兵 頭 学 | |
| 8 番 小 野 正 昭 | |
| 9 番 松 山 清 | |
| 10 番 宇都宮 明 宏 | |
| 11 番 松 島 義 幸 | |
| 12 番 元 親 孝 志 | |
| 13 番 沖 野 健 三 | |
| 14 番 森 川 一 義 | |
| 15 番 藤 井 朝 廣 | |
| 16 番 浅 野 忠 昭 | |
| 17 番 岡 山 清 秋 | |
| 18 番 酒 井 宇之吉 | |
| 19 番 兵 頭 勇 | |
| 20 番 山 本 昭 義 | |
| 21 番 梅 川 光 俊 | |
-
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|-----------|---------|
| 市 長 | 三 好 幹 二 |
| 副 市 長 | 九 鬼 則 夫 |
| 教 育 長 | 宇都宮 又 重 |
| 公営企業部長 | 松 山 一 郎 |
| 会 計 管 理 者 | 井 上 謙 二 |
| 総務企画部長 | 河 野 敏 雅 |
| 産業建設部長 | 福 原 純 一 |
| 生活福祉部長 | 三 好 幸 二 |
| 教 育 部 長 | 兵 頭 三 樹 |
| 明浜支所長 | 平 田 與 輝 |
| 野村支所長 | 井 上 尚 喜 |
| 城川支所長 | 徳 居 隆 利 |

議 事 日 程

- 1 代表質問
- 2 一般質問

本日の会議に付した事件

- 1 代表質問
- 2 一般質問

開議 午前9時00分

○議長 皆さんおはようございます。

ことしの冬は日本列島隅々まで非常に厳しい寒さが続いておりますが、ここに来まして大変日中は汗ばむような非常に暖かい春を迎えております。しかし、この時期っていうのは三寒四温と言いまして、突然寒い日が訪れるわけでございます。十分体調にお気をつけをいただきたいと思っております。

けさはそのような中、大変寒い中、このようにたくさんの方が傍聴においでいただきまして、まことにありがとうございます。心からお礼申し上げたいと思います。

それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は21名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、代表質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせ事項に従い発言をお願いしたいと思います。

清風会、松山清君。

○9番松山清君 皆さんおはようございます。清風会の松山清でございます。

平成25年3月定例議会におきまして代表質問の機会を得ましたので、三好市長の所信並びに西予市を取り巻く諸問題について質問いたします。

昨年11月16日、突然衆議院が解散されました。そして、総選挙が行われた結果、民主党に変わり自民党安倍政権が国政を担当されることとなりました。

安倍総理は、経済対策を最優先しており、その方針と姿勢は一定の評価ができるのではないかと思います。円高が是正され、株価の水準も上がってまいりました。これは、これまで経済対策をせずに財務省の言いなりになって消費税増税をしてきた野田政権からの反動であり、前政権よりも未来が明るくなったことは確かだと思っております。しかし、反面大規模な借金を国がすることにもなり、これでつじつまが合うのだろうか、あるいは民主党政権誕生時の大盤振る舞いに近いことをやっているのではないだろうかという疑問も感じます。

アベノミクスが西予市にとってどれぐらい効果

を上げるものか、未来が開けてくるのか、またそれを有効活用していけるのか。今後、注視をしていかなければならないと考えております。

そこで、まず初めに三好市長の安倍政権に対する評価と今後の国政の動向に対する見解についてお伺いいたします。

安倍政権は、円高、デフレからの脱却を経済再生の最優先課題に掲げ、その政策を三本の矢として示しております。1本目の矢は物価上昇目標2%導入、2014年から無期限の金融緩和を実施するのを初め、規制緩和、制度改革に取り組むこととしています。2本目の矢は機動的な財政出動であり、3本目の矢は規制緩和と減税などによる成長戦略の実行であります。

現在、円高が適正水準へと是正され、株価の上昇が続いているのはアベノミクスの効果であるかもしれませんが、見方を変えればこれまで低過ぎた相場が本来の水準に戻っただけであるのかもしれませんが。消費税は本来に来年から7%になり、1年後には10%へ上がるのか不確実だったのですが、景気の好転によりましてこれが確実に消費税が上がるというような状況になってまいりました。そのような国の政治経済の動きは、地方へも波及してくると思えるのですが、三好市長はこの三本の矢が象徴するアベノミクスをどう評価しているのかお尋ねいたします。

安倍政権は、政権発足後すぐに緊急経済対策を実施しましたが、その成果を私たちは大いに期待しております。その結果、西予市がどのような事業を実施することになるのでしょうか。また、その予想される効果はどのようなものと考えられているのかお伺いいたします。

また、野田政権のとき、消費税増税と税と社会保障の一体改革、そして国会議員の定数削減はセットの政策であり、増税以外にも国民生活に大きく影響する制度はあります。特に、税と社会保障の一体改革など避けて通れない問題となってきましたが、直面する年金、介護、医療など、国民生活の基礎となる部分について、今後どうあるべきであると考えなのか、三好市長の所見をお尋ねいたします。

次に、オフサイトセンターと今後の見通しについてお伺いいたします。

先月上旬に愛媛県のほうから、オフサイトセンターを西予市に設置する、そしてその施設には土

木事務所も併設をするという発表がありました。これは西予市にとって大きな意味があると思います。

まず第1は、津波の影響を受けない、洪水の心配がないなどという災害に対する安全性を評価されたことであります。東日本大震災であのような状況を見たとき、安全なところに重要施設を配置しなければならないと誰もが思ったはずです。それはこのオフサイトセンターに限らず、行政や流通、教育、その他の産業のさまざまな指令拠点と西予市がなり得ることを示しております。そのような可能性をこれからも十分に活用してまちづくりをしていかなければならないと考えるわけであります。

第2には、オフサイトセンターを併設した土木事務所が継続することにより、雇用が確保され、町が活性化されることが期待されます。西予土木事務所が廃止になることを考えると、雲泥の差となるのであります。また、愛媛県歴史博物館や愛媛県立宇和高等学校、そしてオフサイトセンターが近傍に集まることにより、その相乗効果もあり、相互利用や地域の安全学習や研修など、今後有効活用が期待されるとプラス思考で考えられると思います。

そこでお伺いいたしますが、現在考えられているオフサイトセンターの概要と計画全般についてはどのように聞いておられるのでしょうか。発表からまだ1カ月余りであり、県が管轄する施設ではありますが、市民の関心も高いようです。また、誘致の経緯はどのようなプロセスであったのでしょうか。突然の発表でもあり、数日前までそのような構想が進んでいるとは知っておりませんでした。大洲市も誘致に積極的だったとの話は伝え聞いておりますが、これまでの流れの説明をお願いいたします。

オフサイトセンターが2015年9月に完成すると、伊方原発がいよいよ稼働することとなります。現在1号機、2号機、3号機とも定期検査の後、稼働を停止して約1年以上となってくるわけですが、伊方原発稼働について理事者はどのように考えているのか、その所見をお聞かせください。

オフサイトセンターができることによって西予市がどう変わっていくのか、付随する施設や道路整備など考えられるものはあるのか、今後の課題

でもありますが、建設のスケジュールを見ますとあっという間に建物はできるのではないかと思います。それに対応していかなければならないこともあるかと思うので、周辺整備のあり方も含めてお尋ねいたします。

それと関連いたしまして、国道56号線の渋滞が朝夕を中心に激しくなっています。西予伊方間の幹線道路が渋滞で身動きがとれなくなってしまうおそれもありますし、もう一方の幹線道路を整備していくことも、いざというときのために重要かと思います。西予宇和インターチェンジから伊賀上へ抜けるバイパスは、高速道路開通時の混雑緩和のため加戸知事の英断でつくられたものでございますが、これは伊賀上で終点ということをご想定したものでなく、将来的に国道56号線と並んで伊賀上から野田、中川、多田へ抜けるバイパスをにらんでの整備だったと聞いております。このルートは緊急避難路として三瓶高山地区からの重要ルートとなるばかりでなく、新市立病院への救急ルートとしての利用価値も高く、その開設をこのオフサイトセンターと合わせて県へ要望していくことはできないでしょうか。所信表明で挙げられている減災のまちづくりにおいても大きな一歩となると考えられます。

それらを含めて今回の位置条件などからオフサイトセンターが西予市でできることになったわけですが、それ以外の施設についても誘致を促進していくような条件整備をしていく必要があると思われませんが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、東日本大震災から2年経過しての備えについてお尋ねいたします。

あと3日で甚大な被害を出した3・11東日本大震災から丸2年を迎えます。スマトラ沖地震が2004年に起こり、大津波が発生してインドネシアのバンダ・アチェやマレーシアのペナン島を襲った映像は世界中をかけめぐりましたが、まさかそのような大津波が日本を襲うとは全く想像もしていませんでした。いずれも数百キロから2,000キロ弱もの断層が数十メートル動いたということですが、東海・東南海・南海地震が一度に起こったようなもので、そのような危険性が西予市にも潜んでいるということを再認識しなければなりません。

そのようなことを踏まえてお尋ねしますが、西予市は東日本大震災に学び、将来の予想される災

害に対して対応したこと、あるいは実施した事業はどのようなものがあるのでしょうか。

何度が被災地を訪れたり、被災地支援をした自治体で研修をして知ったのですが、3・11のような大災害が起こったとき、予想以上に復興支援に協力してもらったり、職員派遣にしても積極的だったのは、日ごろから姉妹都市などのような交流関係にある地域だということを頻繁に聞きました。文化的な交流やスポーツでの交流、行政主体や民間主体など、その形態はさまざまにあるのだと思いますが、それとは違う形態も含めて非常時の自治体間連携など、その後取り組みは進んでいるのでしょうか。

それから、これまでペレットを被災地に送ったり、職員派遣に取り組んできたと聞いていますが、その後の被災地への支援はどのような方向性になっているのでしょうか。

また、南海・東南海地震の予測のため石城農業集落排水処理場で大深部の水位計測をしておりますが、その後の計測状況と経過はどうか、西予市との連携など、どのような仕組みなのかお伺いいたします。

次に、住民参加のまちづくりについてお尋ねいたします。

三好市長は平成24年度の所信表明の中で、住民参加の地域づくりを上げておられました。これは大変難しいテーマであり、かつ今後目指していかなければならないことだと私は思っております。しかし、まだまだ住民参加ができていないのではないかと心配であります。議会もどうやらさらなる住民参加のまちづくりとなるのか模索中であり、それが容易なものでないと感じているところです。まちづくりと地域づくりで若干切り口は違うのですが、この1年間を振り返り市長の取り組みとその成果はどうであったと考えておられるのでしょうか。

まちづくりには、市民の十分な声が反映できていない面があるのではないかと思います。市民の声を行政に反映する仕組み、チャンネルをふやすことはできないかと思います。さまざまな意見を聞くためには公聴会やメール、意見箱などを有効に使って、もっと気軽に意見を出せるような、そして公開の場で議論が見えるようにする必要があります。情報公開も決定事項に加えて、検討事項なども問題提起の形で議論のために

さらに進めていかなければなりません。

各種検討委員会や諮問委員会などは、各団体代表が委員となっていた審議や審査を行い、一般市民にその議論や出された意見などがわからないまま物事が決定されていることが多くあります。したがって、もっと広く情報公開をするために、それらを傍聴可能にしたり、CATVで放送することにすれば、市民の参加も進むのではないかと考えますが、実現はできないのでしょうか。市民にパブリックコメントを求めた場合など、住民の意見が余り出てこない。これは日常の情報公開が十分でないため、関心の低さから意見が出ないのではないかと思います。その対策と、さらにCATVを活用し、さまざまな情報発信を積極的に行っていく、あるいはそのような姿勢を強化すべきだと思います。

そして、住民参加を促進するためにも、日ごろ市民から寄せられる行政に対する意見も匿名で公開するようにすれば、行政に対する市民の関心や興味を高めることができるのではないかと考えますが、理事者の所見をお伺いいたします。

また、地域づくりの住民参加の中で、地域づくり交付金制度のあり方についてですが、まだ実施して年数が浅く、十分に定着していないのかもしれませんが、それぞれの地域が個性豊かに力をつけて元気を取り戻し自立するという趣旨とは違って、事務的な分配の原則が見られるところもあるようですが、弾力的な運用については、その事業の実施の最先端で細やかな助言や指導をしていかなければならないと思います。それらはどのように行われているのか、実施状況をお尋ねいたします。

次に、JR駅前再開発についてお伺いいたします。

現在検討委員会を設置して、再開発がどうあるべきか協議を重ねられていると聞いております。新年度予算に旧JA本所の解体費用が計上されているようですが、検討委員会の報告がないままに、当初予算で解体費が出てくることに若干違和感を感じました。結局、協議の経過や結果は知らされないまま、また我々が意見を言うこともないまま計画は進んでいるということでもあります。本当ならそれについても意見を言う機会はないかと思ひますし、途中経過でも報告をしてほしいところです。そのようなことから、検討委員会をCA

ＴＶで公開し、一般市民の意見も求めながら議論を進めていくことはできないでしょうか。全体の進捗状況や計画はどのようになっているのか、よく市民から聞かれます。その中でもＪＲを含めた協議はどのように進んでいるのか、あるいは自転車置き場が利用者にとって非常に不便なままとなっていますが、バス巡回場など一般駐車場としても利用されたりしているので、そこも含めた総合的な開発が必要ではないかなどということです。そのほか一部民間の土地もありますが、その換地なども含め、西予市の玄関にふさわしい土地利用していくべきではないか。また、現在の駅前は今和町時代から利用されてきたものであり、タクシーや送迎車などにとって手狭で使い勝手が悪い、もう少し広いスペースを確保し車社会に対応していくものとすべきだということも言えます。今後の方向性はどうか、理事者の所見をお伺いいたします。

次に、新市立病院に合わせた交通整備についてお尋ねいたします。

来年夏には、宇和病院が町の中心かられんげ団地横へ移転することによって、旧町内の患者もこれまでより不便になってしまうということが心配されております。また、従来の宇和病院よりも広い対象地域から多くの市民が、新宇和病院を頼って診療に来てほしいものだと思います。地域公共交通の再構築の中で、その対策を検討されてきたと思われますが、現状ではどのような方向性になっているのでしょうか。西予市と類似の先進地を見ると、デマンドタクシーを導入して患者や交通弱者の足を確保している自治体が増加してきていますが、新病院に対して導入の予定はあるのでしょうか。また、新病院のアクセスのみならず日常の買い物や市役所などの用事をするための交通手段についても、高齢者や患者のためには確保すべきだと私は考えておりますが、理事者の所見をお伺いいたします。

最後に、三好市長の所信表明に関して伺います。

１点目は、し尿処理場建設に関してですが、し尿処理場の施設計画をしているとのことですが、計画の概要はどのようなもののでしょうか。また、全体計画の中で、現在どこまで行っているのか、そして今後の見通しはどうかをお尋ねいたします。

今回、住宅地の近くにし尿処理場が立地する計画とお聞きしていますが、環境への配慮はどうなっているのでしょうか。また、緑地や公園のようなグリーンベルトなどで、周囲への環境が緩和されるようなエリアを設けることはできないのか、お尋ねいたします。

２点目は、再生可能エネルギーへの取り組みについてです。

再生可能エネルギーへの挑戦の中で、一昨年から本格稼働し、城川に工場があります木質ペレット事業の推移はどのような状況でしょうか。これまで実績を上げられてきていると思いますが、今後の利用促進をどう考えているのかをお尋ねいたします。また、オフセットクレジットを平成２５年度から販売するというので、以前から聞いてはおりますが、どのようなところへどれくらいの規模で売れる見通しとなっているのでしょうか。そして、その効果はどのようなものを想定しているのかをお聞かせください。

さらに、木質バイオマス発電についてですが、私たちは先月グリーン発電会津の取り組みについて研修をいたしました。そこで感じたのは、再生可能エネルギー活用の取り組みの中で、西予市でもできないだろうかということと、ＮＥＤＯ、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の支援により、このバイオマス発電が可能となったのだということです。それぞれの地域で地域に合った森林資源活用の取り組みがあると思います。森林資源有効活用のためＮＥＤＯの支援制度の活用などを含め、西予市では木質バイオマス発電についてどれくらい調査研究をしているのか、お伺いいたします。

３点目は、企業誘致についてですが、企業誘致についての方針をお尋ねいたします。

そして、これまで取り組んできた成果のレビューについて理事者はどう考えておられるのでしょうか。西予市は南予の中心であるため、物流、流通関連の集約を進めていくべきであると思われますが、理事者はどのような構想を持っておられますか。その企業誘致のためのインフラ整備についても、市としても事前整備をするべきだと私は思います。例えば就労支援など、西予市が既に実施していますが、支援の将来計画とか条件整備などで何らかの対策を考えておられるのかをお尋ねします。

以上、多岐にわたる質問でございますけども、年度当初でもありますので、市民にわかりやすく情報をお伝えし、ともにまちづくりに取り組んでいくということをお願いいたしまして、私の代表質問を終わります。

○議長 三好市長。

○三好市長 皆さんどうもおはようございます。啓蟄の季節、まさに冬地中に暮らしておりました虫が、春を感じ地上に出てくる時節であります。

日本経済も２０年近く地中に潜ったデノミ経済が続いておりましたけれども、アベノミクスでようやく啓蟄を迎えようとしているような感じもしております。

本日と１１日の両日、７人の議員から代表質問、一般質問をお受けすることとなります。十分に議論をし、西予市のあすへの一步前に進める原動力になることを願っております。

それでは、今ほどの松山議員の代表質問のまず最初、自公政権に対する評価と今後の国政の動向に対する見解について、私の考えについて少しだけ話をさせていただきます。

昨年末の総選挙におきまして、自公両党が３年３カ月ぶりに政権を奪還、野田内閣が総辞職し、第二次安倍内閣誕生と同時に自公連立政権が誕生いたしました。

安倍総理が打ち出しました大胆な金融緩和の実施、事業規模２０兆円超えによる緊急経済対策、税制改正による設備投資減税など、スピード感を持った矢継ぎ早の政権実施と円安進行、株価上昇などの成果は、史実の数値からも一定の評価を受けていると言えます。その裏づけとなっているアベノミクス、先ほど松山議員もおっしゃられました三本の矢、大胆な金融緩和、機動的な財政出動、民間投資を誘発する成長戦略についてであります。先ほども述べましたとおり、一定の効果が出ているように思われます。その一方で、財政赤字が課題になり、同時に金融緩和が続いた場合、長期金利の上昇、高過ぎるインフレ率、過度の円高などの副作用も懸念されるところであります。失われた２０年ともされる長引く経済停滞から抜け出すために、従来になかった改革をもたらす手だてとして、三本の矢によって変革の軸となることを期待するものであります。しかしながら、今の段階で評価するには各種施策の先行きは不透明であり、時期尚早であると考えております。

今回、疲弊した日本経済のカンフル剤として国が創設しました地域の元気臨時交付金につきましては、当市におきましても林道関連事業、道路関連事業、そのほか過疎集落等自立再生緊急対策事業、担い手育成支援事業などを実施する予定であります。これらの事業により、請負業者等は切れ目なく事業をできるため、雇用の安定や資材物資の継続的需要などの経済効果が見込まれるとともに、地域インフレの早期の整備が図れるところであります。また、市の財政としましても、事業に係る経費が軽減されることによって、さまざまな形での直接的、間接的な効果を期待しているところでもあります。

こうした経済対策の一方で、税と社会保障の一体改革はまさに避けて通れない問題であると認識をしております。この問題につきましては、社会保障制度改革国民会議において審議をされておりますが、この会議において、全国市長会から意見陳述がなされております。まず、介護保険制度につきましては、制度を安定的かつ持続的なものとする必要があるとした上で、国の十分かつ適切な財政措置、低所得者保険料軽減強化のための財源の確実な確保、労働環境の改善と元気な高齢者や女性の活用、保険運用の広域化の検討等、また地域包括支援システムにつきましては、市町村が地域の実情に応じて判断し実施できる仕組み、医療との連携のさらなる推進、総合相談支援事業強化のためのワンパート財源の確保等、少子対策については必要とされる１兆円程度の財源確保、地方が先行実施している事業を後退させない配慮、国の所管の一本化等であります。国民健康保険制度については、制度運営は限界に達し、今や国保財政が破綻状態であること、現行制度の公費負担の確実な実行と是正、さらなる公費の拡充、医療保険制度の一本化を見せつつ、当面都道府県を保険者とする広域化の実施など、また地域における医療提供体制については、医師、看護師等の絶対数の確保、医療機関の連携の推進などについても、それぞれ提言、発言されているとおりであります。

私も全国市長会の今理事にもなっております。構成メンバーの一人としてこれらの提言、発言の趣旨に賛同し、国に対して社会保障の充実、安定のため、これらの実現について強く求めていると考えておるところでございます。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 それでは、オフサイトセンターの関連につきまして答弁をさせていただきます。

オフサイトセンターは、国の財源により愛媛県が建設を行うものであります。

ご承知のとおり、オフサイトセンターの役割は国、県、関係市町、事業者であります四国電力等の関係者が、有事の際に一堂に会して避難を初めとする住民の皆さんを守る対策を円滑に実施するための調整拠点となるものです。

事業の規模、建物の概要など、具体的なことは平成25年度において検討され、実施設計が行われると聞いております。

愛媛県のオフサイトセンターが西予市に立地することが発表されるまでの経緯につきましては、昨年11月下旬ごろ、事務レベルで候補地の推薦依頼があり、宇和町内の市有地3カ所を推薦しておりました。その後、県がさまざまな角度から検討をされ、その結果として西予市が最適地と判断されたものと考えております。

続いて、伊方原発稼働についての見解ですが、最初に今回のオフサイトセンターの移転建設と再稼働については、福島原発の事故の反省を踏まえ、その立地が見直されたことによるものであり、原発の稼働云々ではなく、原発が存在する以上、必要な施設であると認識しております。したがって、原発再稼働とは全く関係ないと理解していますし、愛媛県からもそのように聞いております。原発の再稼働ということについては、国が責任を持って再稼働を判断し、住民の避難などの防災対策が整備され、さらに徹底した情報公開など、四国電力の取り組みが地元住民の皆さんの理解を得ることが条件になってくると考えます。

また、附属する施設や道路整備につきましては、今後具体的な計画が県から示された段階で協力してまいりたいというふうに考えております。

また、宇和島まで延伸されました高速道路は、西予市以南に移動する場合の重要な道路として位置づけられるものと考えております。ご指摘の伊賀上バイパスは今後の検討課題であります。

今回のオフサイトセンターの立地は、松山議員もおっしゃりましたように、西予市が南予地方における交通、防災上の優位性が評価されたもので、従来から産業経済における物流の拠点として、その役割を担うまちづくりを目指しております。

すが、それらにも合致するものであり、今後とも防災上の拠点、産業における物流拠点を担える地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、土木事務所が併設されることにより、原子力災害のみならず、災害時の緊急避難路の確保や初動態勢が整備されることにより、西予市にとりましても安心できる防災体制の整備につながるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 私のほうからは、東日本大震災から2年を経過しての備えについてのご質問についてお答えをいたします。

東日本大震災を教訓といたしまして、本市においては津波対策、避難施設の充実、住民啓発活動、関係機関、企業との応援体制の充実、原子力災害への対策など、さまざまな防災分野での取り組みを実施してまいりました。これらの事業を通じて言えることは、一過性ではなく継続して事業を展開していくことが重要ですので、今後も引き続き取り組みを行ってまいりたいと考えております。

本市の自治体間連携としましては、愛媛県及び高知県の四国西南部の7市7町による四国西南サミット災害時応援協定を締結いたしております。また、当然のことながら、近隣市町との日常の業務についても常に情報の交換を行っており、連携強化に努めているところでございます。今後もさまざまな状況を想定して、有事の際に臨機応変に対処できるよう、より一層の連携を進めてまいります。

被災地支援に関しましては、ペレットについては今のところ追加の要請は来ておりませんが、必要に応じて検討してまいります。

また、職員の派遣につきましては、これまでに17人が5日間から10カ月にわたって現地に赴き、支援活動を行っております。今後も国、県、被災地からの要請があれば市として取り組める範囲で協力をしてまいりたいと考えております。なお、平成24年度におきましては、農業水産課山本課長補佐を気仙沼へ派遣し、山本補佐には1年間当地の復興に尽力をいただきました。ことしの4月からは宮城県山元町に新たな職員を派遣する予定にしております。

石城農業集落排水処理場の計測の結果等につきましては、特に心配しなければならないような情報には接しておりません。なお、この施設は観測研究用であり、現在のところ、防災上、市との連携について特別な取り決めはしてない状態であります。

以上、答弁いたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 次に、松山議員の住民参加のまちづくりについて、私のほうで答えさせていただきます。

本市は、それぞれの地域に独自の歴史、自然、それに育まれた生活、文化、産業など、多種多様な資源があります。これらを十分に生かした魅力あるまちづくりを推進するためには、住民参加の視点に立った施策や体制づくりが必要であります。そして、住民参加を効率的に進めるために、行政から住民への正しい情報の公開、提供はもとより、広報、広聴活動に努めながら、住民と行政が意思の疎通を図ることのできる環境づくりに努めなければならないと考えております。

このような観点からこの１年間を振り返ってみますと、昨年５月に市長３期目の信任を市民の皆様からいただきましたが、改めまして大きな責任を感じるとともに、新たなまちづくりへのチャレンジ魂も湧き起こっているところでもあります。そのあらわれとしまして、これまでより一歩前に進んだ西予市、マニフェスト２０１２「誇れる・愛着のもてる『いい実感』のある西予」づくりを策定し、市民の皆様にご公表させていただきました。前回のマニフェストでは、庁内での内部評価とともに、市民評価をいただきましたが、今期マニフェスト２０１２におきましても、年度ごとに各施策の進捗状況を確認するとともに、中間、最終評価では市民目線での評価やご意見をいただきながら、住民参加のまちづくりを進めてまいりたいと、このように思っております。

また、平成２３年度には地域づくり交付金事業の推進組織として形成されました２７の組織への市政懇談会を、また自主的地域づくり活動を実践する５つのグループと、市長と語る会を開催させていただきました。また、私的でありますけれども、三好幹二後援会を通じまして、平成２４年度では十数カ所市政報告会を、本年も数カ所で市政報告会を既に実施しておるところでございます。

て、市政の状況、私のマニフェストを報告しておるところでもございます。

その内容を施策分野ごとに課題を整理し、職員に周知徹底し、できるものから解決を図るとともに、今後の施策や今回のマニフェストにも反映させていただいているところでもございます。

以上、回答いたします。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 私のほうからは、住民参加のまちづくりについての２番目から６番目のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、市民の声を行政に反映する仕組みといたしましては、まちづくり市民アンケートや西予市ホームページの市への提言、メールコーナー、またパブリックコメント等を実施して、市民の皆さんの市政に関する考えやご意見、ご提言をいただいているところでございます。また、市民検討委員会や各種協議会を設置し、各種施策あるいは特定の事業に関して審議、協議を深めながら幅広く意見や提言をいただいております。これら以外にも、地域担当職員による地域課題の把握、情報の共有にも努めているところであります。そうした各種委員会の会議内容につきましては、会議等の結果公表に関する要綱に基づきまして、ホームページ等に協議経過及び結果の要点を公表いたしております。

また、各種委員会への傍聴につきましては、会議の進行に特に支障がない限り、各委員会の判断により、傍聴を可能としているところでございます。

CATVによる委員会の放送につきましては、現段階での放送は考えておりません。これは、各委員さんの自由闊達な意見交換の妨げになるおそれがあり、円滑な議事運営に支障が生じる可能性も想定されることによるものでありまして、ご理解をいただきたいと存じます。

市政への関心や興味を高めるための方法につきましては、ホームページの活用が有効であると考えております。３月下旬からは、リニューアルした新しいホームページが公開されます。この新ホームページでは、見やすさ、探しやすさ、使いやすさの３点を中心に、あらゆる世代の方が利用しやすくなっております。また、フェイスブックにも対応した仕様になっており、西予市の魅力をより積極的に発信することができるようになりま

す。今後もこのような新しい媒体を活用して、あらゆる世代を対象に西予市の情報を発信できるようにし、行政に関する関心や興味を高めていけるようにしたいと考えております。

また、行政情報の発信に関しましては、日常の情報公開が十分でないのご指摘ですが、たしかに少なくとも最近のパブリックコメントについては、市民の皆様に関心の度合いが高いとは言えないような状態になっております。行政情報の発信手段としてCATVの活用が有効でありますので、西予ケーブルテレビ株式会社の番組編成との連携を図りまして、データ放送の活用も含めて、効果的な利用方法について検討したいと考えております。

地域づくり交付金の弾力的な運用についてでございますが、事業開始からおおむね2年が経過し、少しずつ事業の趣旨や理念が理解され、新たな取り組みとして地域内における助け合いの仕組みや伝統文化の継承、さらには地域活性化を目指した第1次産業の6次産業化によるコミュニティービジネスの動きなどが見られるようになってまいりました。しかし、一方ではこの事業の財源を既存の事業から充当しているところもあつたりして、組織の役員が充て職である地域が多いことから、ご指摘のように分配的な運用がなされているところもございます。このようなことから、地域づくり組織が交付金を工夫して弾力的に運用できるよう組織力の強化を図るため、講師を招いての地域づくり研修会や組織による意見交換会などを実施してまいりました。研修会では、全国的な先進地の事例紹介や地域活動の進め方を学びました。また、各地域の取り組みの事例発表と合わせて、意見交換会を実施し、情報の共有や地域づくり意識の醸成を図っているところでございます。

続きまして、駅前再開発についてお答えをいたします。

現在進めております卯之町駅前づくりに関しましては、平成24年11月に卯之町駅前の整備の方向性を協議する市民検討委員会を立ち上げ、西予市の魅力ある玄関口としての駅前づくりを目的として、平成25年10月に答申をいただけるよう協議を進めていただいているところでございます。その答申を受けまして、駅前整備に関連する機関、団体による基本検討委員会を新たに立ち上げ、答申内容を考慮した詳細な設計協議を進めた

後に実施設計に移る予定であります。

なお、JR四国、宇和島自動車につきましては、両事業所とも市民検討委員会の答申結果を受けた後の基本設計検討委員会から参画をさせていただきたいとの回答でございました。現在、関係事務所へは市民検討委員会の協議結果を随時報告し、情報を共有しながら今後の準備をしていただくようにいたしております。

卯之町駅前づくりの検討範囲につきましては、JR駅舎周辺から商店街までの通りを範囲として、総合的な開発を視野に入れた協議を行っております。また、駅前広場は町の玄関口であり、訪れた人がその町のイメージを最初に形づくる場所でもあります。その意味でも、駅前には歴史と文化の町にある駅にふさわしい統一感が図られるような、そういう景観と車両での利用者の利便性にも配慮した整備が必要と考えております。

これらの課題、問題点は、市民検討委員会でも共通認識として取り上げられており、今後協議を進めていく予定となっております。市民検討委員会では、駅前づくりの方向性を定め、魅力ある駅前づくりにつなげるため、まずは現在の卯之町駅前が抱えている課題、問題点を全て洗い出し、その結果を踏まえた上で整備の方向性を議論していくようにしております。その際、CATVによる不特定多数の意見の聴取は、駅前に対する個々の要望の受け皿につながる可能性があり、議論の方向性を混乱させる原因にもなることから、慎重に判断する必要があると思っております。市民の意見を聴取するための手段として、市民検討委員会では市民アンケートを実施しており、集計結果を踏まえて協議を進めていくようにいたしております。また、市長答申後の基本設計検討議会につきましては、検討結果をパブリックコメントにかけ、再度市民の意見を聴取する予定としております。

それと、先ほどご質問の中にありました第一別館の解体についてでございますけれども、実際はこの検討委員会、この計画が立った後、取り壊すのが筋かとも思っておりますが、ただタイルが落ちておりまして、通行人に被害を与えたらいけないというようなこともありまして、先駆けて25年度に解体をしたいということで、今回の当初予算に計上させていただいております。ご理解をいただけたらと思います。

以上、答弁といたします。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 それでは、松山議員からご質問のありました新市立病院建設に合わせた交通整備について答弁をさせていただきます。

新病院建設につきましては、3月4日に無事起工式を終え、平成26年4月末完成を目指して工事を進めているところでございます。

市立宇和病院の移転に伴う交通手段の確保として、新病院において独自のバスを運行してはどうかのご意見もございますが、新病院へのアクセスだけを単独で考えるのではなく、市全体の公共交通体系の中でどう位置づけるかが重要と考えていますので、病院が独自で運営するバスを運行する予定はございません。

新病院のアクセスも含めた日常の交通手段の確保については、平成23年度から市内全域の公共交通について見直しを行っているところであります。平成26年7月ごろの開院までに新交通システムを構築したいと考えており、現在宇和地区の4つの地域で区長、老人クラブ、民生児童委員の方々と構成する地元協議会を設置し、協議が行われております。今後はさまざまな課題をできるだけ解消する方策について検討し、効果的なシステムの構築を図りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、松山議員の所信の表明に関して3項目にわたってあったと思いますが、それについてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、し尿処理建設でございますけれども、ご承知のとおり本市の西部衛生センター、東部衛生センターの両施設は、稼働後32年以上経過しており、老朽化が著しい状況にあります。本市といたしましては、今後の補修工事費の増大や搬入し尿等の質的、量的変化等への早急な対応が迫られているところでございまして、このたび稲生地区及び地権者の皆様のご理解とご協力をいただきまして、新施設を建設する運びとなりました。この場をかりまして関係者の皆様へ心からお礼を申し上げます。

この新施設には、近年の環境型社会に向けた動きの高まりから、周辺環境の保全はもとより、従来までの適正処理だけでなく、資源の再利用を図

ることが強く求められております。これまでの衛生処理施設として整備されてきたし尿処理施設から、し尿及び浄化槽汚泥と有機生廃棄物を合わせて処理し、資源化設備を備えた汚泥再生処理センターへの転化を目指しております。

計画の概要等につきましては、処理能力を日常約45キロリットルとし、処理水の安全性には十分配慮していかなければならないと考えております。今月中に施設整備計画を策定し、来年度は引き続き環境影響調査の実施に加え、施設基本計画の策定を予定しております。平成27年度から建築工事に入り、平成29年4月の稼働を目指しているところでございます。建設地は約2万平方メートルとしており、議員がご指摘されておりますように、周辺環境への配慮にも十分努めていきたいと考えております。

次に、再生可能エネルギーについてでございますけれども、まずは木質ペレットについて平成23年3月に製造施設が完成し、平成23年4月から生産を行っております。23年度につきましては、西予市市庁舎の冷暖房、游の里温泉施設や学校等の公共施設、市民の購入されたペレットストーブにペレット燃料を供給しております。また、24年度からイチゴのハウス農業施設にも供給を開始しており、今後も販路拡大に努めてまいりたいと思っております。

今後、さらに利用促進を図るため、市民へのペレットストーブの普及及び市内温泉施設等への木質ペレットボイラーの設置も検討しているところであります。なお、26年度中に開業する新病院の給湯施設にもペレットボイラーの導入を予定しております。

続いて、カーボンクレジット制度につきましては、西予市としても平成25年度から本格的に販売を展開することをしております。これによりまして、西予市の知名度アップ、さらに売却収益を林業施策や環境施策への推進、さらに山村地域の活性化につなげたいと考えております。販売先につきましては、費用責任としてのCO₂削減、CSR、いわゆる企業の社会的責任でございますが、これを通じた企業価値イメージの向上、CO₂の見える化を通して社員の環境、省エネ、コスト意識向上などに取り組む企業を考えております。

販売量及び金額につきましては、クレジット認証予定の量約4,000トン、000トンをトン当たり5,0

00円から1万円程度の価格で設定して販売する計画であります。

西予市では、効率的なバイオマスの利活用を図るとともに、環境型社会への形成の推進、地球温暖化防止対策に対する自然環境保全、農林水産業を中心とした地域経済の活性化を図るための取り組みとしまして、平成22年に西予市バイオマスタウン構想を策定し、これを推進しています。その中で、木質ペレットは住宅、事業所、公共施設等における熱源として利用するなど、各方面で活用され、地産地消のエネルギーとしての期待も高めており、森林整備の加速化に貢献する基盤となっております。今後も多様な新エネルギーの組み合わせにより、市民のエネルギー意識の啓発を推進し、自給率を向上させるため、木質バイオマス発電施設の導入についても調査研究段階でありますし、畜産バイオマス発電とともに検討していきたいと考えております。

次に、企業誘致でございますけれども、企業誘致の方針についてですけれども、企業誘致は地域産業の振興及び地域雇用の拡大を図り、本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与する速攻かつ有効な手段であります。しかし、東日本大震災の発生を受けて生じた企業の製造拠点のリスク分散の動きに加え、電力供給への不安や円安の急激な進行等により、企業の海外進出の可能性が高まるなど、企業誘致は極めて厳しい環境下にあります。それまでは円高だったですね。円高の急激な進行によって企業の海外進出の可能性が高まるなど、企業誘致は極めて厳しい環境下にありました。

そうした状況を踏まえ、市としましては、市内において事業所を新設、増設、移築を行う費用に対して必要な優遇措置を講じ、積極的に誘致に取り組む方針であります。また、西予市内における企業誘致を促進するため、平成18年に企業誘致条例を制定し、制度の運用を行っております。これまでの取り組みの成果としましては、製造業、卸売業、情報通信関連企業の9社の誘致を行い、奨励措置を適用いたしました。その結果、現在まで市内新規の純増員雇用は約100名に対して、現在も地域に根差した営業活動を継続中であります。ただし、情報通信関連企業については2008年の世界的金融危機、いわゆるリーマン・ショックの影響により、業績悪化に伴う規模縮小とい

う状況になっております。今後も引き続き一社でも多くの企業誘致を促進し、一人でも多くの地域雇用を創設するための企業誘致を図りたいと考えております。

物流、流通関連の集約の構想については、県内でも南予地域への立地は東予、中予地域と比べて割高となるなど、物流コストがネックとなっていることなど地理的ハンデがあり、また大規模な用地もありません。しかし、高速道路が宇和島まで延伸された今日、西予市においては南予の中心として物流、製造関連企業の集約を進めるため、西予宇和インターチェンジ周辺及び西予宇和インターチェンジに隣接する主要地方中央道、宇和明浜線の沿道において、地域及び地域産業との調整を図りつつ、有効な土地利用を図る時期に来ているものと考えております。

企業誘致は、地域雇用の創出及び地域経済の発展に大きく寄与しています。しかしながら、日本の経済情勢に加え、地理的な問題や地域的な土地利用の規制、人材確保などの課題もあって、誘致は極めて厳しい現状であります。また現在、西予市における分譲可能な工業団地がないことから、企業に対する事業所の新設、または移設の具体的な提案や動きが困難な一面もあります。誘致のための工業団地を開発した場合、長期保有土地となりかねず、自治体財政を圧迫させる大きなリスクもまた一方では想定されます。そこで、私どもが考えておりますのは企業の誘致活動につきまして、当面は具体的に進出を検討される企業に対して、求める条件を満たす用地の確保、協力に全力を傾注することで対応すべきではないかと、このように考えております。

○議長 ほかに通告がありませんので、以上で代表質問を終わります。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言をお願いしたいと思います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

初めに、18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 初心に返りまして、そして気持ちを改め、そして有志よりいただいたネクタイを締め直して質問をいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

申し合わせ事項が1時間ということになってお

りますので、最終的に質問が、答弁の時間もございますので、どれだけの時間がかかるかわかりませんので、まず最初に退職される部長さんにご質問をいたします。

これからの西予市に向けてお尋ねいたします。

まず最初に、清水消防長さんにお尋ねをいたします。

東日本大震災よりもう2年がたとうといたしております。消防も火事よりも防災のほうが重きにだんだんだんだんなっているような世風がございますが、この長い間消防行政に携わり、広域消防、三瓶の問題もありました。消防団員の確保もなかなか難しい問題もございました。いろんな経験を積み重ねて、退職に当たり何か反省点なり、これからの西予市に助言、意見がございましたらお尋ねをいたします。

○議長 清水消防長。

○清水消防本部消防長 消防について西予市に助言または思いを伝えることにつきまして、消防長として答えさせていただきます。

まず初めに、三瓶町の常備消防体制についてありますが、平成16年の西予市合併と同時に八幡浜地区施設事務組合に加入し、消防事務全般を八幡浜消防本部が行うこととして現在に至っております。県内の消防広域化は暗礁に乗り上げ、その進捗が非常に厳しい状況となっている中では、市の消防責任の観点からも三瓶町の消防管轄を見直す必要があると考えております。

次に、特に高齢化社会が進展する地域においては、今後ますます救急の需要が増加することが予想されるため、さらなる救急体制の充実強化が求められると考えております。また、近い将来において発生が確実視されている東南海・南海地震による被害を軽減するためには、行政はもとより消防団、自主防災組織の協力体制の充実強化が喫緊の課題であります。

最後になりましたが、消防行政全般にわたり議員の皆様には格別のご配慮をいただき、深く感謝を申し上げますとともに、より一層のご指導、ご協力をお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

○議長 酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 これからのご活躍をご祈念申し上げます。

続きまして、長い間最近小学校の統合が非常に

いろんな問題になっております。各旧町ごとの少子・高齢化の中で、夜毎日のように出ておりました兵頭教育部長のご努力が見えておりました。今後の教育行政について、西予市にご意見なり助言できることがありましたらお尋ねをいたします。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 私には教育行政等についてのテーマをいただきましたので、このことにつきまして答弁させていただきたいと思っております。

今日教育を取り巻く社会情勢が大きく変化する中であって、教育は一人一人が幸せに暮らせるために、そして暮らしやすい町をつくるために大変重要な役割を担っていると思っております。そこで、私の思いを3点述べさせていただいたと思います。

まず、1点目でございますが、これからの時代を担う子供たちの健やかな成長を育むためには、よりよい教育環境の実現や基礎、基本的な学力の向上を初め、家庭、地域の教育力の向上に努めることは大変重要なことでございますが、今日であって私が特に思うことは、人と人との支え合いやふるさとを愛する心、優しく人を思いやる心などは教育が目指す原点であります。このようないつの時代にあっても変わらない不易なものを守り、伸ばす教育を今後とも推進してほしいと思っております。

2点目といたしましては、当市は豊かな自然や文化、歴史産業など数多くあります。この地域の宝や特色を生かした西予市らしい多様な学習機会の提供やスポーツ活動を通して、市民の皆さんが生涯にわたってみずからを高め、互いに学び合うことができ、健康で充実した生活を送ることができる教育環境づくりを、より一層推進してほしいと思っております。

最後に、これからの教育は個々の課題への適正な対応に加え、子供から高齢者までのそれぞれの時期に応じ、地域社会全体で教育に取り組むことが大切であると思っております。あわせて家庭、学校、地域、行政との連携を一層深めながら、さまざまな課題に向かって積極的に取り組むことで、理想の町西予市の構築に向かって一層躍進してほしいと願っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 教育は50年かかるとい

うように聞いております。これからも西予市の教育のためにご助言賜りたいと思います。

続いて、松山公営企業部長にお尋ねをいたします。

九鬼公営部長の後で、本当に新市立病院もできるようになりました。これからの公営企業運営、水道事業もなかなか大変なようでございますので、このあたりにつきましてご助言とかご意見がございましたらお尋ねを申し上げます。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 それでは、酒井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

西予市に対する助言、思いといった大それたものではございませんが、私の公営企業運営に関しての考えを述べさせていただきます。

地方公営企業は、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入で賄うものであります。公営企業の経営は、中・長期的視点に立って計画的に行っていくことが極めて重要であり、病院事業においては公立病院改革ガイドラインを作成し、経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の3つの視点に立った公立病院改革プランの策定及びその実施に取り組み、公立病院の健全経営と医療提供体制の確保を図っています。また、医療機関は優秀な人材を確保し育成することが、良質な医療を提供するための基盤であり、医師及び看護師、医療技術員等の資質の向上が不可欠であり、各種研修や資格取得に積極的に取り組んでいるところであります。新市立病院につきましては、来年7月ごろの開院を目指し取り組んでいます。西予市新市立病院基本計画に基づき、その運営方針に沿った病院づくりに努めなければならないと考えています。西予市のみならず南予全体の医療を守るため、この地区にしっかりと2次救急病院を整備する必要性は高く、新病院と野村病院の機能分担を明確にして、医師確保につながる患者、医療者双方にとって魅力的な病院を建設することが求められています。

介護サービス事業については、地域住民の介護サービスのニーズ、他の施設の整備状況を把握し、当施設の役割を明確にした上で、適正な規模で運営しなければならないと考えています。

水道事業については、建設当初の内容が新設拡張事業から改良更新事業へと移行しつつあり、人口減少、節水型社会への変化等による水需要の減

少による給水収益の減少等の現状分析と老朽化施設の更新や耐震化の推進についての将来像について、平成22年に策定した西予市水道ビジョンに取りまとめているので、この施策を基本指針として持続可能な水道事業の推進を進めなければならないと考えています。

また、水道料金については更新財源や安全対策に要する経費を確保し、需要者間の負担の公平に対応した料金体系の整備充実に努めなければならないと考えています。

水道技術継承や技術水準の向上のため、人材育成施策を計画的に行うことも必要となります。

今後、平成26年度予算決算から46年ぶりとなる地方公営企業会計の見直しが予定されており、企業会計や地方独立行政法人会計との大きな差異がなくなり、さらなる経営努力が求められると考えています。

私たち職員に対しまして、今後ともなお一層のご指導、ご支援をお願いしまして、答弁とさせていただきます。

○議長 酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 続きまして、退職されます平田明浜支所長にお尋ねをいたします。

平田所長は私も明浜の議員ですから、長い長いお付き合いでございました。それにつきまして明浜地区のいろんな現在合併後の問題や、本当に少子化になっております。そういうような中で、西予市に助言または思いやご意見がございましたらお尋ねを申し上げます。

○議長 平田明浜支所長。

○平田明浜支所長 酒井議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

これは私の支所長としての意見と、個人的な思いを述べさせていただきます。3点あります。

初めに、本庁支所方式ということで、私が支所長として明浜支所へ帰ったのが平成23年度からで、その当時から本庁支所方式となっております。

私個人としてはこの本庁支所方式、業務の権限を本庁に集約して、業務の効率化を図るということは、私個人としてはとてもいいことだと思っています。その一因が、このような定例会等で本庁の各担当部課長による予算説明、また答弁となっております。私たち支所長4人おりますが、支所長がそれぞれの地区で住民の方から直接意見を

聞きます。その中でやはり苦情または制度のこととか、また申請の伺いとか、多種多様な意見を聞きます。その中で支所で解決できないことにつきましては、本庁の担当部長と相談をして、予算計上の要るものにつきましては予算計上していただくようお願いするというような幅広い対応を各支所はしております。その各支所の担当課で業務を行っている職員と、例えば本庁の職員との間で前年度まで総合支所方式という方式でやっていた関係で、すぐにスムーズにいくわけではございません。今も少し本庁支所の中のコミュニケーションがとれてないところもあります。これはこの本庁支所方式が悪いというのではなく、職員のコミュニケーションが少し足りないように思います。それはまた来年度以降、いろいろ皆さんコミュニケーションが一番と思いますので、気をつけていただけたらと思います。

また、今定数削減等で職員の減少となっておりますが、その中でこれからの支所としての市民の皆さんまたは本庁との連携について私の考えを述べさせていただきますと思います。

私といたしましては、職員数が減りますので1つの課でやっぱり数人は浅く広く全部の仕事がカバーできるオールラウンド的な職員を支所のほうには配置したらどうかと思います。これはやはり住民との初期対応、これ一番大事です。今まででしたら対応が担当がいらないからできないとかいろいろありました。これは初期対応がこのような形でしたらスムーズにできると思います。あとは本庁の担当課と連絡をとりながらスムーズにやるということでやりましたら、職員の減少でもこれからの支所業務ができるかなと思っております。

それと、最後になりましたが、この明浜地域という形で酒井議員さんもこれからの高齢社会ということで質問が出ると思います。私も高齢社会というのは頭にあります。これは、明浜は特にそうですけど、来年、再来年、高齢化率一年一年上がります。その中で10年先を見たときに、明浜地区は多分人口2,000人台、皆さんご存じのように田之浜から俵津まで海岸線1本道で各集落が空き家が多くて超高齢な方が住んでいるというのを10年先想像できます。そのときになりましたら、今の医療、福祉というのは今以上に大切になると思います。それで、今からこの明浜地域の国道、県道、市道を計画的に、ぜひ10年先を見越

して整備していただけたら一番いいんじゃないかなと思っております。この道路の整備というのは、各事業または市の行政の中で一番基本となることではないかと思っております。

以上、私の思いということで述べさせてもらいました。答弁とさせていただきます。

○議長 酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 本場にありがとうございます。

これから私らは、私も高齢者に入っております、もう。この席の議員の中でも5名が高齢者の中へ入っておりますが、これから西予市の高齢化社会への対応施策についてお尋ねします。いみじくも平田所長さんのほうから高齢化の問題についてご提起されましたので。安心な老後を求めるためにこれから西予市はどういう考え方をしとるのか、どういう細かい配慮があるのか、そういう点につきましてお尋ねいたします。

まず最初に、合併後の高齢化率の推移、現状とその分析についてお尋ねいたします。

合併前の高齢化率、合併後の高齢化率はどうなっているかをお尋ねを申し上げます。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 それでは、ただいまの酒井議員からの合併前の旧町ごとの高齢化率、合併後の高齢化の進捗の格差の原因はというお尋ねについてお答えをしたいと思います。

平成16年4月の合併時の市の総人口は4万7,044人で、そのうち高齢者人口は1万5,456人、高齢化率は32.8%でございました。約9年経過した本年1月末の総人口は4万2,013人で、そのうち高齢者人口は1万5,716人、高齢化率は37.4%と4.6ポイント上昇しております。総人口はこの9年間で約5,000人ほど減少しておりますが、高齢者人口は逆に微増となっており、高齢化が進んでいることをあらわしております。

これを旧町ごとに見てみますと、最も高齢化率が増加しているのは三瓶町で、合併当時の高齢化率は32.6%であったものが、直近の高齢化率は40.5%となっており、実に7.9ポイント上昇しております。続いて、明浜町が7.3ポイントの上昇となっております。逆に最も高齢化率の伸びが少ないのは宇和町であり、合併当時の高齢化率は28.2%で、直近の高齢化率は31.

4%と、3.2ポイントの上昇にとどまっております。この旧町ごとにおける高齢化率の進捗の格差の原因については、明確なお答えはできませんが、この数値から分析をいたしますと、高齢化率の伸びが大きい三瓶町や明浜町においては、高齢者数は微増または微減にとどまっております、人口減少が大きいために高齢化が加速しているということが言えます。また、逆に宇和町におきましては、高齢者数はやや増加しておりますけれども、人口の減少が緩やかであるために伸び率も低い状況となっております。その原因の一つといたしまして、高齢化率算定式の分母に当たる人口におきまして、死亡や転出を原因とする人口減少率が市の中心部より周辺部が高いことと、また周辺部からより利便性の高い宇和町へ転居している方が多く、これらのことも高齢化率の進捗の地域格差の原因の一つだと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 私が言いたいのは、三瓶が10年間で非常に減っている、そのかわり先般ちょっと視察に行きました川津南は、城川が45ぐらいになっているんですね、今現在。それが、あそこは一番端っこであんな、海岸から見れば奥の遠国という感じがするんですが、そこへ行きますと41%。やはり住民の努力、その町をどういうふうにつくり上げていくかっていうところが、やはりこれからの西予市の高齢化対策に対しては必要ではないかと、かように思います。時間もございませんで、いろいろと聞きたいですけれども、これは参考のためにという形を提言させていただきます。

続いて、独居老人の数はどうなっていますか、お聞きをいたします。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 それでは、ただいまのご質問の独居老人の数についてお答えをいたします。

住民基本台帳にてひとり世帯の高齢者を抽出することは可能でありますけれども、実際にはご家族と生活しながらも、家庭の事情で世帯分離をしており、見かけ上は独居高齢者世帯となっている世帯が多数存在しております。これでは実態とはかけ離れた数字となってしまうため、より実態に沿った数値として国勢調査における独居高齢者数を抽出することをいたしました。

平成17年10月の国勢調査におきましては、西予市全体で独居高齢者数は2,504人となっております。旧町ごとの内訳といたしましては、明浜町が302人、宇和町が894人、野村町が506人、城川町が274人、三瓶町が528人となっております。

また、5年後の平成22年10月の国勢調査におきましては、西予市全体では2,823人で、約300人の増加となっております。旧町ごとの内訳といたしましては、明浜町が319人、宇和町が990人、野村町が598人、城川町が294人、三瓶町が622人と、いずれの地域におきましても増加をしております。

平成22年以降、市独自の独居高齢者数の調査は行っておりませんが、その後も独居高齢者の人数は増加していると推測され、現在では西予市全体で3,000人を超える独居高齢者が存在しているものと思われます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 加速度的に高齢化が進んでいると、それによって非常に地域によって分布が違ってきていると、これに対する施策を今後考えるべきだという考え方をいたしております。

時間もありませんので、2番目の高齢者の生活環境の整備についてお尋ねをいたします。

バス路線維持対策費用だとか524万7,300円、今年度の予算にも組んでおりますし、そしてまた本年度の道路法の改正によりまして、いろんな高齢者の利便性とか、そういう形の安全、保全を保つためにも、国の法律も変わっているようにございますが、まず一番最初に、先ほどから質問もありましたように、高齢者の買い物とか医療とかそういうことにつきまして、まず答弁を短く、先ほどの説明を受けましたのでどういうように考えているかをお聞きいたします。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 それでは、ただいまの酒井議員さんからの高齢者の生活環境の整備ということで、1点目につきましては医療機関への通院体制、これについてまずお答えをいたしたいと思っております。

現在旧宇和町におきましては、生活交通路線巡回バスと、いわゆる100円バスでございますけれども、これを運行しております。各地区から宇和

病院へも多くの方がご利用いただいております。その利用者の多くはやはり高齢者でございます。平成26年7月ごろの新市立病院開設に合わせた交通整備につきましては、先ほどの一般質問の答弁にございましたように、企画調整課を中心に現在検討を進めているところでございます。昨年実施いたしました高齢者対象のアンケートにおきましても、新病院への乗り入れを要望する意見が多数寄せられており、今後高齢者が利用しやすい利便性のあるバス運行を目指し、協議検討を進め、新市立病院開設を視野に新システムでのバス運行の取り組みを進めたいというふうに考えております。

また、他の地域におきましても、福祉バスやデマンドタクシー、廃止の代替バスなど、実情に合わせたさまざまな形態で運行しておりますが、今後市全体といたしましても、病院だけではなく買い物や金融間での利用に資するなど、よりお出かけがしやすい交通体系の確立に向けた取り組みを進めたいというふうに考えております。

次に、2点目の生活必需品の購入できる環境づくり、いわゆる買い物等の目的のためのことでございますけれども、その質問についてお答えをいたしたいと思います。

昨年12月、企画調整課におきまして、65歳以上の市民1,500人を無作為に抽出をいたしまして、西予市買い物環境等アンケート調査を実施いたしております。その調査結果がおおむねまとまったところでありまして、その中で日常の買い物に不便を感じていると答えた方が全体の41.5%を占めており、これをさらに地域別で見ますと、明浜が40%、宇和が40%、野村が37.7%、城川が52.6%、三瓶が41.2%となっており、特に城川地区が最も不便に感じている人の割合が大きい結果となっております。また、これをさらに詳細に見ていきますと、地域ごとに結果に差があらわれており、この結果をもとに特に不便を感じている人の割合が高い地区につきましては、さらにニーズ調査を実施いたしまして、その対策を検討していく必要があろうかと考えております。

現在の買い物環境を改善するための対策として相当されるものの中に、1つ目には福祉バスなど交通手段の確保、それから2つ目には地域への小規模店舗の開設、3つ目には受注による商品の配

送などが上げられますが、このアンケート結果をもとにその地域にマッチした環境整備を行っていく必要があることから、今後関係課と連携しながらその実現の可能性に向けて調査検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 この点についてお尋ねいたしますが、先ほど代表質問の中でデマンドタクシーの話が出まして、交通体系の完成は26年7月までに計画完成というように私は聞いたんですけども、新病院の建設が26年7月から開院という話を聞いております。計画完成と実施完成が違うようではもう少しスピードアップしていただかないといけないんじゃないかなど。新病院の開設と同時に買い物とか、そして新病院へ通えるようなものができるかできないか、そのあたりはスピードアップしていただきたい。

もう一点ありますのは、これをするとなれば計画ができるのは当初予算に上げなきゃだめになってくるんですよね。そうすると、当初予算の計画ってというのは、12月から来年の1月いっぱいまでにはやらなければだめなんですよ。そうなりますと、計画が26年7月だったら、26年12月にしか予算が上がらないと。26年の終わりにしか上がらない。こういうことになっちゃうんですが、その点につきましては今後検討してもらえるかどうかをお尋ねいたします。

○議長 宇都宮企画調整課長。

○宇都宮企画調整課長 地域公共交通につきましては、住民の方と現地元協議会を立ち上げて検討しているところでございます。病院の開設に合わせて、そのときに運行開始を目指して検討しているところでございます。

以上です。

○議長 酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 私は、明浜地区の出身の議員でございますけれども、非常に田之浜地区の医療というのが、非常に明浜町ではいろんな問題になっております。診療所の再編がやっと完成いたしましたして、理事者の本当の努力で何とか目安がつけましたけれども、新病院の開設のときにはどうしてくれるんだという意見がございますので、その点については精いっぱいの努力をご依頼申しておきます。

続きまして、AEDの設置地図の問題でございますけれども、毎月第1土曜日のCATVで、応急の手当て、救命の処置を清水消防長、放映いたしておりますね。これを毎週見てたら、大体AEDや救命の処置が私もわかってきてます。

そこでお尋ねいたしますが、AEDの設置場所がわからない。あの放映しているときに2人います。119番に電話してくれという方と、AEDを早く持ってきてくださいと言いますけど、AEDがどこにあるかわからない。それを必ず市民にわかるような努力をしていただきたいのと、どういうふうに考えてるかお尋ねをいたします。なお、合わせてご質問しますが、第三セクターそして支所、そういうところが現在設置されているかも同時にお尋ねをいたしておきます。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今の酒井議員のご質問についてお答えをいたします。

AEDは最近の初期の措置の中で多大な効果を出している機器でありまして、西予市でも計画的に導入を図っておりまして、ほぼ西予市の公的、主要なところにつきましては備えておるような状態でございますが、各種団体、企業、地域の協議会とか、そういうようなところでも、地域づくり交付金等を使用されまして入れられとるとも少しずつ出ているようでございますので、全部を把握しているということではありませんが、現在把握している設置台数は、消防署で一覧表をつくっていただいておりますけれども、96台は確認をいたしております。一覧表でどこの場所にあるということはつかんでおります。設置場所は、各学校施設や本庁支所、市民体育館、病院、診療所、個人医院などに加えまして、企業でも設置があります。先ほども言いましたように、いろんなところまたふえておりますので、正確な数字ということではありませんが、96台を確認をいたしております。

その地図化ということになりますと、それだけの地図をつくるということは、移動がありますのでできないと思っておりますけれども、今度防災マップの見直しを行います。そういうところには示していきたいというふうに考えておりますし、そして観光パンフレットや施設パンフレット、そういうものをつくるときに、更新するときに、できるだけそういうことができるかどうか工夫をする

ように検討したいと考えております。

また、今後の導入の指導につきましても、できるだけ積極的にやっておきたいと思えますし、設置しただけではいけませんので、今度それを使う方、そういう方がふえるような、ケーブルテレビでもやっておりますけれども、そういう指導、使うほうの指導教育も進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 初めてでも正しく使えるAEDというキャッチフレーズでいろんなところでやっております。20万円から30万円するんだろうと思いますが、そこでお尋ねしますが、設置場所の中で公民館はしていますかということと、それから第三セクター、ここが例えばどんぶり館、そして宝泉坊、そしてシーサイド、こういうようなお客さんを相手にしてるところに設置いたしておりますか、それと指導をいたしておりますかを1点。

それからもう一つは、民間事業所の設置の把握は難しいだろうと思えますけれども、確認は。そのあたりも今後は90幾つの中で民間がどれぐらいあるか説明をいただけたらと思います。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今言われました第三セクターでございますけれども、クアテルメ宝泉坊等は、さっきの96カ所の中に入っております。公民館につきましては、まずその地域に一番人がいるところ、子供たちがおるところとかというようなことでエリアを決めておりますので、小学校に置いておくと。そしてまた、公民館のほうとか自主防災組織とかというようなところで公民館のほうに置かれとところもあるかと思いますが、その辺につきましては把握をまだしていないような状態です。ただ、小学校には各小学校全部置いておりますので、各公民館、行事のときにはその辺のものを使いながらやっていけるのではなかろうかなと思っております。

それから、民間事業所ですけれども、民間診療所とか歯科医院というところや、それから市内の介護施設等にもデイサービスセンター、グループホームとか、そういうようなところに12カ所、先ほどの96カ所の中の12カ所がそういうところがあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 クアテルメはされてる。ただ一番今西予市の中で集客が多いどんぶり館にはどうもないようなんですよ。そして、シーサイドもないようなんですよ。お客さんがいつも入れかわり立ちかわりするところの第三セクターには、やはり指導すべきじゃないかということを申し添えておきます。

続きまして、時間も大分ないようなので、後ほど順序が少し変わりますけれども、安心キットの普及について、まず先にお尋ねをいたします。

西予市のまごころ銀行が実施している普及内容について、また他市の普及の所管部署について、まずもって説明を求めます。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 それでは、ただいまの安心キットの普及についてのご質問にお答えしたいと思います。

安心カード見守り支援事業、いわゆる安心キットでございますけれども、これはまごころ銀行預託事業といたしまして、西予市社会福祉協議会が運営主体となり、西予市民生児童委員協議会が実施機関として取り組んでおります。この事業は、市内の高齢者の方や心身に障害のある方が、自宅でぐあいが悪くなり、救急車を呼ぶもしものときの安心・安全を確保するために希望される方に無料で配布しているものでございます。

2月末現在では、明浜が140個、宇和が683個、野村が593個、城川が209個、三瓶が124個の計1,749個の希望があったと伺っております。

利用できる方につきましては、市内にお住まいの方で75歳以上のひとり暮らし世帯、それから75歳以上だけの世帯、そして身体障害者等の手帳保持者、また地域の民生児童委員協議会会長が安心キットの設置が必要と見られる方、これらの方を対象としております。この事業への周知や配布者への希望確認につきましては、お住まいの地域の担当民生児童委員により行われておりまして、10月20日発行の市社会福祉協議会の広報紙でも全戸配布し、周知が図られております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 先ほど言いました、他市

の普及は大体社会福祉協議会の中でまごころ銀行があつて、そこから社会福祉協議会を通じて民生委員に依頼しております。

先般、私のところの公民館で団体連絡協議会がございまして、民生委員の代表の方が出ておられまして、非常に年末骨を折ったと。本当に骨を折りましたというお話がされました。その中で明浜はもう完遂しましたと。70歳以上の独居老人、そして75歳以上の高齢者の同居の人がいないところ、その中でも拒否された方もおられるようです。そのような中で、民生委員さんが本当に苦労して回った。そしてまたもう一つありましたのは、民生委員さんが緊急連絡の今やっておりますね、ボタンを押したら民生委員さんへつながる制度。これが明浜町が今非常に普及しております。それよりも一番普及率が高いのは野村町です。こういうものの中でこれをやりますと、ボタンを押されますと24時間拘束なんですよ、民生委員さん。民生委員さん大変なんですよ、24時間ボタンを押されたら、その人のところに行かなきゃだめなんですから。安心キットにしても大変な努力をされてるという現状をお示ししたかったということでございます。

こちらに数字がございまして、先ほど言いました私が言いたいのは、社会福祉協議会で今全部任せてる福祉事務所が、結局は各市を調べてみますと、消防署がやっているところ、そして福祉事務所がやっているところ、そして社会福祉協議会がやっているところ。県のほうでは社会福祉協議会のほうが少ないぐらいなんですよ、他市におきましては。ほとんどが市が直営でやって、財源も市が出してるというところがほとんどなんです。ほとんどとは言いませんけれども。そのあたりもやはりこういう老人社会に、老人が安心して暮らせるために、ひとつ考えていただきたいなと、かように思っております。

続きまして、民生委員が大変に骨を折っていると、また今回民生委員さんの改選期でございますのでお尋ねしますが、先般民生委員さんの研修会が松山であったそうです。これにつきまして、研修の費用について現在どのようになっているかお尋ねをいたします。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 それでは、ただいまのご質問の民生委員の研修会などの研修費用についての

お答えをいたしたいと思います。

民生児童委員の研修会につきましては、愛媛県や愛媛県民生児童委員協議会が主催する経験年数に応じた研修会など、年5回程度開催されております。松山市内を会場とした研修会で参加割り当ての多い研修会では、支所単位あるいは全体で乗り合わせて公用車を利用して参加をしております。

公用車を使用した例えば高速道路の利用につきましては、財政課があらかじめ定めました有料道路利用の取り扱いに準じて利用しているところでございます。

この取り扱いでは、松山市近郊までの利用は特別な場合を除き高速道路は使用はできません。ただし出発時間、用務の緊急性、他の用務との時間的調整などを総合的に出した場合には利用が可能となるケースもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 なるほど、先般早く帰りたい人がおまして、行きは高速道路利用ですね。帰りは早く帰りたい人がおるけれども、どうしても上は走れなかった。タイム・イズ・マネーなんですよ。高速道路料金が幾らかっていったら松山から宇和までマイクロバスだったら2,000円ぐらいするんですかね。ほしたら、運転手が20分早く帰れば、運転手の支払い賃金も安く上がるわけですよ。そして、公務員の人件費はこういう内規をこしらえてますけど、現実そこに乗ってる人たちも時間が早く帰ったら仕事ができるという方だっておるわけなんで、そして宇和島までの延伸があったりしまして、この高速道路の利用はもう少し弾力的に考えられる時期が来ているんじゃないかと思います。

例えば、産業部長さん、農業委員会さんはどのようにされておりますか。そして、教育部長さん、教育委員会さんなんかいろいろなところへ行きますね。行きはよいよい、帰りは一般道ですか。大体この内規だったらそうなるんですよ。ですから、もうこの際この内規には、もう少し弾力的に考えていただいて、そしてやれませんかというのがひとつございます。ここに内規を私取り寄せておりますけど、この内規を見ますと、大体おっしゃるとおりできません。それで考えますのは、個人のETCカードを使って、私がもし議員

として乗ってたら、個人のETCカードを使って、高速道路を使って帰ってくるやというようなケースも出てくるんじゃないかと思うんですが、内規についてのこれからの検討をさせていただきたい、されるつもりがあるかどうかをご質問いたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、酒井議員の今のご質問についてお答えをいたします。

非常に細かいところまで勉強されてご質問だと、このように思っておるわけですが、この内規をつくったもとは、行政改革の一環でつくったものでございますから、この行政改革の根本をどう見るかということになるかと思います。それは全部にかかってまいります。だから、私どもは行政改革を手放してるわけではありません。だから、永遠の課題でもあるし、現実の課題でもあるのが行政改革であります。そういう根本を持って、今後とも検討課題としていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長 酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 あちら立てれば、こちら立たずといういろいろな政策があるんでしょうけれども、やはり民間で出られる方、ボランティアの性格が強い、民生委員さんの年額の報酬ってというのは12万円でございますので、そして農業委員さん、いろんな方のこれも違うし、私も議員も違いますし、そのあたりも含めまして市長がああいう答弁をしていただきましたから、課題として残させていただきますが、善処願いたいと思います。

続きまして、もうあと時間もございませんが、認知症の対策と改正高齢者再雇用法についての2点が残っておりますけれども、まず改正高齢者再雇用法についてお尋ねをいたします。

西予市は新聞紙上に出ております退職者の、早く退職して何億円要ったというような各市やそんなものが報道されておりますけど、お聞きしますと西予市はあの制度は4月1日施行だというように聞いております。ですから、先ほど退職される部長さんは適用ではないというように聞いております。

それでお尋ねいたしますが、この新しく高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する

法律ができ上がりました。これにつきましては、本年度4月1日から施行ということは、退職された方は適用ではない。65歳まで雇用延長ということでございます。ことしの春闘にも大企業が賃上げアップ、円安で利益が上がったけれども春闘の中で5年間の再延長が4月1日からあるから、それが闘争の道具になっております。これを今後1年間の間にどのように考えられるのか、お尋ねをしたいと思います。

資料は、これは厚生年金の年金のほうともかわりますので、非常に国政の場でも難しくなっておりますし、雇用体制の中でも難しくなっておりますのでお聞きしますけれども、そして今年度の来年3月末でやめられる方で、何人かここにもおられますけど、その方々は65歳まで必ず雇用しなければだめな法律なんですよ。この法律ができ上がった形で、今ご質問いたしますのは、その人たちが民生委員さんの補助だとか、そして公民館の館長さんに座るだとか、いろんな地域おこしができる政策の一助にできないかという考え方がありますので、まだ先の話になりますけれども、この予算についてと2つについてお尋ねをいたします。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今回の酒井議員の質問の中で、春闘に関係する賃上げの関係なんですけれども、公務員の賃上げといいますのは、賃上げといいますかその給料の見直しといいますのは、人事院勧告がございます。その人事院勧告が夏ごろ出まして、そしてそれに基づいて市としてどうするかということで決定をいただき、それをさかのぼって適用するというような手法になっておりますので、その西予市がどうするかということにつきましては、その人事院勧告が出た段階で検討するというようなことになります。

それと今申しおくれましたけれども、この高齢者の雇用安定法の関係につきましては、公務員につきましては適用ではありませんが、これからそれに波及した法律がまた出てきますので、それに対応してまた出た段階で対応していきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 現実にあと一年すると、市役所の職員は65歳が定年ですよというように

なるということなんです。言えば本人が希望すればと、それとは違います。この雇用法について非常に労働者の中でも議題になっておりますので、私ももう少し勉強したいと思います。これが来年度ぐらいからまた新たに出てくるという問題だけは捉えておきたい。それをどのような認知にして、どういう対策をとるかはまた次の機会にまたさせていただきたいと思います。

もう一つございますのは、認知症施策推進5カ年計画が、オレンジプランというのが出まして、これは日本がおくれておりまして、イギリスの、オランダ、フランスなんかが進んでおりますが、イギリスのプランのモデルを日本がことしの25年度から29年度までの計画を国のほうが立てられました。徘徊、暴力、本当に現在対策はなかなかない。そして、家族の崩壊。そのような問題が社会問題として現在出ております。これをどのような形で今後西予市が取り組んでいくのか、また新しい法律の中でどのように考えているのかを考えていただきたいと思います。

この件につきましては、時間もございませんので深く突っ込みませんけれども、ひとつこの認知症対策については、先般の2月28日愛媛新聞に2次救急の中で1カ所以上、そして宇和島に1カ所と八幡浜にも1カ所決まりました。報道がございました。そして、これについてケースワーカーとか、そしていろんな方が3万5,000人とかそういうサポート人を今後ずっとやるようになっております。市民の方で認知症の方を抱えておられる方が早くわかられるように、早く安心ができるような情報を流して計画ができるような形を早急にしていただきたい、これをお願いいたします、お願いというよりもどのように考えているかを質問いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 それでは、ただいまのご質問の認知症施策推進5カ年計画、いわゆるオレンジプランについてのご質問にお答えをしたいと思います。

議員の仰せのとおり、厚生労働省は昨年の9月に認知症施策推進5カ年計画、オレンジプランを策定し、公表をしております。当計画では、これまでの病院施設を中心とした認知症ケア施策を、できる限り住みなれた地域で暮らし続けられる在

宅中心の認知症施策へとシフトさせ、地域で医療や介護、見守りなどの日常生活支援サービスを包括的に提供する体制づくりに主眼を置き、住みなれた地域で暮らし続けることができる社会の実現を掲げ、在宅中心のケア体制の確立を目指しているものであります。早期診断を担う医療機関をふやしたり、発症初期の高齢者宅を訪問する専門家チームをつくったりするのがこのプランの柱となっており、具体的な方策はこの中でまとめられています。

西予市におきましても、今後このオレンジプランを踏まえまして、市町村が取り組むべき認知症ケアパス作成の推進や、介護保険事業計画への反映等について対応してまいりたいと考えております。また、第5期高齢者福祉計画の中では、認知症高齢者の早期発見、早期対応の仕組みづくりを目指しており、認知症高齢者と家族を支援するボランティア活動の支援を目的に、認知症サポーターの育成、高齢者の見守りネットワークづくりと、地域での認知症の正しい知識の普及に努めてまいっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 ここで暫時休憩にしたいと思います。

(休憩 午前11時01分)

○議長 再開をいたします。(再開 午前11時15分)

次に、4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 議員番号4番、田中です。議長から指名をいただき、通告に従って一般質問をさせていただきますと思います。

今回は要点のみの一括質問とさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、第1に減災のまちづくりより、防災道路の整備についての考えをお聞きしたいと思います。

先ほど代表質問にもありましたが、県オフサイトセンターのアクセス道路の確保、南海地震等災害時の避難道路について、また明浜方面からの新病院のアクセス道路について、三瓶方面からの高速道路へのアクセス路について、以上の件を踏まえて、先ほどから出ている伊賀上野田バイパス線の再考ということで、お聞きをしたいと思いますのでよろしくお願いします。

次に、学校教育に附帯する給食センターについてお聞きしたいと思います。

現状として、何食を何人で調理し、その配達方法としてはどうしているのかと、また広い地域を賄っているリスクとは何か、また施設の老朽化に伴う耐震性や衛生面の問題はないのかと、こういった分をお聞きしたいと思います。

続いて、第3として魅力あふれるまち創造・発信より、多目的トイレに対する認識ということでお伺いしたいと思います。多目的トイレの市内集客場所における設置数、また車椅子利用等の方や子連れの方、また機能障害のある方たちへの配慮としての増設を検討できないか。また、これから重伝健、ジオパーク構想の推進ということで、西予市に來られる方に対するおもてなしとしてのトイレの増設、またその案内の看板等について検討してほしいということです。

去年は行革コンテストで最優秀の栄誉に輝きましたが、別の観点から収入をふやすという意味で4番にふるさと納税について取り上げております。

平成23年第4回定例会で答弁いただいた後の取り組みについて、またその成果と今後の取り組みについて、目標についてお伺いしたいと思います。

5番目に、文化会館裏大駐車場の使用について、現在管理はどうなっているのかと。5年前、議員の方々からの質問に対し、新庁舎の開庁後の駐車場利用状況、変化等を踏まえて、新たな管理方法を検討してまいりたいと当時の総務企画部長から答弁がありました。また、平成23年第3回定例会において同様の質問に対し、同部長から有料化を含めた新たな駐車場管理方法の検討を行ってまいりたいといった答弁をいただいております。

新庁舎の開庁からもう十分なときが流れました。その後どう検討され、これからどう管理、運営されるかお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 それでは、ただいまの1番目の減災のまちづくりより、防災道路の整備についての考えについてお答えをさせていただきます。

減災のまちづくりを行うには、災害時に避難所等に移動するための道路整備は当然必要なことでございます。今回のオフサイトセンターの建設に

つきましては、道路など立地に際してのさまざまな条件が整っているということも考慮された上で選ばれたものと理解しております。高速道路への各方面からの交通量が増大しており、また今後新病院が建設されれば、この交通量もおのずと増大することが予想されます。また、高速道路、新病院はともに災害時に担う役割も大きなものがあり、これらへのアクセスを確保することは、そういう観点からも大変重要な事柄であると認識しております。

ご質問の伊賀上野田バイパス線につきましては、平成19年3月策定の西予都市計画マスタープランにおきまして、市街地外周道路の検討として位置づけております。これに関する改良工事につきましては、平成17年3月の主要地方道宇和明浜線、いわゆる伊賀上バイパスが供用開始されたものの、その後本ルート of 延長は具体的に進展をしておられないのが現状でございます。県に対しまして、平成17年ごろから伊賀上野田バイパスの県道新設整備を要望いたしておりますが、西予土木事務所によりますと、今のところ、東南海・南海地震対策や、伊方原子力発電所の不測の事故に備えて県民の安全・安心を確保するため、災害時の緊急輸送道路として位置づけされている現存の国道、県道を重点的に整備促進する計画であると伺っております。ご質問のルートにつきましては、今後の検討課題とさせていただきたく、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 続きまして、田中議員の学校教育に附随する宇和給食センターについての質問にお答えいたします。

1点目の現状として、何食を何人で調理し、その配達はどうなっているのかとの質問でございますが、現在の宇和給食センターは宇和中学校に隣接し、宇和町内の小学校7校及び中学校1校の給食を賄っております。平成23年度の実績で、1日当たり1,527食を調理員10人が調理し、配達につきましては、2台の配送車でっております。

2点目の、広い地域を賄うリスクとその対応についてでございますが、宇和給食センターは宇和町内全ての小・中学校の給食を賄っているため、給食数や距離と配送時間の関係から、大きな食中毒や給食到着の遅延による衛生管理上のリスクが考

えられます。これらのリスクを回避するため、宇和給食センターでは、徹底した衛生管理のほか、各学校への給食配送前に給食センター長の検食、保温性の高い食缶、バットの導入や、調理から食べるまでの時間を短縮するため、配送車を2台体制で行うほか、児童・生徒の給食開始前の校長検食を行うなど、常に安全でおいしい給食の提供に努めているところでございます。

3点目の、施設の老朽化に伴う耐震性や衛生面の問題についての質問でございますが、現在の宇和給食センターは昭和47年に建築された建物で、耐力度調査の結果、建てかえが必要な施設で、更新の時期を迎えております。衛生面につきましては、築41年を経過していることから、現在の国の衛生基準を満たしていないなど十分とは言えませんが、施設設備の清潔、衛生の保持に努め、徹底した衛生管理を心がけているところでございます。このような状況から、早い時期に現在の施設に変わる新たな学校給食センターの建設に向け、調理後2時間以内の喫食を大前提とした高い衛生水準と安心・安全でおいしい給食の提供、立地条件、交通事情、配送計画、費用など、さまざまな面から現在内部検討を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 それでは、第3番目の魅力あふれるまち創造・発信より、多目的トイレ、その他案内看板等のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

近年、車椅子対応のみでなく、子供連れの方など多様な方が利用できる、いわゆる多目的トイレの普及が見られるようになってまいりました。これは、誰でもが利用できる製品や空間をつくっていかうという、いわゆるユニバーサルデザインの考え方の一環であり、これからの生活空間または公共の場づくりに欠かせない考え方であると認識をいたしているところです。市内の主要な観光施設や公園につきましては、現在94カ所トイレがございます。そのうち、32カ所、約3割が多目的なトイレとなっており、さらにそのうち12カ所におむつがえシート、5カ所にオストメイト対応設備が設置してございます。

3番目と4番目のご質問に関しましては関連がございますので、合わせてお答えをさせていただきます。

きます。

観光客全ての方へのもてなしの心は、車椅子や子供連れの方など、多様な条件をお持ちの方への配慮にも当然つながっていかねばならないものと考えます。例えば、町並み保存地区の施設には、宇和民具館とか宇和先哲記念館の2カ所に多目的トイレを設置しています。この表示等につきましても、十分でない部分もございますし、多目的といいましても、おむつがえシートは未設置であるなど、完全形ではございません。新たな施設を建設する場合に、現在ではバリアフリー化やユニバーサルデザイン等にも配慮しているところでございますが、今後なお、多様な利用者の立場に立ちまして、その適切なあり方につきまして検討し、当面改善できるものから取り組んでまいりたいと存じます。

市では現在ジオパーク構想に取り組んでいるところでございまして、今後、地域の皆さんの声もお聞きしながら、あらゆるお客様が快く過ごしていただける環境づくりに取り組んでまいり所存です。ので、よろしくお願いいたします。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 私のほうからは、4番目のふるさと納税と5番目の宇和文化会館裏の大駐車場の利用についてのご質問についてお答えをいたします。

まず、ふるさと納税についてでございますが、ふるさと納税は地方間格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対する格差是正を推進するために創設され、西予市においても期待している制度でございます。

まず、その後の取り組みですが、新規PRパンフレットの作成、各地区ふるさと会の代表者の方への納税制度チラシ配布、市勢要覧及び広報送付、西予市の話題DVD作成及び送付、西予市PRビデオ、12カ月の歌の送付とPRを行ってまいりました。平成23年度は21件ございまして204万7,000円、24年度は2月末現在でございすけれども16件で158万円の寄附がありました。成果としてはまだまだあらわれていない状態でございますけれども、PRの継続、西予市のホームページによる魅力ある事業、伝統行事などを掲載することや、何よりも住民の皆さんへの制度の周知も重要なことだと思っております。また、寄附者へのお礼として、潮彩館よりジ

ュースをいただき、市より広報紙を1年間贈呈をいたしておりますが、今後は表彰制度等などについても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、宇和文化会館裏の駐車場の使用についてのご質問にお答えをいたします。

平成23年度からの新庁舎の完成に合わせた本庁支所方式による本庁勤務職員数の増加や、本庁を利用される市民の方の増加、また新庁舎建設後の周辺の駐車場の減少から、駐車場不足を懸念していたところでございます。その当面の対策といたしまして、宇和運動公園横のプール横の駐車場に公用車と職員の通勤者の一部を駐車させることにより、庁舎周辺の駐車場の確保に努めているところでございます。これによりまして、平常時においては市役所周辺の駐車場不足の発生はない状況にあり、文化会館裏大駐車場の管理につきましては、従来と同様といたしております。現在、宇和文化会館のイベントの開催時以外は市職員や一般市民の方が利用されているところであり、今後におきましてもその利用状況や駅前周辺の駐車場の問題につきまして、総合的な検討がされております卯之町駅前づくり市民検討委員会での検討結果等を踏まえて有効活用できるよう、管理、運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、有料化につきましては、当駐車場の多様な利用状況を考慮するとともに、適切な管理のもとで徴収が必要となることから、現在慎重にその検討を進めているところでございますが、平日に常時利用することの多い市職員等については、駐車場使用料徴収の方向で現在協議を進めておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長 4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 今ほどいろいろ答弁をいただきました。

まず、第1番の減災のまちづくりの関連です。現存のままでということをおっしゃいました。ということは、今のままで災害時に耐えれると受け取っていいのでしょうか。普通文言として、複数のアクセス路が必要だということを見たことがありますが、その辺についてどういったお考えかお聞きしたいと思います。

それから、給食センターについては食の安全とか言われます。1食当たりの単価とかは二の次に

して、安心・安全のためのそういった運営を心がけていただきたいと思います。

3番のトイレ関係の質問ですが、実はこのトイレ関係は僕にとってはいろんな意味を含んでおります。まずは、西予市に来られた方に対するおもてなしという意味と、それから実はこのトイレ問題は先日行った議会報告会の意見交換の場でも出てきた意見でもあります。市民の意見を議員、議会が受けとめそれを行政に伝える、お願いすると、こういった流れを大切にしていきたいと、またそういった部分を見てほしいと言った願いも込めております。

それから、トイレ問題ですが、実は米博等のトイレ、講堂のトイレ、これはもう旧態依然のものであります。別棟で砂利に囲まれて車椅子等では全く移動ができない。中が狭くて和式中心で、洋式の分が1つしかない。本当に旧態依然とした分であります。そこで、失礼ですけど入館料をいただいております。その改善もぜひお願いしたい。今回予算の中にいろんなところのトイレの改善が載っておりますので、一部安心はしておりますが、オストメイト利用の方とか、そういった機能障害の方に対する配慮がまた足りないのではないかと思います。

あと、ふるさと納税ですが、実は少し勉強しようと各担当部署を探してまいりました。まず、税務課へ行きました。違いますよと。あちこちたらい回し的にになりましたということで、いろいろな部署が担当されてると。先ほどパンフレットをつくってと言われました。実はこちらにパンフレットがあるんですが、どうも写っている市長の顔がかなりお若いということで、いつのパンフレットかなとちょっと疑問に思ったんですが、そういった動きをされてると。ますます厳しい世の中で、少しでも税収入をふやしていただきたいという分であります。

あと、5番目の駐車場の問題なんですけど、これは素人の僕が見てもいろんな問題を含んでおります。それと、今まで検討がされていたということですが、文書上何も出てきておりません。経過報告もありません。5年前からの一般質問から始まって前向きに検討しますと、この一言で済んでる状態です。せめてどこかの段階で経過報告等とか。それを議員じゃなしに一般の市民の方、この間も言われました、まだ駐車場代とってないのか

と、あれだけのものがと。市内にとめても3,000円から下手したら5,000円ぐらいとられるぞと。台数を数えて計算をして取らぬ狸でも年間1,000万円近いものが動くんじゃないかなろうかと思われま。この辺についてもぜひ、できるだけ前向きに迅速に検討していただきたいと、そのように思っております。

答弁としては、まずオフサイトセンターへの道路、複数必要ではないかと。この複数案は考えているのか、いないのかという点です。

それから、ふるさと納税に対しては、担当部署をはっきりしていただきたい。タッグを組んで、もっと前向きにしていいただきたいと、そのように思います。

以上、これで質問をまたいたしますので、答弁のほうよろしくをお願いします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 複線化といいますか、インフラというものは複数あるというのは大切なことであることは間違いないと思います。

いろんな角度から検証してまいらないと、この道路の価値、防災面だけじゃなくて、さまざまな角度、避難路、バイパスとしての効果と、そういうものもあるかと思ひます。とりあえずは、市道の改修としまして、いわゆる駅裏の脇川の左岸沿い、土手のところ。この路線を離合可能になるように、順次整備を進めているところです。この一部用地がなかなか困難なところがございます、手のつけられないところもあるんですけども、この辺につきましても、ぜひ地元のほうでもご協力をいただけたらなというような感じでおります。よろしくをお願いします。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 私のほうからは、ふるさと納税の関係についてお答えをいたしたいと思ひます。

各課にわたっておりまして、横の連携の中で仕事をしている分野になるわけですが、最初の窓口はご迷惑をおかけいたしておりますけれども、最初の窓口は税務課でやらせていただけたらと思ひます。あとの予算とかそういうことにつきましては内部の問題ですので、そちらのほうで対応したいと思ひますが、今言いましたように市民の方の総合窓口といいますか、そこは税務課のほうでやりたいと考えておりますので、よろしくお

願いをいたします。

以上、答弁といたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 私は、駐車場問題についてご発言をさせていただきます。

今まで何回かこの場でご質問も受けたりしておるところでございますし、それについてはいろいろ検討を進めておるところであるということは先ほど回答いたしましたとおりでございます。この問題は、単に駐車場からお金をとって、職員からとったらそれでいいんだという単純な行為ではありません。非常にこの中には複雑な問題があります。まず、職員に対する交通の手当。この問題について私どもはこれだけの長い範囲について、今の適正化についてはどこだということの問題、それは条例、規則にかかわる問題も含めて、その大きなところの問題も含めてあるわけでございます。その相手方としては職員だから市長の命令を聞けというわけにはいきません。そこには組合という一つのものがあって、その団体とのいろいろな話し合いをしながら進めておる別の側面もございます。そういう中で、今適切な方法について組合といま一步前へ進んだ段階で調整をしておるところでございます。今ご質問の趣旨はよくわかっておるわけですが、複雑な問題がその中にあるということもご理解をいただきたい、このように思っております。

以上です。

○議長 田中徳博君。

○4番田中徳博君 ただいま市長のお答えで、駐車場問題はいろんな問題を含んでおると、一朝一夕でできるものではないと、重々承知しております。ただ、一般市民としてもいつまでも動いていない状態に見えますので、ぜひ検討を前向きに早急に進めていただきたいと思います。

それから一つ、これはお願いであるんですが、先ほど一部看板の案内をとという話を出しました。実はその看板等でも既存の既成品ではなく、子供たちとかそういう温かみのある図案を使うということで、市民参加、子供たちを巻き込んで、子供たちの絵でトイレの案内とかいろんな案内をしてほしい。そうすると、西予市へ来ていただく方も心が和むし、子供たちも参加できると。その子供たちも5年たてば選挙権ができ、投票しているし、ひょっとすれば10年後にはここへ立って一

般質問をしてるかもしれません。そういった分で、特に今循環型の企業とか言われますが、ソフト面、人間を育てていってほしいと。特に次の世代を何とか行政というか、市政に少しでも参加して目を開いてみてくれるような教育方法として、看板等の図案等も何とかコンテストなり開いて子供たちの参加を呼びかけてほしいと、これはお願いであります。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 ここで暫時休憩といたします。（休憩 午前11時44分）

○議長 それでは、午前に引き続きまして一般質問を再開いたします。（再開 午後1時00分）

次に、6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 公明クラブの二宮一朗でございます。今まで公明党の二宮一朗でございますと言っておりましたけれども、よく考えたら会派ということで、ことしからいたしましたので、公明クラブというのがいいのかなということで、公明クラブの二宮一朗ということで質問をさせていただけたらと思います。

本日最後の一般質問ということで取り組まさせていただきますので、よろしくお願いします。

西予市は合併から10年を迎えまして、今まで市長マニフェスト2008または2012でまちづくり計画書等を中心にいろんな行政運営をされてまいりました。そして、市長が言われておりましたように、最初の4年間は西予市5町の融和のためということで政策を進められて、その後第2段階という2期目が終わって、今回3期目ということで、いよいよ十年一昔というふうに昔からよく言いますけれども、今からが本当の西予市にしていくためのいろんな運営がされるのかなと、私なりに思っております。

そこで、今回一般質問をさせていただきます1問目として、行政の予算編成、事業の取り組み方についてご質問をさせていただきたいと思います。

事業に取り組む中には、今回も来年度予算の審査をするわけですが、数多くの事業があります。その中で、例えば国や県からこれだけは絶対にやらないよというふうな市町村に対する与えられた事業もあれば、毎年必要な事業、これはいうたら固定経費的な事業になりますけれども、

そういうものも数多くあると思います。そして、新規に今までの見直しをしながら新たな事業に取り組むという、大きく分ければこういう3つの事業としての方向性があるのかなと考えておりますけれども、先ほど言いました国、県からの事業、そして毎年必要な事業、そして新規に取り組む事業が今年度予算、または例年の事業予算編成の中でどういう割合で取り組まれているのかを、まず最初の質問とさせていただきます。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今回の質問にお答えをしたいと思います。

全体の事業数と国、県からおりてくる事業の割合についてでございますけれども、平成25年度一般会計予算に計上しております全事業数は1,129事業でございます。そのうち、国や県の負担金、委託金を財源として実施する事業数は53事業でございます。その割合は4.7%になります。事業費は44億9,281万2,000円でございまして、予算総額の16.7%となります。

それから、次の毎年必要な事業につきまして、毎年必要な事業を経常的経費を含む事務事業と考えさせていただきますと、その事業数は708事業で、全事業数の62.7%になります。その事業費は176億36万5,000円で、65.3%になります。

そして、次の新規に取り組む事業の占める割合ということでございますが、事業の組みかえなどによる形式的な新規事業は除きまして、全くの新規の事業ということにしますと、それは17事業でございます。全事業の1.5%になりまして、事業費は3億6,754万2,000円で、1.4%の割合を占めております。

以上、答弁といたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、二宮議員の民意を反映した事業のための創意工夫についてでございますけれども、西予市ではそれぞれの人が喜び、それぞれの地域が輝き、市民が納得するまちづくりを実現するために、第1次西予市総合計画に基づき、さまざまな事務事業に取り組んでいるところでございます。そして、平成18年度から導入いたしました行政評価システムの計画、実施、評価のサイクルの中で常に事務事業を見直すととも

に、成果達成度を評価検証して、年に一度市民の皆様の声施策に生かすため、市民アンケートを実施しております。その結果はまちづくり報告書にまとめてお知らせしておるところでございます。これも議員の皆様にも十分見ていただいております。このように思っております。

また、市民の意見及び要望を積極的に市政に反映するとともに、透明で開かれた市政を目指し、平成19年度に西予市パブリックコメント制度実施要綱を定めまして、市の重要な施策の形成過程において広く市民の皆様などから意見情報を求め、本市としての意見決定を行っているところでもあります。さまざまな情報があふれ、市民の皆さんからの要望もますます多様化しておりますが、全職員がそれぞれの現場で市民一人一人の声を敏感かつ柔軟に受けとめ、費用対効果を見きわめながら事務事業のいわゆるスクラップ・アンド・ビルドにより、迅速適切に市民の声を事務事業に反映するように今後とも努めていく所存であります。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

今、総務企画部長の事業の数というところからのご答弁の中で、まず新規に取り組む事業が17事業で全体の1.5%、事業費にしても1.4%。かなり今回の総予算からしても金額的に見て少ないと思います。事業の数も17事業ということで少ない。それだけ新たにに取り組むものに対しては本当の民意をどれだけ入れられるかということがやっぱり大事じゃないかなと。今市長のほうからいろんな民意を反映した事業のための施策というか方針を言っていただきましたけれども、先ほどの代表質問の中で住民参加のという松山議員の中にも出てきましたが、本当に行政がされてる事業と市民の人が望んでる事業がミスマッチがないかどうかと。いろんな報告書、まちづくりの報告書で報告をしてる、パブリックコメントをとってる、または市民検討委員会で意見を聞いてると言いながら、それが本当に事業として生かされているのかということと、例えば市長は昨年だったですかね、市政懇談会27地区の、各地区の要望を聞かれたと思いますが、そこに参加されておられる人というのは、私も地元の懇談会には出ましたが、大体役職のある方で、子育て世代とか若者といいますか、若い世代は余り来て

ないですよ。だから、そういう人の意見は入っているのかどうかと、今回というかふだん行政が取り組む事業の中に。そういうふうなところの意見、要望の取り入れ方はどうなっているのか、ご答弁いただければと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 失礼します。

一問一答方式ということでございまして、それを配慮してまた言っていただきましてありがとうございます。

今ほど言われました行政のやっとなる事業と市民が望む事業のミスマッチがあるのではなかろうかな。その上で、市政懇談会等々に参加されとる方々との間に十分意見が交わされているかどうか、特に若い人というようなご意見だと思いますが、市政懇談会につきましては、昨年やらせていただいたことは、やはり全員いろんな人が参加しても、たしかに聞くのもいいんですけども、それぞれの地域に役職を持っておられる方々ほど責任制があると、そういう方で集めてご意見をいただく。ただ、区長というだけではない、いろいろなところまで地域の方々の代表を入れていますので、結構細かいところまでご意見を聞かせていただける市政懇談会をやらせていただいております。自分自身はそう思っておりますが、また私もはいろいろなチャンネルを持って市民の皆さんのご意見をいただいております。例えば、女性のご意見等々につきましては、せいよ女性の会、あるいは宇和のほうでありますと女性連絡協議会等々からのご意見を市長に対して毎年1回、2回とご意見を聞くようなこともやっております。また、若い人の関係につきましても、それぞれの部門で、それぞれご意見を聞いたやつを、私どものそれぞれの理事者等のほうにも反映できるような仕組みをとらせていただいとるところでございます。まだまだ、おっしゃる別の側面から全てを聞いておるかどうかと言われますと、完全無欠な人間では私もありませんので、それだけのご理解いただきまして、一生懸命努めておるということだけご報告をさせていただいたと、このように思っております。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

いろいろ考えられて取り組んでおられることは

重々私も理解をしておるところでございますが、今の例えばいろんなチャンネルで市民の要望、意見を聞かれたことを、例えばいろんな事業を行政の中で予算を組むときに、それぞれの部門からいろんな事業を上げてきますよね。つくるのは大体若い職員ですよ、係長とか要するにそういう課長補佐とか。そういう人たちが多分いろんな案をつくって、順番的に課長に部長にということで上げてくると思うんですけども、その若い世代の職員の人、係長、課長補佐以下の、そういう人たちに例えば市政懇談会で理事者が聞かれたご意見、市民の意見ですよ、そういうのが伝えられているかどうかということが大事じゃないかなと思うわけですよ。そういうところの仕組みというのはどうなんでしょうか。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今のご質問についてお答えをしたいと思います。

市政懇談会等の話された内容、要望等につきましては、担当のものが一緒に行っておりまして議事録をつくります。議事録を、帰ってそれを各また全部の課に、部長に回覧をいたします、メールで。そして、そこの中で自分のところに対応しなければならぬことについて、その課その課で対応していただくというようなところで、そのときに課長、課長補佐、係長、係、そういうようなところで内容を共有して、それから後のことが今できるか、それをいつできるか、そういうような検討も入れながら、予算に今度反映させていくというような方策をとっております。

以上、答弁といたします。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 そこで、例えば若い行政マンがいろいろ市民の方から例えば要望を受けたりするときに、よく聞く話が行政の人はまずできないことを言うてくると。市民の人がこういうふうにしてほしいみたいなことを、例えば窓口等言えば、こうだからできないんですよと、まずできないことからそういう返事が来ると。そしたら、あと何も言えんのですよという市民の方のご意見も多数聞くわけですよ。ですから、先ほど僕は言ったのは、市民の人の意見を理事者の人がいろいろ集められて、それをそういう仕組みで若い行政マンの方にフィードバックをするのであれば、そういうところの考え方からちょっと変えていただく

ように、じゃどうしたらこの人が言っている事業ができるんだろうというふうに考えていただくと。というのが、僕らからいうとお願い的な話になりますけども、行政は行政で多分そういうご指導をされとると思うんですけども、市民から見たらまだまだそういうふうな思いというのが強いということをご理解をしていただきたいなというふうに思いますんで、今後またご参考にしていただければと思います。

それと、もう一つですけども、若い人の意見も女性の意見も反映してますよというふうには言われておりますけども、例えば市民の皆さんから、市民の皆さんは行政の素人ですから、どんな意見が例えば、行政にこんなことをしてほしいとかという案を求められても、行政の人から見たらそんなことできるかいみたいな、要するにご意見もあるかもしれませんが、例えばそういう若い人とか若い女性とか子育て世代とか、そういう人たちにやってほしい事業はどうですかというような募集をして、プレゼンテーションをすると。さっき松山さんの話の中にも情報公開してみたいな話があったと思うんですけども、そういう大勢の中でそういうプレゼンテーションをしていただいて、その中で年に1つぐらいを事業化していくみたいな情報公開というか、そういうこともおもしろいんじゃないかなと思うんですけども、今後の意見の集め方として、そういうお考えは無理なんか、できるのか、ちょっとご意見があればお願いしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 さまざまなチャンネルで市民の方のご意見を聞くということは、それぞれ行政においても、議員の各位においても大事なことで、このように思っておるわけでございます。

今ほど、ご提案をされたやり方ちゅうのを一つの方法論としてはたしかにあらうと、このように思っておりまして、これは参考にさせていただきますが、先ほど言いますように、せいよ女性の会、あるいは宇和の女性の連絡協議会は、毎年プレゼンテーションみたいにやっていただいております。相当皆さんの議員のご意見と同じような、みんなの前にやられて私たちがともに答えながら、その中でいい施策はくみ上げておるといふのをやっておりまして、同じようなことが今議員のご提案のところでもう少し広い範囲でやるこ

とをご提案されたと思いますけども、それはやはり考えるべき一つの方策かと、このように思います。

以上です。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

1点だけ、今の点で。若い人と話してて、若い人の働く場所がないとか、そういういろんな話があって、行政はその若い人の働く場所をどういうふうにとるんかとかという話があったときに、言葉が悪いかもしれませんが、例えば赤字のいろんな施設にいろんな行政のお金をつぎ込んで、何でこっちにそのお金が回ってこんのぞというふうな思いの人もおるわけですよ、若い人の中では。年収本当に200万円もないのに、一生懸命子育てしながらというふうな人が、そういう思いの人もあるわけですよ。やっぱりそういうふうな思いはくみ上げていただくという中では、先ほどの女性の連絡協議会と同じような感じで、若者の意見もそういうふうに取り入れられるような場所というのが、きちんと公開をしていただいて、できるような場所があればいいのかなと思いましたんで質問をさせていただきましたんで、またご参考にしていただければありがたいと思います。

引き続きまして、次の期日前投票について質問させていただきます。

期日前投票の件は、昨年市議会議員選挙、市長選挙の前ということで、1回質問をさせていただきましたんで、その中の宣誓書という部分で、期日前投票の会場に行って職員を目の前にして自分の住所、氏名等を書くのに、特に高齢者の方、または障害のある方は手が震える、見られとるということだけでなかなか思うように書けんのですというふうなお声を聞きましたので、宣誓書を事前に自宅で何とか書けるようにできないかということで質問をさせていただきました。その中で、不在者投票はできますよという話があったんで、そのとき勘違いしておりまして、不在者投票、昔は不在者投票で行ってましたけど。今は期日前投票と不在者投票というのは全く別物なので、私がお願いしたいというか今回質問したいのは、期日前投票のときに例えば事前に自宅で宣誓書を書いて持っていけるような仕組みができないかと。前回は入場券の裏にというお話をしたら、経費がかかる

んで無理ですと言われたんで、そこは諦めました、今回は。でも、ほかの方法で、例えば告示になったらホームページからその用紙を引き出して家で書いて持っていくという仕組みはどうなのかなと思いましたんで、前回の質問の後、選挙管理委員会でそういうご検討されたのかどうか、また方針が出たのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長 宗総務課長。

○宗総務課長 それでは、西予市選挙管理委員会書記長の立場といたしまして二宮議員の質問にお答えをいたします。

期日前投票につきましては、全国的に見ましても年々増加傾向にあります。定着している感があるかと思っております。当市におきましても、昨年末の衆議院議員選挙における投票者総数に占める期日前投票者数の割合は38.1%となっております、増加傾向にあります。

ご意見のございましたホームページ等を活用して様式を印刷し、あらかじめ記入する方法につきましては、スムーズな投票や心理的負担の軽減、高齢者や障害者等の負担軽減を図る上で貴重なご意見であると考えております。既に全国的にも導入事例がございます。県内の市の中でも入場券裏に宣誓書を印刷している市が1市、ホームページを活用している市が2市ございます。しかしながら、期日前投票における宣誓は本人確認のための有効な手段であり、いわゆる成り済ましや二重投票などの防止に一定の効果があり、事前に記入できることとなるとやはり本人確認の判断精度の低下を生じるのではないかなというふうな考えを持っております。したがって、選挙管理委員会としまして協議も行いましたけれども、厳正な事務執行を最優先に考え、現段階におきまして宣誓書をあらかじめ記入し、投票所に持参する方法等の導入予定はございません。

なお、今後も先進地の実態把握や他の選挙管理委員会との情報交換に努めるとともに、期日前投票に当たる職員の対応の指導徹底を図りまして、きめ細かで適正な投票事務に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 1回の質問でうまくいくとは

思っておりませんが、またいずれ多分すると思いますが。ことしは特にまた参議院選挙が夏にありますんで、6月の議会では間に合わないかなという思いでさせていただきました。私たち公明党は、全国でこういうふうな市民の皆さん、国民の皆さんの声を聞いて議会で質問をさせていただいて、いろいろあっちこちで改善されています。特に、大きな大都会の名古屋市とか、または大分県の県庁所在地の大分市とか、議員が質問をしたらそれはそうですねということで、議会からそうしますという答弁をいただいて、ああいう大きな町でさえ入場券の裏にという経費のかかることもしっかりやっていたということもしっかりと勉強していただきたいということと、やっぱり考え方はですね。市民から考える考え方は、便利なほうがいいのか、安全が大事なのか、どれほど安全が僕は大事なのかと、投票ということに対してね。だから、投票は国民の権利ですから、それが成り済ましが率がどれくらいあるか私もわかりませんけども、その大事さと、例えば今から高齢化社会になっていく中で、投票行動を起こそうかという人の意思の重要さですね。市政やいろんな政治に対してわざわざ来ていただいて、一票書こうかという思いですから、そういうところも理解していただきたいというのと。

もう一点、前回にも言いましたが、前回市民の方と話しているときに、期日前投票に行つて、期日前投票というのは候補の名前を書くんじゃないかな。何で投票に行つて自分の名前を書かないかんのじゃなというふうに言われて、いや、そらそうやと私も納得をした思いがあります。ですから、宣誓書を家では書くんですけども、本当は宣誓書がなくなればいいというのが、僕の本当の思いですけども、それはちょっと法律的に無理そうなんで、せめて事前に書いて投票所に持って行って、安心して候補者の名前が書けるように考えていただければ、選挙管理委員会の方に事務局長のほうからしっかりこの思いを伝えていただければありがたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

そこで、何かご意見あれば1点。今の意見に対して。

○議長 宗総務課長。

○宗総務課長 貴重なご意見ありがとうございます。

今後におきましても期日前投票の手續の簡素化、これにつきましては十分検討をしていきたいと思っておりますし、期日前投票者の推移とかあるいは他市の状況でありますとか、そういった実効性を十分に検証しまして、適正な投票事務の執行、もしくは投票率の向上、こういったものに努力をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長 二宮一朗議員。

○6番二宮一朗君 次の3点目の質問に移りたいと思います。包括支援センターについてお伺いをいたします。

まずは、現在の包括支援センター、野村と宇和に事務所があるわけですが、この体制についての今の行政としての現状認識をお願いしたいと思います。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 それでは、ただいまの二宮議員からのご質問の包括支援センターに関して、現在の体制になってからの現状認識についてお答えしたいと思います。

ご承知のとおり、地域包括支援センターは高齢者の皆さんが住みなれた地域でできる限り継続をして生活を送れるようにさせるため、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職の専門職を配置して、個々の高齢者の状況やその変化に応じて適切なサービスや多様な支援を提供するよう、それまでの在宅介護支援センターにかわり、平成19年度に設置されております。

具体的な事業内容をいたしましては、比較的に元気な高齢者の皆さんの生活機能をチェックする介護予防ケアマネジメント、それから総合相談支援事業、権利擁護事業、そして医療機関等とケアマネが連携する包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、そして要支援1、2を対象にした介護予防事業があり、市が社会福祉協議会に委託して実施しております。

設立当初は、委託後間もないことから、必須の職種である3職種のうち、保健師4名、主任ケアマネジャーは1名を市から派遣しておりましたけれども、現在では保健師1名のみの派遣となっております。

地域包括支援センター設置から6年が経過し、地域住民の支援センターに対する知名度も徐々に

でありますけれども上がってきており、地域に根差した活動ができているものと考えているところでございます。また、各事業の利用者も年々増加しており、高齢者の皆さんができる限り継続して生活を送られるよう支える取り組みが推進されているものと認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

先ほどの酒井議員の一般質問にもありましたように、今から高齢化社会とか高齢化率が上がってくるという中で業務の量というのはふえてくるんだろうなというふうに思いますが、今実際に野村がセンターで、宇和がサブセンターというふうになっておりまして、旧町でいうと城川、明浜、三瓶にはないという。この現状で、特に問題とか困っている、市民の皆さんが不便に思っているということはないのかどうか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

一部包括支援センターについての認識がとれていないといったようなお声は、一部からは拝聴させていただいております。このためにいわゆる野村と宇和の支援センター設置以外の地域でございます三瓶、あるいは明浜、城川、この地区につきましては、いわゆる相談の場としまして、保健師、それから社会福祉士、主任ケアマネジャーを派遣して、相談を受ける機会を設けております。また、平成25年度からの計画といたしましては、三瓶、明浜、城川地区に定期的に相談の窓口を設けることをいたして、包括支援センターのさらなる活動の拡充に努めたいというふうに考えております。

以上、答弁とします。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 今のご答弁ですと、1カ月のうちの何日間か決まった日にそういう相談の日を設けるということかなと理解をしたんですけども、やっぱりふだんからいざというときにやっぱり地元の人は支所に相談に行かれると思うんですよ、それぞれの。そういったときに、その担当者がおらんのではやっぱり行政の責任というか役割は果たせないんじゃないかなと。社会福祉協議

会のパンフレット、愛媛県のをこの間ちょっと見る機会がありまして見ておりましたら、久万高原町やったですかね、サブセンターがいろいろたくさん、3つ、4つたしかあったように思います。ですから、宇和みたいなある程度の規模のサブセンターではなくて、本当に常時1名ぐらいいはそういう相談に乗れる人がおれるようなサブセンターを、その3地域にもつukれないかなと私なりには思ったんですけども、そういう発想はございませんか。ちょっとお伺いいたします。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 サブセンターにつきましては、宇和地区にご承知のとおり1カ所設けております。それ以外に設けないかというふうなご指摘だったかと思いますが、市のほうで地域包括支援センター運営協議会という組織がございます。そういったところでそういう具体的な問題点、そういったものについて協議する場がございますので、またその協議会を通じまして、そういったところを検討していきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 前回12月議会の質問で、私成年後見人制度のお話も多分したと思いますが、それもこの社会福祉協議会が窓口になってますよという答弁をいただいたんですが、先ほど言いましたように、高齢者が年々ふえていく、また団塊の世代の人が10年後、そういう高齢者になっていくともっともっとふえる。高齢化率がふえていく中で、ほんのちょっと心配というところがありまして、今回の質問をさせていただくとるんですけども、特に前回も言いましたけども、委託ですよ。市がやっぱり社協に委託してこの包括支援センターをやっているということで、市民の皆さんから見たら、市は責任をある程度放棄しとるんじゃないかみたいなところの感覚があるわけですよ、やっぱ。そういう合併して各地域が置き去りにされているというか、宇和ばかりよくなって周りがそういう不便さを感じているというこの合併後のいろんな市民の意見がある中で、特に今回今からふえてくる高齢者、また介護、独居、認知、そういう問題に対してやっぱりすぐに相談に行けるところっていうのがやっぱり近くにあってほしいという市民の皆さんの思いというのがたく

さん私自身も聞いておりますし、そのお忙しい業務の上に高齢者虐待防止法というのができたときに、その中のいろんな指針があるんですけども、その中の基本的な考え方で、そういう行政が委託をした場合というふうな前提での話ですけども、市町村はともすれば委託した業務については地域包括支援センターに任せきりの状態になることが懸念をされますと。地域包括支援センター自身の規模や市町村の権限の発動との連携等を考えると、地域包括支援センターにおける対応にはおのずと限界が生じます。この高齢者虐待防止法の趣旨においてですけども、この高齢者虐待防止法に規定される業務を地域包括支援センターに委託した場合でも、あくまでも業務の責任主体は市町村自身であることを市町村は常に意識し、その業務への関与を継続することが基本になりますという、これは基本的な考え方が出とるんですけども、これは別に高齢者虐待防止法だけじゃなくて、先ほど言った今の実際やられてる介護予防もそうですし、今やられてるような支援センターの業務も、全てはやっぱり行政が責任を持つという感覚がもうちょっと足りないんじゃないかと。僕、前回の成年後見人の質問のときにもちょっと感じたんですけども、ちょっと自分事になってないなというふうな意識がありましたんで、この質問をもう一回させていただいたんですけども、ぜひそういうところも今後、今は保健師が1人って言われましたよね、行政から派遣しているのが。そこやっぱりもう少し人数をふやしていくという考えがないのかどうか、もう一回ちょっと部長の考えをお願いしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 この問題については私も委託の問題を含めてでありますので、私もこの委託を考えた考えも含めてちょっとご質問についてお答えしたいと思いますが、私自身は包括支援センター等々を含めまして、委託をすることに対していけないという発想はしておりません。やはりいろいろなことは仕事分けてやることの大切さっていうのはこの中であるわけでありまして、その中で特に私はこの地域包括支援センターを委託するに当たって、西予市も本庁が役所の場合はこの宇和にあります。社会福祉協議会や包括支援センター等を含めて野村に本所をしてほしいということを含めてやることによって、地域がいろいろなところにい

ろいろな顔ができるということを含めてやらせていただいたところでありまして、そういう応用力もこういう委託をすることによってやることができると、私はそのように思う判断で委託を選択をさせていただいたところでありまして。

あと、またもう一つの問題は、福祉というのは今後もお層増大すると思います。これは大事な問題でありまして、それには市も真正面に向かい合っていないといけんっていう、これは基本でありますから、ご質問についてはそのことを旨として考えていきたいと、このように思っておりますので、ご指摘のあった点はいろいろあろうかと思えますけど、逃げとるわけではありません。これだけご理解いただいたらと思います。

以上です。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 決して逃げとるとは思っておりませんので、市長のリーダーシップに今後期待をしたいと思っております。

それでは、4番目の学校教育について質問を移させていただきます。

今、学校再編が計画をされまして、三瓶町を初め明浜もご理解をいただき、野村もご理解をいただいて順次進んでおるというふうに理解をしておりますが、再編が進みますと、学校は少なくなるわけですからもちろん児童・生徒も年々少なくなっていくというシミュレーションの中で学校再編を進めていくわけですから、教員、先生ですね。先生方は多分余ってくるんだらうなと。今の6人、7人で1人やった先生が、20人、30人の教室で1人になるわけですから、そうするとやっぱり2人、3人は余ってくると。そういうふうなことを、将来の配置計画、先生等のね。そういうことが今教育委員会の中でどういうふうにできているのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 ただいまの再編後の配置計画についてのお尋ねについてお答えいたします。

先生の適正な配置は、きめ細かくかつ質の高い教育を行うためには必要不可欠な大切なことでございます。ただ、学校との教職員の配置につきましては、公立義務教育諸学校の学級再編及び教職員の定数の標準に関する法律、非常に長い名前ですが、この法律によりまして学級数を基本に教職員の配置が基本的に決まっております。でござい

ますんで、再編統合を主たる理由にした増減員というのは基本的にはないというのが現実でございます。残念ですが、学校再編の進展により西予市内で勤務できない教員が出ることは避けて通ることができないことございまして、今後は市外、もしくは管外へどうしても転出しなきゃならない方が出るなということで予想をしておるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 二宮一朗議員。

○6番二宮一朗君 次の今の学校再編の教員配置のシミュレーションというところから、次の心の相談員についてという質問なんですけども、私のイメージですけども、例えばそういう再編によって先生の数にゆとりができたとすれば、今学校教育の中で問題と言われております不登校とか、いじめとか、そして最近ではまたいろんな部活動の体罰とか、本当に学校関係の中で問題が山積をしておるという中で、先生も大変、子供も大変、そして親も大変という、今先ほど今後の教育行政の中で大事にしたいことというお話もちょっと教育部長が言われましたけども、本当にみんなが本当に病んどるんじゃないかなというようなこの中で、本当に相談に乗ってあげれる学校の中で、体制という意味で心の相談員というのに、例えば人数が余裕ができたのであれば、そういう配置ができないのかなという思いに関連で1番、2番を質問をさせてもらったんですけども、今現在例えばそういう相談できる体制とかというのはどうなっているのかどうかというところをまず質問させていただきたいと思います。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 ただいまのご質問ですが、生徒・児童、さらには教員の皆さん、これらの方に対しての相談活動、西予市でもいろいろ取り組んでおります。

まず、子供たちへの相談活動といたしましては、県の補助事業を活用いたしまして、ハートなんでも相談員事業と、それからスクールカウンセラーの設置の事業、スクールソーシャルワーカーの配置の事業、こういう事業を実施いたしております。これらの3つの今申し上げた相談員等を利用いたしまして、その相談員を配置していない学校においても必要に応じてその周りの学校に出向いたり、受け入れたりすることによって、市内全

域をカバーする体制をつくっております。それから、市の単独事業として電話教室相談事業などを行っております。

先生の大変な問題で心の問題がございますけども、教員につきましては県教委の中に教職員健康相談室というものが設置されております。具体的には、精神科医による心の相談事業、それから臨床心理士による心の悩み何でも相談事業、それから保健師による健康相談事業、こういう事業がセットされております。それと、先生ですから公立学校の共済組合では、近隣、地元の専門医に年2回までは無料で診察できますよと、こういう体制で心の問題について取り組んでおるようでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 今答弁いただいた子供ハートなんでも相談員とかスクールカウンセラー、そしてスクールソーシャルワーカーですかね。この学校の数に対するこの人数がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 まず、ハートなんでも相談員ですが4人、計4校に配置いたしております。次に、スクールカウンセラーですが、これは全部で2名です。順繰り周りを回っていただく格好になっております。スクールソーシャルワーカーについては、市内、野村中ですけど1名設置いたしております。

以上、答弁です。よろしくをお願いします。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 今の学校の数からしたら、素人なりですけども何か少ないような感じがいたします。本当に身近に、さっきの介護の話ではないですけども、順番に回ってくるというのが来てるからいいんじゃないかと、ふだんからすぐぱつと言えるような体制というか、あったときにすぐというのが大事なかなと思いますんで、ぜひとも人数をふやす努力をしていただければ。経費もかかりますんで、市の単独でも多少ふやしていくような努力をお願いしたいなと思っております。

それでは、続きまして3つ目の通学路の点検状況ということで質問させていただきます。

命を守るための通学路の安全対策ということで、昨年4月、京都の亀岡で登校中の児童と引

率の保護者の列に軽乗用車が突っ込んで10人がはねられ、3人が死亡、7人が重軽傷という痛ましい事故がありました。そのほか、登下校中の児童が死傷する事故というのが頻繁に相次いでありまして、そういうのを受けて文科省、国土交通省、警察庁が連携をして通学路の総点検、緊急合同総点検というのを行いました。

その結果が公表されてありまして、愛媛県の実施状況という中で、この西予市においては点検をした学校数が16、そして点検箇所数が58、対策必要箇所数は実に56カ所というふうになっておりました。これが要するに、点検した数が約6割ぐらいですよ、全校の。残りのところは点検しとるんかどうかというのが1点と、対策必要箇所に対しての今後の対策等がどうなっているのかという点をちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 ただいまのご質問ですけれども、昨年緊急に警察、西予署、土木事務所、それから我がほうの建設課、それから教育委員会で調査した分は、地区、学校のほうから点検をしてほしいという要請が上がった箇所でございます。これは学校だけでは解決できないという条件がついた点検箇所でございます。通常の点検箇所については、毎春、PTA、学校が協力しながらここはこうだということで点検しているところでございます。

57カ所の問題ですが、57カ所それぞれいろんな問題点がある、構造的に道路が狭くて歩道が一方にしかつけられないと、それから横断歩道の線が消えかかっているとか、路面のほうの石が落ちてくるとか、いろんな問題が起きておりました。その中で対策が11月末でとれてる分が27カ所、もう既に対策済みだと。白線を引き直したりカーブミラーを申請したりという対策が進んでおると。今まだ対策ができてない分が残りの分ということになりますが、その中には例えばコンビニエンスストアの駐車場と歩道が交差するんで危ないと、対策上本来の対策という対策がとれないと、子供たちに安全教育をさらに強化するしか対応がとれないと。それから、現在工事中で危ない、ただ数年したら立派な歩道もできるというような箇所も含まれておりますんで、順次対策のとれる案件から進めていきたいという考えでおります。

以上、答弁といたします。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 通学路は本当に子供の安全に直結する問題ですんで、しっかり取り組んでいただきたいなと思いますけども、今回の多分予算の中でもそういう通学路対策というのがあるんじゃないかなと思います。例えば、電柱を移動するとか、そういう予算であるとか、あると思いますんで、しっかり、私も私なりに情報収集はしておりますけども、そういうところもしっかり情報収集していただいて、一時でも早くそういうのができるようにご努力をお願いしたいなと思っております。

それでは、残り7分しかありませんので、最後の質問に移りたいと思います。

聴覚障害者の119番対策ということで、最後の質問をさせていただきます。これは以前にも聴覚障害者の緊急通報システムということで、一般質問をさせていただきました。そして、前回だったですかね、消防長が今こういうふうに計画を考えているということを書いていただいて、今年度の当初予算においても導入予定ということで私も予算書を拝見させていただきました、大変にありがたく思っております。それで、また改めてですけども、今回のこの聴覚障害者の緊急通報システムの利便性というか使い勝手といいますか、そういうふうなこととか、例えば周知の仕方であるとか、そういうところを消防長のほうからまたご答弁をいただきたいと思います。

○議長 清水消防長。

○清水消防本部消防長 ただいまの二宮議員さんの質問にお答えいたします。

緊急ウェブ通報システムは、聴覚障害者だけでなく人工呼吸器など装着してるなどのために電話での通報が困難な方、及び障害のない方でも携帯電話を持っていれば簡単な操作により救急や火災など災害発生時に緊急通報を行うことができ、正確な情報により迅速な対応が可能となります。

登録につきましては、消防本部に出向いていただくか、またはお持ちの携帯電話、スマートフォン、パソコンからインターネットを通じてみずから登録、変更することができるようになっております。

次に、周知の方法につきましては、今後の検討ですが、西予市のホームページ、それから広報紙

などで緊急通報システムの紹介を行うほか、高齢福祉課や手話サークルなどの協力を得て説明会を開催し、周知拡大を図ることとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

今ご答弁があったように、聴覚障害者のみならず一般の市民の方に利用できるという、例えば出先で自分が救急車を呼びたい状況になったときに、GPSでその場所が簡単に消防のほうで把握ができるということで、私も広く市民の方にご利用いただければなど。以前の一般質問をしました、消防の救急体制の広域化ですね。あのときにも言いましたように、本当に最近のいろんな救急関係は、時間との戦いというのが一番、脳梗塞とか心筋梗塞とか、時間さえ早ければ本当にもとどり復帰できるという病気がたくさんありますんで、ぜひこのところを広く市民の皆さんに知っていただけるような努力をお願いしたいのと。

1点は、今特にこういうインターネット関係で問題になっておりますプライバシーとかセキュリティとか、そういう点がもしありましたらご答弁いただければありがたいと思います。

○議長 清水消防長。

○清水消防本部消防長 ただいまの関連質問でございますが、一応業者のほうで登録する業者も消防本部のほうで指定することとしておりますので、その個人情報等の漏えいには細心の注意を払うようなシステムとなっております。

以上です。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

ぜひ広く活用できるように、私自身も努力をしていきたいなと思っております。

昨年だったですかね、ブータンのほうから国王が来られたときに、世界一幸せな国というふうには何かあったと思いますが、我々議員もいろんな市民の要望とかご意見を聞いて、一般質問をさせていただいて、西予市が幸せな市になるように質問させていただいておりますので、また三好市長以下理事者の皆さんにはそういうご努力をお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 私、先ほどの通学路の点検状況

の中で、点検箇所数を「５７カ所」というふうに説明したんですけども、「５８カ所」の間違いでございます。おわびして訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○議長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

３月１１日は午前９時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後１時５８分

平成25年第1回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|------------------|--------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成25年3月11日 | 三 瓶 支 所 長 | 西園寺 良 徳 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 消防本部消防長 | 清 水 敏 昭 |
| 1. 開 | 議 平成25年3月11日 | 総 務 課 長 | 宗 正 弘 |
| | 午前 9時00分 | 財 政 課 長 | 道 山 升 文 |
| 1. 散 | 会 平成25年3月11日 | 企画調整課長 | 宇都宮 松 夫 |
| | 午前11時35分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1. 出 席 議 員 | | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 1番 源 正 樹 | | 事 務 局 長 | 上 田 甚 正 |
| 2番 井 関 陽 一 | | 議 事 係 | 佐 藤 陽一郎 |
| 3番 菊 池 純 一 | | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 4番 田 中 徳 博 | | 1. 会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 5番 中 村 敬 治 | | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 6番 二 宮 一 朗 | | | |
| 7番 兵 頭 学 | | | |
| 8番 小 野 正 昭 | | | |
| 9番 松 山 清 | | | |
| 10番 宇都宮 明 宏 | | | |
| 11番 松 島 義 幸 | | | |
| 12番 元 親 孝 志 | | | |
| 13番 沖 野 健 三 | | | |
| 14番 森 川 一 義 | | | |
| 15番 藤 井 朝 廣 | | | |
| 16番 浅 野 忠 昭 | | | |
| 17番 岡 山 清 秋 | | | |
| 18番 酒 井 宇之吉 | | | |
| 19番 兵 頭 勇 | | | |
| 20番 山 本 昭 義 | | | |
| 21番 梅 川 光 俊 | | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| な し | | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 三 好 幹 二 | | |
| 副 市 長 | 九 鬼 則 夫 | | |
| 教 育 長 | 宇都宮 又 重 | | |
| 公営企業部長 | 松 山 一 郎 | | |
| 会 計 管 理 者 | 井 上 謙 二 | | |
| 総務企画部長 | 河 野 敏 雅 | | |
| 産業建設部長 | 福 原 純 一 | | |
| 生活福祉部長 | 三 好 幸 二 | | |
| 教 育 部 長 | 兵 頭 三 樹 | | |
| 明 浜 支 所 長 | 平 田 與 輝 | | |
| 野 村 支 所 長 | 井 上 尚 喜 | | |
| 城 川 支 所 長 | 徳 居 隆 利 | | |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前9時00分

○議長 皆さんおはようございます。

本日3月11日は、未曾有の被害をもたらしました東日本大震災から丸2年目を迎えております。東日本大震災の犠牲となられました皆様方にご冥福を心からお祈りいたしまして、1分間の黙祷をささげたいと思います。

○上田事務局長 議員及び理事者並びに傍聴席の皆様はご起立をお願いいたします。

黙祷。

(黙祷)

○上田事務局長 黙祷を終わります。

ご着席ください。

ご協力ありがとうございました。

○議長 改めまして皆さんおはようございます。本日は、このように多数の皆さんに傍聴においていただきましてまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

初めに、1番源正樹君。

○1番源正樹君 皆様おはようございます。議席番号1番源正樹です。

議長より許可をいただきましたので、本日の最初に質問をいたします。

質問の前に、先ほどこの議場の全員で黙祷をささげましたが、東日本大震災及び福島第一原発事故から丸2年がたちました。本当に多くの方がいまだに仮設住宅での暮らしを余儀なくされ、原発事故の影響も大きく、復興への道程が見えてきていない状況であります。発表によると、岩手、宮城、福島、3県の被害状況は1万5,811人の方が犠牲に、2,722人の行方がわからず、全国では31万5,196人の方がいまだに避難者としての暮らしを余儀なくされております。改めまして、亡くなられた方への哀悼と、被害に遭われた皆様へのお見舞いを、そして一日も早い復興をお祈り申し上げます。

また、先月2月20日のことになりますが、議会の先輩であるお二方が愛媛県政発足記念知事表彰を受賞されました。山本昭義議員が地方自治部門、酒井宇之吉議員が商工労働観光部門での受賞です。この本会議の場でまだ触れられていないようですので、僭越ながら心からのお祝いを申し上げます。私もお二人を見習い、今後とも西予市発展のために力を尽くしたいと思います。

前置きが長くなりました。それでは、通告書に従いまして3個の施策区分、合計6個の質問を行います。最初に、リスク対策についての質問を2個、次に子育て支援についての質問を3個、最後にインフラの維持についての質問を1個行います。過去3回は一括質問方式にて行いましたが、助言がありまして、今回は分割質問方式で行います。この方式についてはふなれなところもございます。もし、間違い等がございましたらご指摘をいただければ助かります。議長、よろしくお願いいたします。

初めに、リスク対策について質問いたします。

まず1点目は、地震発生時の近隣自治体連携体制についてです。

冒頭で述べた東日本大震災を契機として、さらなる減災、防災対策の必要性が生じています。この本会議の場におきましても、これまで多くの一般質問がなされてきました。地震に関して西予市では、東南海地震、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されていますが、西予市内で想定される被害は揺れによる建物等の損害、同時に発生が予想されている津波、また傾斜地の多い山間部では地すべり等土砂災害の発生も予想されます。このような大規模地震発生時には行政だけで対応することは難しく、そのために西予市防災体制の基本は、自助7割、共助2割、公助1割とし、それに応じて自主防災組織がつけられ、自助及び共助を強化するよう取り組みが進んでいるところです。

先月2月には、西予市地域防災計画のパブリックコメントの募集をされておりました。このことから、早い段階での防災計画の改定がされることと思います。こうして、まず西予市内で対策を講じることは当然ですが、こと大震災の発生時には自治体の枠組みを超えた連携が必要になるのではないのでしょうか。南予地域の防災拠点の津波被害予想を見ると、宇和島市役所では0.5メートル

ル、宇和島地区広域消防本部では1階への浸水、八幡浜市役所は6.4メートル、愛媛県南予地方局八幡浜支所では7.5メートルとの想定がされています。津波発生時には、両市は特に緊急時対応が難しいのではないかと考えられます。その場合、西予市では市内への対応と同時に八幡浜市、宇和島市への緊急援助、そして避難される方への受け入れ態勢が必要ではないかと考えます。

そこでお尋ねします。

大震災及び津波発生時、近隣市町との連携した対応への取り組み状況はどのようになっているのでしょうか。

次に、リスク管理について質問します。

リスクと言っていましても、それは地震や水害等、自然災害には限りません。リスク管理はいつ起こるかわからない、しかし、いつ発生してもおかしくない危機に対応するために必要であると考えます。防災や減災対策は市民の生命、財産を守るために必須であり、現在もさまざまな施策が実行されています。しかし、ほかにさまざまなリスクが想像されます。現実起こったものとして記憶に新しいところでは、北海道東部の暴風雪に伴う遭難の発生、滋賀県大津市のいじめによる生徒の自殺、大阪府立高校では体罰と表現するには余りにもむごい教員の暴力に起因すると思われる高校生の自殺、松山市では昨秋に現職の市議会議員が生活保護に関する詐欺容疑で逮捕される事件がありました。また、新型インフルエンザの発生、ノロウイルスによる集団感染などのリスクについては想像できる危機であります。

私が問題に思うのは、自治体の危機管理の主な対象が自然災害、事故災害、事件、事故等の緊急事態など社会リスクに限定されていることです。これは、災害対策基本法のもとで危機管理が推進されてきたためではないかと推察しております。しかしながら、このほかにも自治体が行う施策や事業の企画、執行に伴うリスク、また自治体の組織運営に伴うリスクにも注意が必要ではないかと考えます。

そこで、こうしたさまざまなリスクに対する対策状況はどのようになっているかお尋ねいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 皆さんどうもおはようございます。

今ほど黙祷をささげましたけれども、2年前に

東日本大震災が起きました。多くの方が亡くなられ、多くの方が被災をされたわけであります。被災をされた方々に対して心からご冥福を申し上げますとともにお見舞いを申し上げたいと、このように思っております。一日も早い強い復旧、復興を心から願っております。

また、今ほど源議員が申されましたけれども、山本市議、酒井市議におかれましては、県の自治功労者として受賞をされました。今までのご功績に対してこの場をかりまして厚くお礼を申し上げますとともに、今後ともなお一層西予市のためにご尽力いただきますよう心からお願いを申し上げます。

それでは、最初の源議員のリスク対策についての中での東南海地震、または津波災害発生時に市町の枠を超えて近隣市町村が連携した対応が必要となると思うが、どうだろうかというようなご質問について、ご指摘について私のほうから答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、広域災害が発生した場合には、市町単位では対応できない状況が予想されるところでございます。現在、西予市では23件の協定締結を行っております。これらには、近隣自治体等と結んでいるものを初め消防団、消防事務組合との協定、県を含む県内の市町、愛媛県医師会、看護協会等との協定、また企業や各種団体との協定も含まれております。代表的な地方公共団体間、いわゆる自治体同士でございますけれども、相互応援協定には四国西南サミット災害相互応援協定の締結があります。これは、四国サミットに入っております四国西南部の7市7町が類似する地位的条件の下でさまざまな行政課題を協議しているという取り組みでございまして、その中で災害に関してその協定を結んでおるものでございます。また、県内の地域防災計画の中に、消防、医療、物資関係など、さまざまな分野での県内20市町との協定取り決めなどがされております。そのほかに、同時災害防止の観点から、遠隔地に所在する県内市町との連携についても必要があるとして、県の調整を受けながら1対1、あるいは東・中・南予を幾つかのグループに分けて協定を結ぶなどの協議を行っているところです。

もちろんですが、近隣市町と日常の業務についても常に情報の交換を行っており、連携強化に努めているところであります。今後もさまざまな状

況を想定して、他の機関との協定締結、覚書の交換を進めるとともに、内容の充実及び周知、さらには有事の際には臨機応変に対応できるように一層の連携を進めてまいりたいと考えております。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 私のほうからは、リスク管理についてのご質問の中で、情報漏えいや不祥事の発生、公務災害などのさまざまなリスクに対する対策状況はということでお答えをさせていただきます。

職員がさまざまな事項を執行する上で、不測の事情による市民の生命、身体及び財産の被害や影響を与える事件、事故あるいは行政の信頼を損なうような事態が生じた場合の対応につきましては、的確な状況把握と同時に適切な措置を行う必要があります。そうした行政事務連絡事故に適正に対応するリスク管理といたしまして、事故発生時の連絡体制や初動対応、調査、報告の手順、事務処理について定めた対応マニュアルを作成し、職員に周知するとともに具体的な事故等の発生時において、適切な対応に努めているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長 源正樹君。

○1番源正樹君 それでは、今いただきました答弁に対して再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、まず市長のほうから近隣市町とのさまざまな相互協定等を通じた協力体制について答弁いただきました。ここで、まだ西予市内でもやってないと私は認識しておるんですが、いわゆる合同訓練、西予市の中でまだそういった災害に対する訓練はなされてないと思いますが、西予市内及び近隣市町との津波を想定した合同訓練等の必要性について、どのようにお考えかお聞かせいただければと思います。

また、もう一点なんですが、先ほど津波災害の際にここ西予市、受け入れをしなければならないんじゃないかと質問をさせていただきましたが、伊方原発のオフサイトセンターがここ西予市に移転することになりました。このことから鑑みても、西予市は南予地区の防災拠点として最適であり、市長自身もそういった防災拠点づくりを進めていくと、先日金曜日の代表質問の中でご答弁があったと思います。

そこで、防災拠点とはどのような施設を想定されておるか、そういったことを2点再質問させていただければと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、源議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

合同訓練の関係でございますが、大規模災害時においてはご指摘のとおり、近隣市町との連携が大変重要だと認識しております。原子力災害あるいは津波災害等についての訓練は、避難する地域が、避難を受け入れる地域にも広範囲にわたると予想されます。他についても、原子力規制委員会、県、自衛隊、海上保安部、四国電力などの各機関が合同で行う必要があろうと、このように思っておりますが、震災後、平成23年度と平成24年度、県が主体となりまして関係市町と合同で訓練を行っております。今後も地域住民との協力をいただきながら、できるだけ積極的に訓練に参加して、近隣との連携をとってまいりたいと考えております。また、津波避難訓練は自主防災組織ごとに今、積極的に行っていただいておりますのでございますけれども、今後は市としても取り組み地域の範囲を広げたり、近隣との連携訓練などを提案していきたいと考えております。

次に、オフサイトセンターの関係でございますけれども、私自身が考えておりますのは、まず根本的には、南予の防災拠点としての地理的条件を西予市は持っておるということでございまして、私もいろいろな会議等においてそのような発言もさせていただいておりますのでございまして、このことについては国土交通省の四国整備局、あるいは愛媛大学、あるいは県も私の発言について関心を持っていただいておりますのでございまして、今後とも防災拠点の役割を担うことを提言をしていきたいと、その一つのあらわれがオフサイトセンターにあらわれたんだと、このような認識をしておるところでございます。

○議長 源正樹君。

○1番源正樹君 今、市長のほうから再答弁いただきました。たしか去年、県の原子力災害訓練を合同でされたはずでございます。これは、あくまで原子力災害に限った訓練だったと記憶しております。今後、津波、地震等に備えて意識を高めるためにも、ぜひ必要に応じてそういった訓練の検討をしていただければと思います。

また、自主防災組織、今個別に津波に対する避難訓練をされていると思いますが、津波はもう海岸沿い、これは一斉に間違いなく襲ってまいります。意識を高めると同時に防災組織の横の連携、こういったことを高めていくような施策、こういったことも実行していただければと思います。

濟いません、2点目、一緒に再質問すればよかったんですが、リスク管理についてもう一点、ちょっと再質問をさせていただければと思います。

現在、危機管理課があると思います。この危機管理課の役割は、現在は防災及び減災、そういった自然災害へのリスク対応をされていると思いますが、ここをさまざまなリスクへの対応をするべきではないかと考えます。先ほど、いろいろなものに対して危機管理対応マニュアルを配付しているとのことでしたが、恐らく今、さまざまなことが起こっても、各担当課での対応になっているのではないかと思います。今後、統括的にそういったリスクへ可及的速やかに対応する、そういったためにも危機管理課の役割の拡大について再質問をしたいと思います。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今回の危機管理課の役割を防災対策だけには限定せずに、いろんな分野での危機管理も危機管理課に集約ができないかというご質問でございますが、今言いましたように、危機管理課が今現在は全ての危機管理の内容に対応するようにはなっておりません。当然各分野に分かれまして仕事はやっております。そこそこのリスク管理も含めて各担当課が、担当部署がやるというのが市役所の行政のやり方ということでありまして、ですので、今現在では危機管理課につきましては風水害、地震、津波、あるいは原子力などの防災対策を主体にして行うということで進めておりますが、そして先ほども言いましたように各担当課の、例えば口蹄疫とかというものであれば農業水産課ですか、そしてインフルエンザというようなものであれば健康づくり推進課というようなことになります。仕事というのはそういうふうに分けてはおりますが、いざ全体で取り組まなければならないようなことがありましたら、当然部署を越えて協力していくという体制でありますが、今のところはそういうふうに危機管理課の仕事につきましては分けている状態でございます。

以上、答弁いたします。

○議長 源正樹君。

○1番源正樹君 ありがとうございます。

リスク管理については、やはり抽象的にやるということではだめだと思います。具体的な数字、そして具体的な対応、具体的な施策、これを検討し、それを公表する。そういったことを、また危機管理、周知のためにも行っていただければと思います。

それでは、時間もございますので、続きまして施策の2番目、子育て支援策についての質問に移りたいと思います。

まずは1点目、子育て関連3法への対応について質問いたします。

昨年8月に、子ども・子育て支援法を中心とするいわゆる子ども・子育て関連3法が成立、改正されました。質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、待機児童の解消と地域の保育を支援する保育の量的拡大確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指す法改正と法制定になります。この中で注目すべきは、現行は待機児童50人以上の市町村のみに策定が義務づけられている市町村計画が、全ての市町村に義務づけとなることです。各自治体には、これに準じて計画の策定及び体制整備が求められます。次世代育成支援対策推進法に根拠を置く現行の子育て支援交付金は、平成26年度までの措置であり、27年度以降は子ども・子育て支援法に基づき、市町村計画に記載する地域子ども・子育て支援事業が財政支援の対象となることから、あと2年以内に市町村計画の策定が必要になると思われます。今後、西予市としてどのような予定で取り組まれるのでしょうか、市の方針をお尋ねいたします。

次に、学童保育施設について質問します。

昨年、平成24年第3回定例会でも学童保育施設について、酒井議員の一般質問がございました。いまだに整備されていない明浜及び城川地区への早期の整備の必要性を訴えた質問のように記憶しております。質問が重なるところがありますが、現在の運営状況及び今後の施設整備方針についてお尋ねします。

次に、子育て世代移住促進策について質問します。

現在開会しています新居浜市議会において、平成25年度新規事業として、定住促進策が審議されております。内容としましては、市外から転入

した子育て世代の世帯が住宅を購入した場合、上限100万円を補助する定住促進奨励事業で、転入者と定住者をふやし、人口減に歯どめをかけようというもので、県内初の取り組みです。内容としては、事業期間内に市内に転入し、夫婦のいずれかが40歳以下の住宅を購入した世帯に、費用の10分の1、最大50万円、また中学生以下の子供がいる場合1人当たり10万円、最大50万円を上乗せし、最大100万円を補助する内容でございます。中古物件を除いた新築、建て売り、マンションの購入世帯、過去1年間に同市での住民登録がないこと、転入前の自治体で税を滞納していないこと、購入住宅での5年以上の定住制約が補助要件で、事業費は2,809万円、約40件の申請を見込んでいるそうです。

西予市としても同じように移住促進事業導入を検討してはと思いますが、理事者の考えをお尋ねいたします。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 それでは、私のほうから、ただいまの源議員からの子育て3法への対応に関しての、平成27年4月の実施に向けての今後の西予市の取り組み方針についてお答えをいたしたいと思います。

市町村計画は、平成25年度から26年度半ばまでの1年半をかけて策定をすることとなっております。計画の中身といたしましては、市民の皆様からのご意見を聞きながら、教育、保育、子育て支援の量の見込み、つまり需要計画でございますけれども、その確保対策、つまり供給計画となりますが、それらの策定をする必要があらうかというふうに考えています。これらの一連の作業は、平成25年4月に国の内閣府において設置される子ども・子育て会議の指針を踏まえながら進めていく予定であります。したがって、平成25年度のできるだけ早い時期におきまして、教育、保育、子育て支援のバランスに配慮し、かつ子育て当事者の参画に配慮した構成委員から成る、条例に基づき設置されます地方版の子ども・子育て会議を設置する予定としており、これらの中で協議を経て、平成26年度の半ばまでには西予市の計画策定を終える予定としております。今後は国から示されます骨子に沿いまして、教育委員会部局と連携しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続きまして、学童保育に関する現在の運営状況と今後の施設整備方針についての質問に対しましてお答えをいたしたいというふうに思います。

現在、市内には宇和地区で3クラブ、三瓶、野村地区で各1クラブが稼働しており、宇和、三瓶地区の全域と、それから野村小学校区をカバーしております。その登録人員は17名から54名で、合計150名でございます。運営主体は保護者会が2クラブ、それから保育所を運営する社会福祉法人が3クラブで、開所日は289日から295日と、それぞれの実情に合わせての運営がされております。

続きまして、今後の施設整備の方針につきましては、のむらキッズが現在、野村トレーニングセンターで開設をしておりますけれども、議員の仰せのとおり利用者が増加し手狭となっており、公設民営の計画で、現在学童保育と図書館とあわせた複合施設の建設を検討しており、26年度を目指しての目標に取り組んでいるところでございます。

それから、続きまして子育て世代移住促進策に関しての、定住促進奨励事業の導入の検討についてお答えをいたしたいというふうに思います。

現在までに本市におきましては、子育て世代の移住促進に係る直接的な取り組みの検討はいたしておりません。現在、移住推進関係の主管課は企画調整課となっておりますけれども、本市の移住促進に対する具体的な取り組みにつきましては、平成19年度に県、市町及び関係機関等の参画により設立をされましたえひめ移住交流促進会議に参画をして、推進をしているところでございます。このほか、平成25年度予定の西予地域おこし協力隊につきましては、特に城川地区において移住交流促進担当としての配属を予定しており、またせいよ地域づくり交付金事業及び生き生き集落づくり事業に取り組む地域では、短期のお試し移住や農業体験、空き家調査など、移住交流の促進に向けた取り組みを地域独自で進めている動きもあるようでございます。

そのようなことから、今後におきましては子育て世代に限らず、市外からの定住人口を少しでもふやすためには、先進事例に倣い、子育て環境を初め居住環境、教育環境などなど、さまざまな分野での本市の魅力を高めるための官民一体となった総合的な取り組みが必要であるかと、そういう

ふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 源正樹君。

○1番源正樹君 それでは、ただいまのいただきました答弁に対して再質問をさせていただきます。

まず1点目、子育て3法への対応について、今、三好生活福祉部長の答弁の中で、合議制機関である子ども・子育て会議、これを設置する方向でというお話がありました。それで、国の場合はですが、国、有識者、また地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等いわゆる保育所、もしくは民間のNPO等、こういった方々を想定してされているそうです。今回、自治体にこういった計画主体がおりてきたのは、各自治体の実情に応じた計画をつくりなさい、こういったことだと思っております。この中で、こういった形で意見聴取を行っていくつもりがあるのか、1点再質問させていただきます。

これがあって、もう一個は、これはちょっと耳に挟んだんですが、先ほどの野村町の学童保育ののむらキッズですね。これは今、運営母体が保護者会になっているそうですが、これが来月4月から保護者会から社協だったと思うんですが、運営母体が変わるというふうに聞いております。これがまず事実かどうか、そしてこれは何で移管しなければならなかったのか、わかる範囲で教えていただければと思います。

それで、もう一点あります。

学童保育について、次世代育成支援計画の後期計画では、103人の想定が150人になったと、これは潜在的なニーズの大きさをあらわすものではないかと思っております。確かにこうして子育て関連3法が施行されることになりまして、今後、2年後の計画ではありますが、時間がかかるのは承知の上で、実際小1のギャップという言葉がありまして、いわゆる保育園、幼稚園から小学生になったときに、どうしても保育の溝が生まれていると。これは全国学童保育連絡者協議会という保護者の団体があるんですが、その中でも繰り返し国に要望されていることでございます。学童保育自体は本当に数がふえてまいりました。その中で、そういった潜在的ニーズに対して、2年間放置するというわけにはいけないと思っております。

で、こういった形で検討できるのかなと、そういったことをお尋ねしたいと思います。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 それでは、ただいまの再質問でありますけれども、まず1点目の意見聴取の件だったかと思うんですが、これにつきましては、本年の秋ごろになると思いますけれども、幅広く子育て世代からの意見を聴取するためということで、大がかりなニーズ調査をするような予定をいたしております。そういうニーズ調査の中で、そういったご意見を踏まえながら計画を立てていくというふうな運びになるかというふうに思います。

続きまして、のむらキッズの学童保育のクラブの関係でございますけれども、現在の時点では確実なことは申し上げられませんが、今現在保護者会のほうで運用させていただいておりますけれども、やっぱり保護者会ではある程度の自主努力をされて運営をされておるとは思うんですが、そういう中で運営がしづらいといった部分も、そういうお話も伺っております。そういったことで、地元の野村福祉協会のほうでお助けしてあげましょうかというふうなお話も、どうもあるようでございまして、そういった中で本年の4月1日ぐらいからいわゆる経営の主体を変えていくといったようなことになるというふうに伺っております。

それから、3点目の学童保育クラブの利用者の数がふえているといった中で、先ほども申し上げましたように、宇和、それから野村、三瓶、ここについてはある程度クラブができて、いわゆる次世代の育成支援行動計画、これは今、後期計画に入っております、平成26年度が最終目標年度になるんですけれども、そういった中で目標設定がされておまして、クラブの設置数が当初3つであったものが5つになったということで、数の上では設置目標に達してはおるんですけれども、いわゆる城川と明浜についてはまだクラブができてないというふうなこともございます。そういったこともありますけれども、ただクラブを設置する上での問題といたしますか、それにつきましては小学校の再編問題というのが大きくかかわっております。こういった小学校の再編が1カ所に集まってできるというふうなことになるれば、ある程度の利用人数も見込めるということで、そういった

状況が整えば新たなクラブ設置が可能だということですので、今後は小学校の再編の動向を見きわめながら、そういった利用の可能性を検討しながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 源正樹君。

○1番源正樹君 答弁ありがとうございました。

最後に再質問ではないんですが、学童保育の現状について、ちょっとお伝えできればと思います。

先ほどの学童保育の全国学童保育連絡協議会のまとめた調査、2年前、2011年、平成23年度の調査結果ですが、この中のまず運営主体、これがいわゆる公立公営、市町村が直営しているのが4割、社会福祉協議会が1割、地域運営委員会、多くが行政からの委託が18%、2割弱ですね。保護者会がやっているものが7%。法人等と書いてありますが、これはいわゆる都市部ですね、本当にニーズが高いところを埋めているのが法人等ということになっておりまして、私立の保育園、保護者がつくるNPO法人も含めて、これが約2割、21.8%となっております、この中で、やっぱり父母会、保護者会は年々減る一方になっております。どうしても運営できていけないところがふえてきておるのが現状でございますので、そういったところに対応していく必要もあるんじゃないかと思ひまして、ちょっと最後に述べさせていただきました。

もう一点、これはお願いですが、先ほど、ことしの秋に子育て3法への対応としての意見聴取、幅広くニーズ調査をされるとのことでした。今、やはり現実に困っている方が、私も多くの相談を受けておりますので実際いらっしゃいます。ぜひそういった方の声を、広く浅くというのはなかなか行政の公平性の観点から考えても難しいところはあるかと思いますが、できる限り多くのそういったニーズを取り込んでいただければと思います。

では、済いません、最後の施策となりますが、最後、インフラの維持についての質問をさせていただきます。

昨年12月に発生した中央道笹子トンネル天井崩落事故では、9名もの犠牲者が出てしまいました。老朽化するインフラ、特にコンクリート構造

物の補修、そして維持は今後喫緊の課題であると思われます。笹子トンネルが完成したのは昭和52年、使用開始後35年目の事故でした。これは、日本全国での平均ですが、高速道路の橋は29年、国道の橋は35年、高速道路トンネルは22年、国道及び都道府県のトンネルは32年、市町村のトンネルは46年が経過しているというデータがございました。また、そういった道路系統のインフラだけでなく、学校の7割以上が25年を経過、3分の1は補修が必要である。水道管の4割以上が20年を経過、公営住宅では6割が30年を経過しております。

ここ西予市内でも同じように老朽化している道路、橋、水道設備、公共施設が多数見受けられます。ここ市役所、先日起工式を行った新病院、また統合が進められております小学校校舎、環境衛生施設等は建てかえへの対応ができておりますが、今後さまざまな施設への維持管理が発生するものと考えております。今までも平成22年3月に西予市水道ビジョンが、また平成23年2月に西予市橋梁長寿化修繕計画が策定され、長期的な視点での対応がなされているようです。

そこで質問ですが、今後の市内インフラ維持のための整備計画について、市の対応はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 ただいまのご質問についてお答えをいたします。

道路橋梁の点についてお答えをしたらと思います。市内の道路橋梁等の今のインフラですが、1960年から70年ごろにかけて、高度成長期に一斉に整備が始まり、四、五十年を経過しておりまして、この構造物の一般的な寿命というのは50年とかそこら辺と言われておりまして、もう今からこのインフラにつきましても高齢化社会を続々と迎えると、こういう状況になっております。

現在、市が管理している市道につきまして2,376路線、延長にして1,144キロ、これは本州の長さの少し短いぐらいの距離があるわけですが、ございます。これまで、市道の管理として急ぐものと、道路橋梁等の新設改良工事を始めまして、それから日ごろの点検、地域からの連絡要望等によりまして、その都度必要な維持修繕工事等を実施しているところでございます。

この平成24年から実質25年度になるわけですが、国の大型補正を受けまして、特に落石やのり面崩壊の危険性の高い箇所を選定して点検調査を実施して、26年度から対策工事も順次実施していく予定にしているところでございまして、これに係る経費は、まだ推定ではありますが、少なくとも15億円程度以上必要になるのではないかなと思っております。

次に、橋梁でございまして、現在橋梁は682橋ございまして、そのうち長さが5メートル以上の橋梁が405ありまして、これにつきまして、先ほど申されたように、平成19年度から25年度をめどに、愛媛県橋梁定期点検マニュアルというものに基づいて順次点検を実施しております。その結果をもとに、西予市橋梁維持管理水準に照らして安全性の確認確保に努めているところであります。現在392橋の点検が完了しております。その結果、当面修繕の必要のないものが248、予防的な修繕が必要なものが125、早期の修繕が必要なものが19橋という結果になっております。なお、この修繕が必要な144橋に係る費用でございまして、これまた推定ですが、約20億円以上ぐらいは必要になるのではないかなというふうに見込んでおります。そのうち、早急に必要ない9橋ということですが、大体3億円程度はかかるのではないかなというふうを考えております。今後ですが、平成25年度に残りの13橋の点検業務を行うとともに、点検済みの全ての橋梁について長寿命化修繕計画を25年度に終えて、26年度から緊急性等を考慮して、順次長寿命化に対する工事を実施する計画でございまして、

以上、市道、橋梁についてのお答えとさせていただきます。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 それでは、私のほうから水道インフラの維持整備計画についてお答えをいたします。

議会初日の平成25年度西予市上水道事業会計予算の提案理由の冒頭で、水道事業の概要をご説明いたしましたとおり、西予市の水道事業は4つの上水道と40の簡易水道、さらには給水人口100人以下の給水施設73、専用水道1を合わせて118の事業から構成されておりますが、それぞれの施設の浄水場、配水池、水道管路において、経年の老朽化に伴う施設整備の課題を抱え

ているのが現状であります。

さらに当市は、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されておりますので、水道施設においても耐震化等を推進し、大規模災害が発生した場合においても重要なライフラインである水道施設を守り、安定した給水の確保が求められているところでもあります。

これらの課題に適切に対応するため、源議員も申されたとおり、平成22年に今後のインフラ整備等も盛り込んだ、目標計画期間を10年とする西予市水道ビジョンを策定し、持続可能な水道事業を目指して具体的施策に取り組んでいるところであります。特にインフラ整備につきましては、市内の約7割の皆様にご水道水を供給しております上水道施設におきまして、災害時の給水拠点となることから、緊急かつ重要施設の更新計画整備費としまして、5年間で26億円程度を見込んでいます。事業の実施に当たっては、今後の上水道事業の統合計画や決算状況及び内部留保資金等の財源状況により事業を計画する必要がありますと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 源正樹君。

○1番源正樹君 答弁ありがとうございます。

それでは、何点か再質問をさせていただければと思います。

ちょっと今、私は手元に橋梁の長寿命化修繕計画を持ってるんですが、そのトップに事後保全から予防保全に向けてと、この一言が盛り込まれております。予防保全と申しましたら、事前に計画を立て、それに基づいて修繕を行っていく、それによってさまざまな経費の削減が図れるであろうということが、この橋梁長寿命化計画のほうに盛り込まれております。今、答弁いただいた中で、道路に15億円、橋に3億円、水道に5年で26億円、単純に足して44億円という数字がひとり歩きしてはいけないんですが、こういったようにやはり維持管理、これには多大なる費用がかかってまいと思います。その中で予防保全、これを今は橋梁のほうに計画というか、この考え方が盛り込まれていると思いますが、これをほかのインフラについても広げていけばよいのではないかなと思います。

もう一点、こうして例えば道路なら道路、橋なら橋、水道なら水道と分かれて整備並びにその修

繕費用の策定がされていると思います。水道に関しては公営企業局の監督ということもあり、分けて考えるのが必要であるということはおわかりしておりますが、これは一例なんです、東京都にあります府中市、ここがインフラマネジメント白書及び公共施設マネジメント白書、いわゆる橋、道路、水道だけにとどまらず、さまざまな市保有の建築構造物、細かいところでは歩道橋とか歩道、街路樹、そういった全てのいわゆる物件に関して網羅しておるような白書をつくられております。この白書に基づいてみる限り、一応40年先を見越した対応をしようじゃないかと、そういうふうなことをされているようです。

一つ一つ取り上げて、なかなか木を見て森を見ずという世界もあると思いますので、どうでしょう、西予市としても市所有のさまざまな物件に対して総合的な視点を持つために、そういった白書的なものを作成をすればよいのではないかと、ちょっと考えるんですが、それについて答弁をいただければと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、源議員の白書について回答をさせていただきますけれども、まずは東京の府中市に、そういう白書があるということを今教えていただきまして、本当にありがとうございました。いろいろな手法というのはあろうと思うんですね。一番大事なことは、今後そのようなインフラ整備を全額改めてやりこなしていくのか、いや、それじゃなしに長寿命化をするためにいろいろな手法を用いて、いわゆる少ない費用で大きな効果を上げる方法をとるのかということに帰するんだと思うんですね。だから、この問題のやり方についてはいろいろなやり方があるかと思いますが、先ほど部長のほうがお答えしたとおり、結構な経費が私どもも要すると想定しておりますので、それについてはそれぞれの、私どもは私どもの費用を生み出す方法論というのがあります、ただ府中市のほうはどれくらい財政力があるかわかりませんが、恐らく私どもとは違って、やり方が違うんですね。例えば、私どもはやることについても補助金、あるいはそれについて過疎債や合併特例債、刃地債、いろいろな手法を通じて費用負担を安くするといえますか、そういう方法論をとりながらやっておるところでありまして、それは総合的にはできない側面がまたあ

ろうかと思います。

そういうことも含めながら、白書については知らしめることでありますから、一括して西予市がこういうインフラの問題があるよということをつくることについては、そう問題であることではないと思いますけれども、それに対して時間や費用がかかるんやったら、それはやめたほうがいいなと、このように思うところであります。

以上です。

○議長 源正樹君。

○1番源正樹君 それでは、ちょっと再質問をさせていただきますければと思います。

今、市長に答弁いただいた中で、確かに府中市は、この場で言うのがふさわしいかどうかわかりませんが、東京競馬場と競艇がありまして、うろ覚えで申しわけない、財政力指数が恐らく90%程度ある大変豊かな町でございます。ちょっと今回は府中市が一番立派な白書をつくられてましたんで例えを出したんですが、例えば、今の予防保全に関してそういった計画に基づいてやられているところが、同じ四国の中の香川県のまんのう町とか、北海道の清里町、大空町といった、西予市と同じような田舎の町もやっていることであります。これは、白書をつくってるんじゃないくて、あくまで予防保全をするために計画を策定して、それに基づいて事業を行うと。西予市のほうも橋梁及び水道に関しては、そういった試算ができておりますので、それに基づいて適切な財政措置、もう一番大事なことだと思いますので、市のほうでまたそういったことを適正に判断していただけるものだと考えております。

そしたら、そろそろ3分前になりましたのでちょっと原稿を閉じます。済いません、失礼いたしました。

以上で今定例会の一般質問を終わらせていただきますが、最後に2つ申し添えたいと思います。

まずは、今月で退職を迎えられる4名の皆様、1年間ご指導を賜りましてまことにありがとうございました。退職されてからも、西予市のためにお力をいただけるものと確信しております。本当に長きにわたり、公務に奉職されたことに深く敬意をあらわしたいと思います。

私自身も市議会議員としての職務をいただき、間もなく1年を迎えます。これもご支持をいただいた有権者の皆様のおかげと、この議場にいらっ

しゃいます先輩議員、また理事者の皆様の温かくも厳しいご指導のおかげでございます。何のために議員を志したのか、その初心を忘れることなく私自身、これからも頑張りたいと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長 次に、15番藤井朝廣君。

○15番藤井朝廣君 おはようございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、西予市の観光行政について、そのうち観光客への対応、まず1点目ですが、特産品の開発についてお伺いをいたします。

商工観光課職員の方は課長以下10名で、観光客の増員に大変努力をされていると聞き及んでおります。西予市の念願だった中町の町並みが、平成21年に重伝建に選定をされました。重伝建だけではないかと思いますが、大手航空会社のANAも平成18年から年間平均4,000人から5,000人、最高では6,200人の観光客が西予市に来ていただくようになりました。これは、西予市の先人が残された遺産のおかげだと私は思っております。

平成22年末に、歴史学者と歩く3日間の旅、愛媛街道物語という企画が、東京でモニターツアーの形として計画され、内子町、大洲市、西予市で行われました。リピーターの方は14名で、20歳代の方が一番多く、最高年齢者は79歳の方でした。アンケートの結果は、5ポイント満点で、西予市の開明学校の明治の授業体験がとても印象に残ったとのことで、平均点4.79ポイントと最高点でありましたが、中でもっと宣伝をすればいいのにねという意見も多くありました。ちなみに、2日目は内子座の4ポイントが最高点でありました。また、指摘として、西予市では地域のお土産物が少ない、買いたくても買えなかったという意見が多く、地域特産品を早急に開発すべきではないでしょうか。西予市の特産品開発の計画があればお伺いをいたしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、藤井議員の特産品開発の計画についての質問に対して回答をさせていただきます。

特産品開発計画であります。西予市は海拔ゼロメートルから1,400メートルまで海あり山

あり、高低差を有した起伏に富んだ地形がありまして、それから当然この地域からさまざまな農、海産物品が生産されております。品種も多種多様でございまして、これらの農産、海産物は観光協会のウェブサイトの物産情報として市外にもPRをするとともに、情報提供を行っておるところでございまして。また、市外、県外の特産品の物産市においても好評を得ております。

このように、西予市にはその地形、風土、気候が育んだ特産品が数多くありまして、品質は県内市町でもトップクラスにあると思っております。新たな商品開発につきましては、第三セクター等におきましても日々研究をしているところでありまして、当面は既存の商品のさらなるPRと販売拡大を目標としているところでございます。

お土産が少ないというご指摘でございますけれども、これは日ごろ商店街で客足が非常に少ない、そういうことで販売力の問題があるのではなかろうかなと、このように考えておるところでありまして、先ほど申し上げましたように、誇れる土産物があると思っております。また、既存のものとは別に地域特産品、新規開発、販売につきましては、市では産業活性化を図る観点から農林水産物加工品開発事業、市産品販売促進支援事業等に対して助成事業を行う一方で、平成25年度から西予市ファンづくり事業を立ち上げまして、都市部での西予市ファンを獲得して、食、物、観光と経済活動を結びつけ、活性化を図る新たな事業を展開していきたいと、このように今考えておるところでございます。今後新規企業として特産品開発を取り込もうと考えられる方や、販路先の開発を目指している方は、これらの制度を積極的に活用いただきたいと思います。

○議長 藤井朝廣君。

○15番藤井朝廣君 特産物とお土産物を一緒にしている私が悪いのかもしれませんが、25年度から西予市ファンづくり事業や市内外の物産展にも参加、また第三セクターにも新たな商品開発、また助成事業、行政も大変努力をいただいております。

先ほどの市長の答弁の中に、加工品の開発や販売促進事業に助成ということですが、間違いかもしれませんが、助成比率を2分の1以内で限度額

上限額は100万円という事業のことだと思いますが、それでよろしいでしょうか。

加工品の開発や販売促進事業を目指している方は、この助成には大変感謝をしていると思っております。実は私の友人も申請に行かれた方が1人おられます。

そこで、もう一点お伺いをいたします。

販路の拡大や特産品開発のことですが、市長のことですからもう既に実行されておられるのではないかと思います。西予市には国内でも有名、著名な方がたくさんおられると思います。販路の拡大や特産品の開発には人脈を広げることも大切な戦略の一つではないかと私は思っております。例えば、3月の広報せいで、佐藤友佳理さんって方が紹介をされておりましたが、もう既に野村の絹糸や無茶々園のかすですか、色染めらしいですが、そのような方と共同で新しい商品の開発に取り組んでいるようでございます。このような方々に協力していただくことも大切なことではないかと思います。また、西予市議会議員も21名おられます。都市部での人脈もそれぞれあるかと思しますので、ぜひこの西予市ファンづくり事業には我々議員も協力させていただきますし、また参画をさせていただければと思いますが、いかがなものでしょうか、お伺いをいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 西予市の特産品、あるいは土産等々についてどのようにしていくかという方法論はいろいろあるかと思います。先ほど言われましたように、土産をつくるというのと特産品というのはちょっと違うわけでありまして、それぞれ土産は来られた方々に対してどのように販売をしていくかということになるかと思います。特産品はやはりそこに定着性があって、そこに企業活動が生じてまいりますので、これについては西予市の重要な問題として捉える必要が特にあるかと思っております。そういう意味では今、藤井議員がおっしゃるように、いろいろな人脈を使うということは大事だと思います。それは、市自身がどのように主導権を持ってその経済活動にご支援できるかということは、今ちょっと頭の中にははっきり言える立場ではありませんけれども、基本としては企業活動ですので、個人の方々が経済活動をする過程の中で、市がつくっておる制度をどう生かしていただくかということになるかと思います。

それと同時に、ここにおられる議員の方々、あるいは西予市ご出身のいろいろなところにおられる方々と結びつけるという役割は、大いに議員の方々もやっていただきたいし、私たちもやっていく場の設定というのは、大いにやるべきではなかろうかなと、このように判断するところであります。

ファンづくり事業については、25年度から積極的に打って出ろうという感じであります。それは、さっき言いました場の提供でもあろうかと思えますけれども、それについてはぜひともご協力のほどを議員の皆さんもお願いをしたいと思います。

以上、答弁とします。

○議長 藤井朝廣君。

○15番藤井朝廣君 今のお土産の話なんです。これで終わりますが、実はリーピーターの皆さん方にどんぶり館へ行っていただきました。そのときには、町なかには買うものがなかったけどここへ来たら、どんぶり館の左の店舗ですが、あそこでは皆さん平均に3,600円の品物を買われとるんですよ。だから、私は土地さえあれば、そんなに大きいのは無理だと思いますけど、どんぶり館の中の店、特殊な物、乾物でも何でもいいですけど、やはりもし場所があれば出していただきたらと思っております。この件に関しましてはこれで終わりたいと思います。

次に、観光に対しての環境整備についてお伺いをいたします。

私は、観光関係の環境整備が少しおくらしているのではないかと思います。私も気づきませんでしたが、街道物語のリーピーターの意見の中の多くに、自由散策の時間に観光案内板を探しても行くところがわからなかったと、数が少ない、また商工会前にある観光案内板は、現地までの距離、時間がわからないというようなことで、その方は米博物館のことを調べておられまして、著名人も多く参加している、雑巾がけでも有名な米博物館へ行けなかったのが、旅館で時間を潰したとの意見がありました。私はどこに聞いても教えてもらえるものだったんですが、現実にはそういうことがありました。

私も現実に初めてですが、商工会の前の看板を見に行きました。地元に住んでいる私でも、時間や距離は全くわからないような状態でありまし

た。これにつきまして、商工会前の観光案内板や新しい設置をする計画があれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 ただいまの案内板の件についてお答えをさせていただきます。

現在、町並み保存地区ですが、この周辺に表示した案内板は、ご指摘のありました商工会館の前のほか、ビジネスホテルの松屋さん横の市営第2駐車場と、ほれから米博物館前、民具館前にございます。これらの案内板は設置年代が異なり、形状とかデザインの統一性也没有ありません。さらに、ご指摘のように、表示内容につきましてもいま一つ物足りないような部分も見受けられるということは事実だと思います。

現在のところ、このような欠点につきまして、各施設間の移動に必要な時間などを記載したマップを無料配布することでとりあえずカバーをしている状況であります。ANAのツアーに対しましても、このマップをあらかじめバスの中で配布をしていただくよう旅行会社に事前に渡しておくなどの配慮はしているところでございます。

今後は、地図形式の案内板とか施設への方向を示した街角の誘導表示などについて、お客様によりわかりやすく統一性のあるものを導入するように現状の問題点、効果的な設置場所とか表示方法などを研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長 藤井朝廣君。

○15番藤井朝廣君 マップで今対応しているということで、もう一点、これはお願いといいますか、ありますが、県の歴史博物館の駐車場に西予市の看板があります。看板といいますか案内板、この案内板は恐らくどここの位置にあるかというようなことも誰も、誰もといいますかわからない方がほとんどだと思います。私もここに上がってみまして探してみました。見つけたときには、もうこんなとこにあったのかというような形でして、またそれも今、部長さんが言われましたように全く、全くといったらつくられた方に失礼なことになるんですが、興味を引くような案内板ではありません。

私がなぜこのことを申しますかと言いますと、歴史博物館の駐車場にある案内板がもし表へ出て

おれば、去年の歴博に入館者数ですが、おとしが14万7,000人、去年が11万4,000人の方が見えておるそうであります。これは、そのこの歴博でお伺いした数字であります、私が言いたいのは、この中でも半分以上が家族連れだというようなことなんですよね。例えば5%でもその方が、パーセントでいったらちょっと失礼かもしれませんが、それで5%でも看板を見てちょっとおってみようかなと、西予市の町並みを歩いてみようかなという方がおられましたら、5,000人の方が来ていただくようになると思います。

愛媛県の恐らく許可も必要だと思いますが、新しい案内板の設置を県のどこか、まだ調査も調べてもおりませんが、関係機関と協議して、できれば早急に設置をしていただくようお願いができないかと思いますがいかがでしょうか、部長。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 ただいまの歴博の案内板についてお答えさせていただきますが、これは管理者が愛媛県ですので、ここで私どもがどうしますと言うのは余り差し支えもあると思いますけれども、言われる趣旨は大変よくわかりますので、また県のほうと密に連絡を取り合って、こういう声があるということをしっかり届けて、せっかくある看板が看板としての効力を発揮できるように要望してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長 藤井朝廣君。

○15番藤井朝廣君 もう一点、環境の整備についてであります、多機能トイレの問題であります。

大型観光バス2台が同時に商工会横の駐車場に入った場合は、1台の乗客数50人としても2台で100人の方が下車されます。全員がトイレというようなことは絶対あり得ませんが、大勢の観光客の方があそこへ下車したときに、商工会のトイレを借りて使用しております。また、多いときには階段を上った2階のトイレも使用させていただいているというようなことであります。

厳しい財政状況だと思いますが、観光客も多く来られるようになったと思いますので、多機能トイレの整備を早急にするべきではないでしょうか。多機能トイレの設置計画はありますか、お伺いをいたします。

○議長 福原産業建設部長。

○**福原産業建設部長** 多機能トイレの件についてお答えをいたします。

これは、さきの田中議員さんのご質問にも同様の内容がございまして、重複するかもしれません。ご容赦願いたいと思います。

現在、町並み周辺の施設にはそれぞれトイレが設置してございまして、いずれも入館料の支払いを問わずに利用できるようになっております。民具館と先哲記念館には、車椅子利用の方に配慮した広いスペースのトイレを設置しております。また、町並みのすぐ下にあります市営第2駐車場にも公衆トイレを設置しているところでございます。しかしながら、いずれもその案内に欠けているということはお指摘のとおりでございますし、今後は案内表示とか、そういうものも丁寧にしてまいりたいと思いますし、さらに市営第2駐車場のトイレにつきましては、私もたまたま通りかかったときに気がついてはいるんですけども、男女共用になっております。今の時代としては使い勝手がいささかしいとは言えないというふうに感じております。限られたスペースの中で、今後どのような整備ができるか検討をさせていただきたいというふうに思います。

多目的トイレというのは、いわゆる多機能トイレということで、高齢者から妊婦、子連れの方、車椅子、さまざまな多様な方が利用するトイレであるというふうに思います。先ほど申しました民具館、先哲記念館のトイレにつきましても、多目的なトイレとはいえ完全型ではないわけです。そこで、少しでも利用者の方の利便性向上のために、平成25年度にこの2つの施設におむつがえシート、いわゆるベビーシートを設置するように予算化をしているところです。また、このような現状を踏まえまして、町並みの観光に訪れた方の利便性を考慮して、商工会周辺の駐車場施設またはそこに近い場所へ多目的トイレの新設も検討を進めたいと考えているところです。

現在、第2次行政改革大綱に沿いまして、西予市観光関連施設の運営方針の策定というものを進めております。この計画は、市内の観光関連施設の運営改善方策を取りまとめて、施設の修繕、設置目的達成のための整備を行うもので、平成26年度から実施をする予定で関係課で準備をしているところでございます。今後ジオパーク構想の推進も視野に入れた上で、観光施設のトイレの機能

改善強化も当然必要と考えており、そこに努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

○**議長** 藤井朝廣君。

○**15番藤井朝廣君** 先ほど、関係課で26年度より整備計画の調査に入っているというようなことで、少し安心をいたしました。

実は、静岡県の静岡市が第2次整備計画でこの環境整備の中に多機能のトイレの全部の改修というようなことを今、始められております。そういうことで、先ほど聞きましたけど、そういう面では静岡市は早いほうだというようなことが載っていましたが、西予市もそれでは余り変わらない、ここまでされているのかとつくづく感心をしております。

ただ、多機能トイレは設置後の維持管理、特に機器類が入りますので、機器といいますか簡単なベビーの椅子とかいろいろな方が使えるように、車椅子の車輪とかいろいろありますので、管理には十分気をつけていただきたいと。一方でつくってくれと言いながら、また反対では管理というようなことを言って、ちょっと合わないのかもしれません、特に日々の清掃がネックになろうかと思えます。これには担当の職員さんといいますか、2週間に1回ぐらいは検査を事前にしていただくようなこともあろうかと思えます。経費もかかるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

部長は先ほど、前を偶然通ったというようなことを言われましたが、余りにも中身をよく知っておりますので、恐らく現場を見に行っただけではないかと思えます。第1駐車場のトイレですが、あそこは入り口に目隠しがありまして、なかなか入りづらく、また車椅子は絶対に入りません。第2駐車場は今、部長が説明されたそのとおりであります。早急に予算のこともありまじょうし、我々がいつとかというようなことはできませんが、とにかくできるだけ急いで施工していただいたらと思います。きのうも田中議員のときに同じことを説明されておりますので、無理をかけましたかもしれませんが、よろしくお願いいたしたいと思えます。

それでは最後に、公共事業の地産地消についてお伺いをいたします。

愛媛県下20市町の中でも、西予市は公共事業

の多さでは有名な話であります。いかに市長や職員の方が補助金の獲得等にご努力されていることがうかがえると思います。市長はいつも、できるものはできるだけ地元でという考えを職員の方に指導されていると伺っております。このことから、今回の西予市新市立病院の医師住宅、集合住宅では西予市内に本社を置くという一般競争入札の公告をされ、市内業者で施工されることとなり、市長や職員の方に対し、関係者は大変感謝されていると私は思っております。

こういった一連の流れから、今まで少なかった消防関係の備品等の発注も市内業者に多く発注をされるようになりました。しかし、まだ小さな工事や物品、印刷、車検等は市外業者に発注されることが多いかと思われます。私の知る限りでは、西予市内の施工、販売の業者は、他市の入札に参加させていただける業者は恐らく一社もないんじゃないかと思っております。特殊なものは無理かと思いますが、西予市単独予算の事業は市内業者にという条例までは無理かもしれませんが、規約または規則等の制定はできないでしょうか。今、ここで即答はできないと思いますが、市長、行政の規約または規則制定の思いがあればいいですが、お伺いをいたしたいと思います。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 それでは、入札契約のことですので、私のほうから答弁させていただきます。

ご案内のとおり、西予市の公共工事の発注につきましては、今議員もおっしゃったように特殊な技術を有する工事、それから市内の業者さんでは施工が困難と思われるような工事を除きましては、市内業者さんを優先的に選定をさせていただいて指名をし、発注をしているところでございます。また、大型工事、共同企業体を組む場合におきましても同様に、特殊な工事以外につきましては市内業者さんもJVに参加できるように配慮をしているところでございます。また、現行の西予市の入札制度で対応が可能な分離ですとか分割発注ですとか、そういったことにも努めておりまして、市内の業者さんが受注機会がふえるように努めているのが現状でございます。

なお、参考までに本年度平成24年度の本日までの入札実績をご報告いたしたいと思います。入札総件数は251件で、入札総額74億8,300万円余りで、そのうち新病院などのJVによる

大型工事を除きますと、総件数247件、総金額で32億700万円になります。そのうち市内企業が落札をされた件数というのが、その247件に対しまして83%の205件、金額にいたしまして21億9,300万円が市内の業者さんによって落札をしていただいているところでございます。もちろん市内の市の発注いたします工事につきましては、市民の皆さんの大切な財産をつくるという観点から無駄な経費は使わず、より品質の高いものをつくりたいというのが我々の目指しているところでございます。そういったことから、当然のことでもありますけれども、市内の各企業さんにおかれましてもなお一層の技術の向上、技術者の確保等に格別なご協力をお願いしたいというふうに思います。

それから、条例とか規則とかが具体的にできないかというお話でございますけれども、今ほど申し上げましたように、今の現在の入札制度におきましても、今のような十分可能な状況でありますので、条例とか規則までをつくるということは現段階では考えておりません。

それから、最後にありました物品等の関係ですが、物品購入、修繕、委託といったことでございますけれども、こういったことも議員がご指摘のとおり、中にはそういうのがちょっと見受けられたケースも私は確認しておりますので、今後におきましては市内の業者、商店に優先して発注することを市役所全体で取り組むように、明確な基準を設けまして、平成25年度からはなお一層努めてまいりたいというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長 藤井朝廣君。

○15番藤井朝廣君 ありがとうございます。行政の考え、また配慮を伺いまして、よろしくお願いいたします。感謝をしていると思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 ここで暫時休憩といたします。（休憩 午前10時32分）

○議長 再開をいたします。（再開 午前10時45分）

次に、7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 それでは、議長の許可をいただきましたので、その前にまず2年前に起こりまし

た東日本大震災、心より哀悼の意をあらわすとともに、一日も早い復旧、復興を願っておるところでございます。

さて、3月定例会の一般質問のアンカー役ということで一生懸命やらさせていただきますので、理事者の方もそれなりに答えていただくようお願いしまして、まず日本ジオパークの認定について質問いたしたいと思います。

私たち議員の有志が、市長が熱心に推進しておりますジオパーク構想に、議員も知識を身につけることが必要と、昨年10月には世界ジオパークの認定をされました室戸のジオパークを視察しました。また、市内のジオについても先日視察したばかりでございますが、最初に訪れたのが岩木地区にあります河内谷観音嶽、この景観のすごさ、えっこんなところにこういう岩があったのかという感動もありましたし、議員の方も全然知らなかったという方がたくさんいらっしゃいました。その一方、その岩を見せるために地元の方たちが一昨年から大木の杉を伐採し、その跡地に桜やヤマモモ、ツツジなど、それなりに整備をされております。それも、やはりジオの関係で、地元の方たちの努力だと感心しておるところでございますが、残念ながらその岩肌に自生しておる雑木がありまして、あれがなければもう少しその岩山がすばらしい景色になるのではないかという話をしましたら、なかなか地元だけではそういう危険なところがありますので、ちょっと地元だけではできないというような話がありました。そういった点は私たちの力でできるということは、このようなことはまず行政がバックアップできるのではないかと考えております。地元の方々がやられておるジオに対しての行政からのバックアップが、そういうことができるのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 特別のご質問だと思いますが、地元の取り組みについてバックアップができるかということですが、そういう声を聞かせていただけること自体、市民の皆さんの関心の盛り上がりとか、そういう参加意欲とかということを実感するわけでございまして、大変ありがたいお話だというふうに感じております。

今後各ジオポイントをそれぞれ適切に整備していくということは大変当然重要なことになろうか

と思います。そういうことで、それにつきましてもまさに官民一体ということで、地域の皆さんと相談しながら整備していかなければならないというふうに思っておりますが、個々別々のその事案につきましては、それぞれのケース・バイ・ケースで別々、そこそこに相談をして、どういうスタンスで官民で取り組んでいったらいいか相談させていただきたいと思います。支援をしないと言ってるんじゃない、個々別々に取り組ませていただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 ケース・バイ・ケースがありますので、当然それぞれのところで行政もできることはやっていただけたらと思います。それにしても、この日本ジオパーク認定について、まずは認定をもらわなければ前を向いて進まない点もあります。このように、私たちも地元にながら知らないことが多く、地元のジオを研修することに、これからまた議員同士で集まって勉強を進めていくように今、なっております。議員だけでもこの程度という知識ですので、行政ばかり旗を振っても市民の理解や熱意がなかなか伝わっていないのが今の現状ではないかと思ひます。

そこで、今回のジオ認定に至るまでの認定時期と、認定までのプロセスをお聞きしたいと思います。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 認定時期とそれまでの工程でございますけれども、西予市がジオパーク認定を目指す取り組みを始めて今年度で3年目を迎えます。この間多くの市民の皆様のご理解、ご協力のおかげをもちまして各種講座、いろんな研修、講演会等を初めとする活動へ参加していただいた皆様も延べ4,000人を数えるようになってまいりました。本市では、25年度にはいよいよその認定の申請を行うこととしておりまして、次のようなスケジュールで取り進めてまいります。

まず、この4月20日までに日本ジオパーク委員会に申請書類を提出いたします。5月20日に千葉県の幕張メッセで開催されるジオパークの研究大会におきまして、日本ジオパーク委員会に対して四国西予ジオパーク構想の公開プレゼンテーションを行います。その後、夏ですが7月から8月にかけて、日本ジオパーク委員会による現地

審査が行われます。最終的にこれらの取り組みが総合的に判断されて、9月中には審査結果が発表されるという予定になっております。

以上でございます。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 9月中には発表という、これから一番大事な時期になろうかと思えます。そういった意味でも、一般市民に知らせるためにも、認定をとるのにどのようなこれから取り組みをしていくのかお伺いしたいと思います。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 今後の取り組みでございますが、まずこれまでもやってまいりましたけれども、知る活動としまして、少しでも多くの市民の皆さん、児童・生徒の皆さんにジオパーク構想への関心を持っていただけるように、これまでどおり出前講座やジオツアー、講演会、構想の紹介展などを継続して行う予定であります。あわせて、広げる活動としまして、情報発信するホームページやガイドマップの内容を充実させ、ジオポイントの説明板や人が集まる場所でジオパーク構想の紹介ができる看板等も設置していく予定でございます。さらに、深める、参加する活動としまして、市内の自然、文化、暮らしなどのみどころ案内や、紹介ができるジオガイドの養成が認定にとっても重要な項目ですので、ジオガイド養成講座や愛媛大学のご支援をいただいて実施する西予ふるさとジオ講座なども積極的に行いながら、ジオガイドができる人材育成を進めていく所存でございます。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 ただいまの説明の中で、四国ジオガイド養成講座という説明がありましたが、これは広報せいの3月号でございますが、ほかにもちょっと使いたいのので今回これを持ってまいりましたが、ここの8ページにジオガイド養成講座、受講生募集という案内が出ておまして、その中で第1回目の講座、1番、石灰岩と人々の暮らしというのはもう終了しておりますが、これの参加人数、そして男女の比率等がわかりましたら教えていただきたらと思います。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 四国西予ジオガイド養成講座の①の参加人数と男女比率でございますが、ジオガイド養成講座は市内を6つの地域に分けて、

ことし1月から10月まで6講座、全部で16回実施する予定でスタートしております。既に明浜で実施をいたしました第1講座は、先ほどございましたが、テーマを石灰岩と人々の暮らしとして3回に分けて実施したものでございます。26名の参加をいただき、女性の方は31%でございました。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 定員が一応30名ということですが、26名の方、まずまずの参加ではないかと思いますが、講座②以降、3月9日から始まって10月5日までの残りの5つの講座の今のところの参加申し込み状況をお聞きしたいと思います。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 講座参加の申し込み状況でございますけれども、講座を座学と研修実習で組み立てておりますので、会場や移動手段、安全確保等の関係もあり、一応30名というふうに定員を設けさせていただいておりますが、既に第2講座の三瓶地区と第4講座の城川地区は定員に達しております、35人に枠を拡大いたしました。また、第3講座の宇和地区は現在25名、第5講座の大野ヶ原地区が29名、第6講座の野村地区が25名、現在応募いただいております。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 定数オーバーのところもありますし、ほとんど定数に近い参加申し込みということで、私自身も本当は正直驚いております。もう少し少ないのかなというイメージがあったわけですが、やはりこれは昨年来ずっと啓発活動が続いておりますジオパークの理解が少しずつ得られておるのではないかと考えております。

そういった中で、この認定を受けるためにはやはり市民の理解、活動が一番重要だということで、例えばちょっと変わりますが、先週IOCの東京オリンピックの誘致にIOC評価委員の方が東京に訪れられまして、いろんな調査をされました。その中でもIOCが独自に東京都民、国民に対してどのような熱意があるのかという、そういう調査もされたと聞いております。これは、先ほど説明がありました7月から8月に訪れられる日本ジオパークの委員さんが西予市に訪れられまして、恐らく地元の方々に接して、地元の方々にそのジオを説明していただくという工程になるかと思えます。

そういった意味で、なるべくこのことは市民の協力が欠かせないのではないかと思いますので、そこら辺の周知をするべき周知徹底をどのように考えられているのか、理事者の考えを伺いたいと思います。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 市民の皆さんの理解と参加の周知ですけれども、先ほどからお答えの中でも申し上げますように、これまでの手応えとしては、かなりいい感触を感じているところでございます。今後さらに市民の皆様の理解、ジオパーク活動への参加をいただくためには、誰でも関心が持てるわかりやすい方法も重要だと考えております。これまでも広報紙、各種のチラシ、ケーブルテレビ等の活用などで周知に努めてまいりましたが、平成25年度には目に見えるものをつけ加えたいと思っております。四国西予ジオパーク構想ののぼり旗とかポスター、車両用のステッカーなどを作成して、市内各地で掲示していただけるように、市民や企業、団体の皆様にご協力をお願いする予定でございます。

これは、今後さまざまなジオパークの活動にかかわっていただける市民の方をふやすということだけではなくて、市外の方にも本市がジオパーク認定を目指しているよということを、この勢いが高まっているということをアピールしていく。今後現地審査にとりましてもプラスに働いてくるというふうに考えているからでございます。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 部長さんの自信あるお言葉に私も感動しまして、なお一層私たちもできることはお手伝いしたいと思います。日本ジオパーク認定が受けられることを念願して、次の質問に移りたいと思います。

さて、次の質問ですが、耕作放棄地について、昨年2011年8月に日本たばこ産業、JTが健康志向や増税による市場縮小を受けまして廃作を募集しました。応じた農家には10アール当たり28万円の協力金が支払われるということで、その年26戸ありました農家が現在6戸まで減っております。まだ1年間ではありますが、その後の耕作地についての質問をさせていただきます。

まず、市内における葉たばこ生産者戸数と面積の推移をわかりましたらお聞きしたいと思います。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 市内における葉たばこの生産者数と面積の推移でございますが、平成元年からの推移を申し上げます。

平成元年度で133戸、141.7ヘクタールでございましたが、栽培指針の強化による農作業の負担増大と、平成16年の日本たばこ産業による葉たばこ廃作協力金の実施によりまして、平成17年度には45戸、72.1ヘクタールまで減少しました。その後、平成23年度に2回目の廃作協力金を実施されたことに伴いまして、当時栽培農家26戸のうち20戸が廃作をされ、平成24年度には栽培農家6戸、栽培面積9.2ヘクタールとなっております。野村町で5戸、宇和町で1戸となっております。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 ただいまの部長の説明を聞かしても戸数が激減した、これはもういたし方のないことかもしれませんが、その耕作放棄につながるような畑が平成元年に141ヘクタール、現在は9.2ヘクタール、これは相当な数だと思いますが、これが全てではないと思いますけど、やはり耕作放棄地につながっているのではないかとこの危惧があります。たばこ農家も全て自分の土地だけではなしに、借地をして生産をされているところもあるかと思います。廃作後の所有者に返した土地が耕作放棄地になっていないかお伺いします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 廃作の後の土地が耕作放棄地になっていないかということですが、23年度分についてですけれども、23年度の葉たばこが35.3ヘクタール、これに對しまして24年度が9.2ヘクタールですので、26.1ヘクタールの面積が廃作対象の土地となっております。これにつきまして、昨年4月に関係機関の協力のもとに葉たばこ廃作に伴う転換作物の状況調査を行いました。その際の調査では全ての農地で転換作物の栽培が行われており、耕作放棄地の発生については認められておりません。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 ありがとうございます。

それでは、廃作後の転作物の現在の状況をお知らせ願いたいと思います。

○議長 福原産業建設部長。

○**福原産業建設部長** 廃作後の転用作物の状況ですが、廃作面積26.1ヘクタールのうち、一番多いのが水稻で約7.6ヘクタールでございます。2番目がカボチャで約6.9ヘクタール、3番目が家畜の飼料作物で約5ヘクタールとなっております。そのほかの作物としましては、ケール、ミシマサイコ、キュウリ、ピーマンが転作作物として栽培されています。

○**議長** 兵頭学君。

○**7番兵頭学君** ただいまの転用作物の状況をお聞きしましたが、その中でカボチャ等が大きいと思いますけど、なかなか今のところカボチャ自体も伸び悩みがあるのではないかと聞いたことがあります。そういった中で、今も話にありましたミシマサイコ、こういったことの取り組みをされている方があろうかと思います。その前に、2年前に放棄地対策として西予市が取り組んだ薬用植物のカンゾウと、それから屋上、壁面の緑化事業に活用されるスナゴケ等の試験栽培の成果をお聞きしたいと思います。

○**議長** 福原産業建設部長。

○**福原産業建設部長** カンゾウとスナゴケの試験栽培の成果でございますが、これは耕作放棄地対策はもちろんのこと、市内で新たな産業が創出できないかということで取り組んでいる事業でございます。

薬用植物でありますカンゾウ及び緑化事業に活用されるスナゴケにつきましては、西予市における放棄地対策として23年度から試験栽培を実施しておりますが、まずカンゾウにつきましては、8つの法人、団体等に委託して現在約4万本の栽培を継続中であります。栽培成果の確認につきましては、現在その一部を採取しまして、発注元において土壌、栽培技術、成長性、成分分析等の確認を行い、西予市における栽培が適しているかどうか検証を行っているところであります。

次に、スナゴケにつきましては、緊急雇用創出事業で対応して、現在、明浜、野村、城川において試験栽培を継続中であります。栽培成果の確認につきましては、企業との連携により栽培技術、成長性等について現場における確認作業を行い、西予市における栽培が適しているかどうか検証を行っているところであります。

○**議長** 兵頭学君。

○**7番兵頭学君** カンゾウとスナゴケ、スナゴケ

は今年度の当初予算にも200万円が組んであろうかと思いますが、耕作放棄地につながるこういったものを、ぜひ試験結果が出次第、いいとなればどんどん進めていく必要があるかと思います。そういった意味でも、今後のカンゾウとスナゴケの生産計画及び販売ルートの確保ができるのかという質問をさせていただきます。

○**議長** 福原産業建設部長。

○**福原産業建設部長** これが適していた場合の生産計画と販売ルートの確保ということでございますが、カンゾウ、スナゴケ、いずれの作目もこれからの生産振興計画につきましては、当然検証結果に基づいて方向性を決定していくということになります。生産振興を図るという結論になった場合には、栽培方法のマニュアル化や栽培者の選定拡大への取り組み、またスナゴケにつきましては企業との連携による緑化製品の製造の可能性とそのプロセスの開発、現場における製品施工方法の開発や製品の効果の検証、その販売方法、販売ルートの確立等を行い、これを推進したいと考えております。

○**議長** 兵頭学君。

○**7番兵頭学君** 同じように、ミシマサイコのほうに戻りますが、ミシマサイコ、カンゾウ、これは全て中国のほうから輸入しとったわけですが、今、中国の需要もふえたということで、手元に入りにくくなったということで、日本のほうでつくって間に合わすというような話を聞いております。そういった意味でもミシマサイコ、先ほどはまだ少しという話でしたが、ミシマサイコの耕作状況と戸数と面積をお聞きしたいと思います。

○**議長** 福原産業建設部長。

○**福原産業建設部長** ミシマサイコの耕作の状況、耕作戸数、面積ですが、まず24年度の栽培農家と面積につきましては、野村町で昨年設立をしました薬草生産組合の組合員14戸が3.5ヘクタールの作付を行っております。栽培状況ですが、発芽不良や雑草、栽培ふなれ、天候不順の影響によりまして、収穫面積が約1.5ヘクタールと作付の半分以下に減少しておりますけれども、10アール当たりの収量としましては干した、乾いた根っこ種子を合わせて50キログラムを見込んでおりまして、今月中に高知県の組合を通じて製薬会社に出荷される見込みです。平成25年度の栽培状況ですけれども、栽培農家40戸、栽

培面積8ヘクタールを見込んでおりまして、野村町だけでなく宇和町、城川町にも栽培農家がふえてきております。

これまでは、国内の製薬会社は薬用植物の原料調達について輸入に頼ってきましたが、最近は国内調達の需要が拡大しておりまして、栽培が軌道に乗ればこの中山間地における有力な栽培品目として期待をしているところです。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 順調に伸びていけば地域おこしにつながるのではないかと思います。また、生産だけではなくミシマサイコの根のエキスを商品化すれば商品価値が上がるということで、いわゆる6次産業に近いような考えになろうかと思います。が、そこまで考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 ミシマサイコのエキスを生成の件ですが、ミシマサイコの栽培につきましては、高知県にある生産者組合を通した製薬会社との契約栽培になっておりまして、種子を無償で提供してもらうなど手厚い支援がある反面、生産されたの根と種については全量を出荷する必要があります。また、ミシマサイコは乾燥させた根に解熱や鎮痛作用があり、さまざまな漢方薬に配合されている一方、薬以外の用途に利用することが難しいために、販売先が製薬会社などに限られてしまいます。そのため、エキスを生成する加工場を市が整備するよりも、製薬会社が所有する既存の工場を利用したほうが効率的でありますので、当面市独自の加工場の整備、加工品開発は難しいと考えております。

ただ、カンゾウについては、多用途にエキスも活用できるということで、これについては検討できるかもしれないというふうに考えているところです。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 ミシマサイコでは価値がエキスマでとしても上がらないという説明ですが、カンゾウであればという返答をいただきました。ぜひ、生産だけではなく商品化も検討に入れてこれから進んでいただきたいと思います。

続きまして、行政改革についてのI P電話の活用ということで、以前、松山議員も質問されておりますが、私も今回質問させていただきますが、

昨年10月10日に、県内20市町が成果を競う第1回行革甲子園が開かれまして、西予市がえひめ行革大賞を受賞しました。未来せいの創造プロジェクトと題しまして、若手職員を中心に市総合計画に基づく1,470事業を洗い直して、339事業で総額6億1,042万円を削減する改革案をまとめたもので、改めて今のやる気のある職員が多いことに心強く思っているところでございます。

さて、私のこの一つの質問も行革になるのではないかと思います。現在ケーブルテレビ加入者が西予市で約8,500戸、インターネット加入者が3,500戸、その中でI P電話加入者が約3,000戸あります。この方たちがかけるI P電話同士、これは無料になりますので、このことを踏まえて質問をさせていただきますが、ケーブルテレビ導入家庭でピカラに加入しまして無料ということが、市の電話にI P電話があるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今の、市の電話にI P電話があるのかというご質問ですが、西予市では新庁舎建設時にI P電話対応の電話交換機を導入をいたしまして、I P電話回線の増設を行い、平成23年11月から利用開始をしているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 23年11月から増設をして入れたということですが、そのI P電話の電話番号が電話帳に載っているのか、広報に載っているのか、私も広報を見ておりますが、そういう項目はここにありますが、どうも見当たらないので、そういうことができないのか、知らせるべきではないのかという質問をしたいと思います。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今のご質問でございますけれども、本庁舎につきましてはI P電話の回線を用意しており、本I P電話回線設置については、今言いましたように、平成23年11月から利用開始をしたところでございますけれども、23年10月20日発行の広報11月号で、ピカラ西予ひかり電話加入者からの通話料が無料ですのでぜひご利用くださいといった旨の記事を掲載して、周知をしたところでございます。NTTの西日本

の電話帳、ハローページやタウンページへも I P 電話番号の掲載はいただいているところでございますけれども、I P 電話である旨の掲載の区別をしてほしいという申し出をしたところでございますが、このことについては対応がされてないようでございます。I P 電話回線の設置についての周知等につきまして、議員が言われたようなところにつきまして、今後広報等への再掲載等を検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 広報に一度載せたという話ですが、実際私、昨年ピカラのインターネットに入りまして、さて庁舎にそしたら無料の電話をかけてみようかというときに、えっ電話番号がないぞと、実際自分が入れてみて思ったぐらいですから、I P 電話を入れられておる方は約3,000戸あるということなんですが、この方たち全てが市に電話をかけるとは限りませんが、やはりこれも行革の一つではないかということで、ぜひ広報にはI P 電話という頭を入れていただいて、代表の電話につなげていただけたようにしていただきたらと思います。

それと、次に市役所及び本庁、各支所及び公民館、これが光ケーブルでつながれば同じように無料化になるということで、当然経費削減にはなりますが、当初予算、初期投資は当然かかろうかと思いますが、その検討はしてるのかお伺いします。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 支所や公民館施設などのI P 電話につきましては、検討はいたしました。I P 電話は停電及びネットワーク障害時には使用できないというようなことで、災害時の防災拠点や避難所としての災害時の優先電話などは、やはり今の現状の電話を設置しておく必要がございます。そうしますと、I P 電話回線はまた別に増設をするというようなこともなりますし、維持費が増加することや、今議員言われましたように、初期投資は多額になります。また、その上に現在では本庁、支所間の連絡は電話以外の庁舎間の光ケーブルを利用したメールの利用が増加をしている状況でございます。このようなことから、相対的な経費削減は余り見込めないというようなこともありまして、今現在は導入を見送っている状態

でございます。

以上、答弁いたします。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 確かに河野部長が言われるように、私もお聞きしましたら、やはり弱点は停電時の使用ができないという、これは防災の面では難しいかと思いますが、そういう点を考慮してでも、やはりI P 電話の特徴である無料という、こういう魅力あることをぜひまた検討する余地があるかと思います。高知県のほうでもそういう検討をしているという市町村もございますので、いずれI P 電話もそういう停電時にも使えるような仕組みができるかもしれませんので、ぜひ今後ともこの課題に対してのご検討願ったと思います。

この行革に終わりはなしと言いますが、私たち議員も議会改革基本条例にのっとりまして、無駄の削減も含めてこれから進めていきたいと思えます。どうかその行革大賞を受賞された西予市の職員のやる気に対しても、今後とも私たちも応援してまいりたいと思えます。ぜひ行政改革の西予市という、ほかの市町村から見習われるような行革、市になればと私どもは思っております。

それでは、4番目の質問に入らせていただきます。

これは国の所管であるんですが、野村ダムの完成時、当時右岸の管理用道路がつながっていないということで地元の方からも何回か言われたことがありますし、遠回りをしなければ管理用道路がないという現状でございます。また、野村スポーツクラブにおいても、ダムの右岸をノルディックウォークのメッカにするために標識や看板を立てて、ノルディックの大会を開催し、毎年3月に開催されておりますノルディックウォーク大会、今回も3月31日に約250人近くの参加者を募って開催されます。これも、この広報せいの一番最後の17ページに載っておりますので、興味のある方はぜひ参加申し込みをしていただけたらと思います。

そういったことで、この管理用道路がつながれば游の里、またほわいとファームがつながり、多くの方が訪れるようになると思います。地域活性化のためにも必要ではないかと思えます。そこで、游の里からダム右岸の管理用道路が防災、減災の面からも国交省に働きかけることができない

か、まずお伺いしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 議員ご指摘の野村ダム周辺の整備についての今の回答をさせていただきたいと思いますが、この管理用道路でございますけれども、ダムの堰堤から野村学園下までの延長が大体700メートル、幅員3.0メートルで、昭和56年11月18日に野村ダム完成後に、ダムの管理用に施工され、ふだんは市民の方々がウォーキング等々に使用されておられるというのが現実でございます。

議員ご指摘の游の里、野村ダム、ほわいとファーム、桂川溪谷の自然山岳コースの構想ですけれども、実はこれは以前、議員も含めて地元の方々からご要望があって、私も要望を国土交通省の野村ダムの管理所に行かせていただいたところでございますが、今のところその計画は、ちょうど行ったときにダム予算がちょうど削減されたときでして、今のところなかなかできないんだというのが現実的な回答であったと、このように記憶しております。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 ただいま市長から答弁いただきましたように、実際あの右岸をずっと回しますと相当な金額がかかるということで、これは理解しとったわけですが、実はここに浮き桟橋工法というのがありまして、これであればちょうど今できておる道路と游の里からの間、100メートルもないと思います。これは、ある業者の方がこういうのもありますよということで、歩いて渡れますし、ところどころにこういう橋、ゲートみたいにして船も通過することができますので、これであれば2億円もかかるような工事ではありませんし、ぜひこれを一度検討していただけたらと思います。後ほどまた資料を持ってまいりますので、よろしくご検討していただけたらと思います。

この話をすることによりまして、もしできるんであれば、これはやはり最近の健康ブーム、特にマラソンやウォーキングをされる方が大変ふえまして、えひめマラソンの参加者も8,000人を超えるという盛況になっております。また、昨日新居浜で行われましたクラブ駅伝、西予市から約17チームが参加しまして、1部が西予市体協が2位、それから2部のほうで野村体協が優勝、女子の部では野村体協の女性部の方が準優勝という

輝かしい成績をおさめられたとでございますが、トップランナーはまた考え方が違いますけれど、一般ランナーはそういう走るコースがあったりすることが一番いいのではないかと思いますし、これは何のためかと言いますと、市の財政、特に国保関係、これは健康になればなるほど医療費が要らなくなるという大原則になろうかと思っておりますので、ぜひ健康づくりのためと国保料金などの値上げを抑えるためにも、ぜひこういう投資が必要ではないかと思っておりますので、その点は理事者の考えを伺いたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 今ほど兵頭議員から非常に斬新なご提案をいただいて、浮き桟橋というのは初めて聞きましたけれども、本当にそのことについては私どもも勉強をした上で、どう進めるかについては検討したいとは思っています。

今ほど言われますように、健康づくりについては非常に大事なことであります。既に私どもはライアブルタウン構想をやりまして、超情報社会と健康とを融合さすという感じで進めてきたところでありまして、それについては非常に成果も出てきておりまして、その中で発生したのが、例えば野村における健康づくり大学校をつくりまして、住民の方に大いに参加をいただいて健康の増進を図っていたところでありますし、その一環の中でノルディックウォークを進めてまいりまして、多くの方がノルディックウォークをやっていたくような状態になりまして、これも非常に健康づくりについては増進したのかなと。

その中で、先ほどのそれぞれの自然散策コースでございますけれども、これを含めて愛媛県の中のメッカみたいなところを想定をしながら私どもは進めておるところでありまして、今月末にも多くの方が来ていただいてノルディックウォーク大会をやらせていただきますけれども、それが広がるか広がるほど、またいろいろな健康の中で状態が増進するのではなかろうかなと、このような発想もしておるところであります。今のご意見を参考にしながらかの検討をしたいと思っております。

以上、答弁とします。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 健康づくり、これにまさる医療はないかと思えます。ぜひそういう面でウォーキング、それからマラソンコース、ぜひ私はあそこ

のコースを実現したいと思いますので、今後ともご協力のほどお願いしたいと思います。

そして、また一つ、きょうの愛媛新聞にも出ておりましたが、宮城県の被災者住宅に住まわれておる方が、県が約５００本でしたか、ノルディックウォークを全部支給して、どうしても運動不足になるということで、健康づくりのためということでウォーキングをせよという、県自体がそういう取り組みをされておるみたいです。これも健康づくり、やはり被災者住宅におりますと、どうしてもそういう運動不足につながるということで、けさの新聞に出ておりましたので、あっこれも、どこでもそういう意識があるのではないかという思いがあります。

そしてまた、先ほど健康づくり大学等も市長のほうからお話をいただきましたが、これはきょう一般質問させていただきましたほとんどの中が、今一番例えが出ております三本の矢、アベノミクスという話がありますが、これは産官学が互いに協力し合えば地域効果、地域おこしにつながっていくのではないかと、そういった思いも国や県に働きかけていただきますように理事者をお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 以上で一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

あす３月１２日は午前９時より平成２４年度補正予算、平成２５年度当初予算につきまして質疑を行います。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

散会 午前１１時３５分

平成25年第1回西予市議会定例会会議録（第4号）

1. 招 集 年 月 日 平成25年3月12日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 平成25年3月12日
午前9時00分

1. 散 会 平成25年3月12日
午後3時50分

1. 出 席 議 員

1 番 源 正 樹
2 番 井 関 陽 一
3 番 菊 池 純 一
4 番 田 中 徳 博
5 番 中 村 敬 治
6 番 二 宮 一 朗
7 番 兵 頭 学
8 番 小 野 正 昭
9 番 松 山 清
10 番 宇都宮 明 宏
11 番 松 島 義 幸
12 番 元 親 孝 志
13 番 沖 野 健 三
14 番 森 川 一 義
15 番 藤 井 朝 廣
16 番 浅 野 忠 昭
17 番 岡 山 清 秋
18 番 酒 井 宇之吉
19 番 兵 頭 勇
20 番 山 本 昭 義
21 番 梅 川 光 俊

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
副 市 長 九 鬼 則 夫
教 育 長 宇都宮 又 重
公営企業部長 松 山 一 郎
会 計 管 理 者 井 上 謙 二
総務企画部長 河 野 敏 雅
産業建設部長 福 原 純 一
生活福祉部長 三 好 幸 二
教 育 部 長 兵 頭 三 樹
明 浜 支 所 長 平 田 與 輝
野 村 支 所 長 井 上 尚 喜
城 川 支 所 長 徳 居 隆 利

三 瓶 支 所 長 西園寺 良 徳

消防本部消防長 清 水 敏 昭

総 務 課 長 宗 正 弘

財 政 課 長 道 山 升 文

企画調整課長 宇都宮 松 夫

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 上 田 甚 正

議 事 係 佐 藤 陽一郎

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 議案第 3 号 西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について
- 議案第 4 号 西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について
- 議案第 5 号 西予市新型インフルエンザ等対策本部条例制定について
- 議案第 6 号 西予市都市下水路条例制定について
- 議案第 7 号 西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定について
- 議案第 8 号 西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例制定について
- 議案第 9 号 西予市市道の構造の技術的基準を定める条例制定について
- 議案第 10 号 西予市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例制定について
- 議案第 11 号 西予市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について
- 議案第 12 号 西予市営住宅等の整備基準を定める条例制定について
- 議案第 13 号 西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定について
- 議案第 14 号 西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について

て

- 議案第 15 号 西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 16 号 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 17 号 西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 18 号 西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 19 号 西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 20 号 西予市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 21 号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 22 号 西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 23 号 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 24 号 西予市企業誘致条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 25 号 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 26 号 西予市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 27 号 西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 28 号 西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 29 号 西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

	について		正予算（第3号）
議案第30号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	5 議案第48号	平成25年度西予市一般会計予算
2 議案第31号	西予市乙亥の里の指定管理者の指定について	6 議案第49号	平成25年度西予市授産場特別会計予算
議案第32号	西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について	議案第50号	平成25年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第33号	西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について	議案第51号	平成25年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第34号	市道路線の廃止について	議案第52号	平成25年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第35号	市道路線の認定について	議案第53号	平成25年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
議案第36号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第54号	平成25年度西予市介護保険特別会計予算
3 議案第37号	平成24年度西予市一般会計補正予算（第6号）	議案第55号	平成25年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
4 議案第38号	平成24年度西予市授産場特別会計補正予算（第3号）	議案第56号	平成25年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第39号	平成24年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）	議案第57号	平成25年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第40号	平成24年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	議案第58号	平成25年度西予市上水道事業会計予算
議案第41号	平成24年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	議案第59号	平成25年度西予市病院事業会計予算
議案第42号	平成24年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）	議案第60号	平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第43号	平成24年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）	7 陳情第1号	国道56号バイパス建設を求める陳情書
議案第44号	平成24年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	8 意見書第1号	震災を見据えた災害に強いネットワークの形成を目指す「四国8の字ネットワーク」等の整備促進を求める意見書
議案第45号	平成24年度西予市上水道事業会計補正予算（第3号）	意見書第2号	配合飼料価格の高騰対策を求める意見書
議案第46号	平成24年度西予市病院事業会計補正予算（第5号）	追加 議案第37号	平成24年度西予市一般会計補正予算（第6号）
議案第47号	平成24年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補	議案第38号	平成24年度西予市授産場特別会計補正予算（第3号）
		議案第39号	平成24年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計

- 補正予算（第1号）
- 議案第40号 平成24年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第41号 平成24年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第42号 平成24年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第43号 平成24年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第44号 平成24年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第45号 平成24年度西予市上水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第46号 平成24年度西予市病院事業会計補正予算（第5号）
- 議案第47号 平成24年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

- 1 議案第 3 号 西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について
- 議案第 4 号 西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について
- 議案第 5 号 西予市新型インフルエンザ等対策本部条例制定について
- 議案第 6 号 西予市都市下水路条例制定について
- 議案第 7 号 西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定について
- 議案第 8 号 西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例制定について
- 議案第 9 号 西予市市道の構造の技術的基準を定める条例制定について
- 議案第 10 号 西予市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例制定について
- 議案第 11 号 西予市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について
- 議案第 12 号 西予市営住宅等の整備基準を定める条例制定について
- 議案第 13 号 西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定について
- 議案第 14 号 西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について

て

- 議案第 15 号 西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 16 号 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 17 号 西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 18 号 西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 19 号 西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 20 号 西予市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 21 号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 22 号 西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 23 号 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 24 号 西予市企業誘致条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 25 号 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 26 号 西予市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 27 号 西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 28 号 西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 29 号 西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

	について		正予算（第3号）
議案第30号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	5 議案第48号	平成25年度西予市一般会計予算
2 議案第31号	西予市乙亥の里の指定管理者の指定について	6 議案第49号	平成25年度西予市授産場特別会計予算
議案第32号	西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について	議案第50号	平成25年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第33号	西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について	議案第51号	平成25年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第34号	市道路線の廃止について	議案第52号	平成25年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第35号	市道路線の認定について	議案第53号	平成25年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
議案第36号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第54号	平成25年度西予市介護保険特別会計予算
3 議案第37号	平成24年度西予市一般会計補正予算（第6号）	議案第55号	平成25年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
4 議案第38号	平成24年度西予市授産場特別会計補正予算（第3号）	議案第56号	平成25年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第39号	平成24年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）	議案第57号	平成25年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第40号	平成24年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	議案第58号	平成25年度西予市上水道事業会計予算
議案第41号	平成24年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	議案第59号	平成25年度西予市病院事業会計予算
議案第42号	平成24年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）	議案第60号	平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第43号	平成24年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）	7 陳情第1号	国道56号バイパス建設を求める陳情書
議案第44号	平成24年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	8 意見書第1号	震災を見据えた災害に強いネットワークの形成を目指す「四国8の字ネットワーク」等の整備促進を求める意見書
議案第45号	平成24年度西予市上水道事業会計補正予算（第3号）	意見書第2号	配合飼料価格の高騰対策を求める意見書
議案第46号	平成24年度西予市病院事業会計補正予算（第5号）	追加 議案第37号	平成24年度西予市一般会計補正予算（第6号）
議案第47号	平成24年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補	議案第38号	平成24年度西予市授産場特別会計補正予算（第3号）
		議案第39号	平成24年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計

- 補正予算（第1号）
- 議案第40号 平成24年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第41号 平成24年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第42号 平成24年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第43号 平成24年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第44号 平成24年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第45号 平成24年度西予市上水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第46号 平成24年度西予市病院事業会計補正予算（第5号）
- 議案第47号 平成24年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）

開議 午前9時00分

○議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ただいまから議案順に質疑を行います。質疑の内容は大綱のみでお願いをいたします。

(日程1)

○議長 それでは、日程第1、議案第3号「西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について」から議案第30号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの28件を一括議題といたします。

これより議案順に質疑を行います。

まず、議案第3号「西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第4号「西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第5号「西予市新型インフルエンザ等対策本部条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第6号「西予市都市下水路条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第7号「西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第8号「西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第9号「西予市市道の構造の技術的基準を定める条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第10号「西予市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第11号「西予市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第12号「西予市営住宅等の整備基準を定める条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第13号「西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第14号「西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について」から議案第30号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの17件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

21番梅川光俊議員。

○21番梅川光俊君 議案第30号まで一括質疑ということでございましたので、西予市企業誘致条例の一部を改正する条例制定について、企業誘致に対して規制を緩和をしながらもっと楽な姿勢

の中で受け入れようというものの考え方に対しては賛成をしておりますが、これの関連でございます。

内発型の企業振興ということに関してもこれに準じて改正をしていくお考えがあるかないか、お聞きしたいと思います。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 ただいまの企業誘致の関連のことで内発型のほうはどうするかということだと思いますが、この企業誘致条例の中で既存の企業が増改築を行ったり移転を行ったりする場合に、支援をできる基準を設けております。このほかの数字はちょっとここでは持ち合わせておりませんが、その基準がございます。また、小さな事業ではもう一つの単独事業として、内発型で起業される方に対する100万円限度としての制度を設けております。

以上でございます。

○議長 21番梅川光俊君。

○21番梅川光俊君 細かい分につきましては、いろんな分で今ご答弁がございましたけれども、基本的に言いますとやはり内発型という企業というのに関しましては、この地域からはみ出ることがないんですね。だから、その辺についてもやっぱり手厚いといいますか、これに準じて雇用人員に対してもそういう方向の中でお考えを願いたいということだけです。答弁は要りませんが、そういう考え方でひとつよろしくをお願いしたいと思います。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程2)

○議長 次に、日程第2、議案第31号「西予市乙亥の里の指定管理者の指定について」から議案第36号「西予市営土地改良事業の施行について」までの6件を一括議題といたします。

これより議案順に質疑を行います。

まず、議案第31号「西予市乙亥の里の指定管理者の指定について」から議案第33号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」までの3件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 指定管理者の指定についてというこの3件ですけれども、以前から指定管理者

のあり方についてはいろんな一般質問とか質疑でも出たと思うんですが、今回こういう更新になると思うんですが、するに当たり審査委員会といいますか、そういう中で例えばどんな意見が出てこういう経緯になったのかおわかりになる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 3件ひっくるめてということでございますので、一般論的な話になるかもしれませんが。

審査の基準がございます。事業計画書というものを出示していただきまして、もちろん事業の健全な経営を行うために人員から事業の運営はもとより危機管理、そういうものに至るまで計画書を出していただきまして、現在の事業状況の説明を受ける、そういうことで今までの事業の経過、それから今後の考え方、そういうものについてやりとりをして総合的に判断をしております。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 経営状態もそれほどいい状況とは見受けられないという中で、今回も指定期間が5年間ですね。何をするにしてもプラン・ドゥー・シー、計画をしてやってみて反省をするというのが当たり前の事業のあり方だとは思いますが、例えばうまくいかない、例えば売り上げが伸びないとか集客力が少ないとか、そういうことに対しての行政としての、例えばアドバイスがあったのかどうかと、それをもう一点お聞きしたいと思います。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 この審査会のほう、私どもやらせていただいておりますので、ただいまのご質問にお答えしたいと思いますけれども、今回は3つともなかなか応募していただくような候補、ほかにはない、非常に経営も厳しいという中で非公募という形で3社とも審査をさせていただきました。いずれも大変厳しい経営状況であるということの中で、ただ地域にとっては非常にかけがえのない施設であるので、何とか努力をして経営を続けて地域の施設として運営したいというような経営者の熱い思いのプレゼンテーションを受け、また行政のほうも我々もなかなか経営の実態というのは把握した上では厳しいということで、可能な限りの行政支援もしていくということで、何とか5年

間地域のために頑張っていたきたいというように思いで指定をさせていただいたところであります。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 私もそういう状況的には理解はしてるんですけども、例えばお金を補填するだけでなく、今後行政として、やっぱり知恵をもうちょっとかしてあげるといえるか、行政側から、その期間の間でも。そういう相談に乗ってあげて本当にうまくいく方向に持っていく努力をやっぱり行政側にもっともっていただきたいなという思いでちょっと質問させていただきましてんで、よろしくお願いいたします。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 昨日の一般質問の延長になるわけでございますけれども、西予市乙亥の里それから西予市三瓶の海の駅のほうで、AEDが設置されているかどうか。

先般の一般質問にも、指定管理者の中でお客さんが相手にしてるところに対してはやはり置くべきだという考え方を私は持っておりまして、その質問を一般質問でしました。それで、その中でどんぶり館とシーサイドは質問いたしましたけれども、乙亥の里とみかめ海の駅については質問いたしておりませんので、現在AEDがあるかどうかということを質問させていただきます。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 申しわけございません。私の手元には確認資料はございません。後ほどお答えさせていただくということで、いかがでしょうか。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 答弁で九十何カ所の中に入ってるかどうかという質問なんです、実際に言いましたら。九十何カ所の中に入らなかったら今はないということなんで、今後指導をしていただきたいということで、質問を終わります。

○議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第34号「市道路線の廃止について」及び議案第35号「市道路線の認定について」の2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第36号「西予市営土地改良事業の施行について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程3)

○議長 次に、日程第3、議案第37号「平成24年度西予市一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番兵頭勇君。

○19番兵頭勇君 1点だけ質問をいたします。

補正について歳入であります、ページは18ページの財産売却収入についてですが、この項目の中に野村町田淵団地売却収入とありますが、これは位置としてどの位置にありますか、お尋ねをいたします。

○議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午前9時19分)

○議長 再開をいたします。(再開 午前9時20分)

福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 野村町の宇都宮内科という医院がありますが、その付近でございます。

以上でございます。

○議長 19番兵頭勇君。

○19番兵頭勇君 再質問いたします。

宇都宮医院の、どの辺でしょうか。大概地元ですのわかるんですが、建物を売られたんですか。建物と出てるんですが。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 宇都宮医院から見て真ん前でございます。

以上でございます。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 説明不足で申しわけないです。

道を挟んで前ということでございます。

○議長 19番兵頭勇君。

○19番兵頭勇君 旧の県道沿いの、野村町消防団第1分団の詰所のある近所ですか。どの辺ですか。

○議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午前9時22分)

○議長 再開をいたします。(再開 午前9時3

2分)

福原産業建設部長。

○**福原産業建設部長** ただいまの位置のご質問ですが、野村町野村11号195番でございます。

以上でございます。

○**議長** ほかに質疑はありませんか。

1番源正樹君。

○**1番源正樹君** 2月26日に国の補正予算が成立しまして、市道とか林道の改良整備事業等しての対策、こういった事業をされると思うんですが、その事業費の総額を教えてください。

○**議長** 源正樹君、もう一度質問をお願いいたします。

○**1番源正樹君** それでは、済みません。

先月2月26日、国の補正予算が成立しまして、市でも林道や市道の改良整備等、さまざまな事業を予定されていることと思います。今回の3月の補正でもさまざまな事業が上がっておりますが、その事業の総額、教えていただければと思います。

○**議長** 河野総務企画部長。

○**河野総務企画部長** 今の国の補正予算に関する事業費でございますけれども、全額で4億1,117万円でございます。

○**議長** 暫時休憩といたします。(休憩 午前9時35分)

○**議長** 再開をいたします。(再開 午前9時35分)

ほかに質疑はありませんか。

7番兵頭学君。

○**7番兵頭学君** 25ページの出産記念品祝い金支給事業マイナス66万3,000円出ておりますが、これは1人当たりのお祝いのお金が、子供が少なかったということでマイナスになっとうかと思いますが、今年度の予算書を見ますと、25年度ですが71ページに今回24万4,000円しか組んでないんですが、こういう余るということ自体が少子化によってそういうことになっとうかと思いますが、余るのであれば増額などを考えてもらったらと思いますけど、そこら辺の考えをお伺いしたいと思います。

○**議長** 三好生活福祉部長。

○**三好生活福祉部長** それでは、ただいまの兵頭学議員さんからのご質問についてお答えいたしますが、補正予算につきましてはおっしゃるとおり

支給対象者が減少したということで、減額となっております。

それから、当初予算につきましてはずっと前から記念品に対する見直しを進めておりまして、県下の状況等も調べておるわけなんですけれども、そういった中で西予市分については少し比較的増してるのではないかなというふうなことで、いろいろ記念品につきましてはいろいろ検討しておりまして、最終的に今年度につきましては少し内容のほう見直しをした結果、最終的に金額も減ったというようなことで減額になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**議長** 7番兵頭学君。

○**7番兵頭学君** ちなみにそのお祝いの額は、1人当たり幾らになっておりますか。

○**議長** 三好生活福祉部長。

○**三好生活福祉部長** 今、ちょっと手元に詳しい資料がございませんけれども、1人当たり1,000円前後ぐらいの金額だというふうになっとうかと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○**議長** ここで訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど19番兵頭勇議員から質疑がありました件につきまして、番地の訂正をさせていただきたいと思います。

福原産業建設部長。

○**福原産業建設部長** 申しわけございません。

先ほど兵頭議員のご質問にお答えしました番地が間違っておりました。訂正させていただきます。

場所は、野村町野村11号135番でございます。訂正をいたします。

○**議長** 補正予算に対しまして、ほかに質疑はありませんか。

6番二宮一朗君。

○**6番二宮一朗君** 予算書の38ページだったと思うんですけども、説明のときに聞き違いでなかったらすけども、敬作とおイネの会のマイナス予算をたしか説明されたと思うんですけども、このできなかった理由といいますか、それと今後この会をどうするのかという1点だけお伺いいたします。

○**議長** 松山公営企業部長。

○**松山公営企業部長** 敬作とおイネの会につきま

しては、昨年の1月に1回目をやったわけですが、平成24年度も計画して一応2月にする予定だったんですが、ちょうど講師の先生が体調を壊されて入院されたもんで、新年度いいますか平成25年度に繰り述べしまして、平成25年度ちょうど10周年記念も兼ねまして、病院だけではなく健康づくり推進課なんかとも協力しましてちょっと大々的に、新病院ができる前年ですからしようということ、繰り延べをさせていただきました。

以上でございます。

○議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程4）

○議長 次に、日程第4、議案第38号「平成24年度西予市授産場特別会計補正予算（第3号）」から議案第47号「平成24年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）」までの10件を一括議題といたします。

これより本案10件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程5）

○議長 次に、日程第5、議案第48号「平成25年度西予市一般会計予算」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番松山清君。

○9番松山清君 それでは、1点お尋ねしたいと思います。

一般会計予算書の61ページになりますけれども、総務費、総務管理費の14節の使用料及び賃借料でございますが、ことしは電算機器を入れかえるというお話がありまして高額の予算が組んであるわけですが、この内訳といいますか、それをお聞かせ願いたいと思います。それは、やはり議会のほうでこれだけの額が予算で提案されてきても、なかなか内容の細かいところまではわからないと思うんです。

それで、聞きたいというのは、例えばどれぐらいの台数を、単価1台幾らぐらいになってるのかなというのが疑問なわけでございます。それと、今回やる理由というのが、サポートがもう切れる

というようなことをご説明いただきましたけども、その意味がちょっとよく理解できませんのでもっと詳しく聞きたいということでございます。

その理由なんですけども、実はその宇和町時代にこのOA化をしたときに、当時ウィンドウズXPというのが出てたんですけども、それを入れるのかなと思ってましたら、その前のウィンドウズ2000というOSが入ったんです。当然その古いOSが入るわけですから、サポート早く消えます、新しいOSと比べましたらです。そういったことは今どうなっているのかというようなことでありますけども、ちょっと大きなところですけども、お願いします。

○議長 暫時休憩といたします。（休憩 午前9時44分）

○議長 再開をいたします。（再開 午前9時50分）

河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今の松山議員のご質問にお答えしたいと思います。

サポートが切れるということはどういう意味かということであったと思いますが、このサポートが切れまると補修、点検、それからセキュリティー関係の保証がなくなるということで、更新をさせていただきます。

今、セキュリティーで情報が漏えいするということがありますのでいたし方ないのかなというように、これは職員用のシステムのリース料なんですけれども、それを更新することでございます。

ことしは253台を予定いたしております。3カ年で800台、更新をするという計画でいるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 9番松山清君。

○9番松山清君 サポートが切れるということはそういうことだと思うんですけども、具体的に何のサポートが切れるのかということなんです。OSのサポートが切れるのか、あるいはまた別の専用システムなのかということなんですけども、私が聞きたいのは。そういったことにおいて、私はここにすごい経費削減ができるのではないかなという気持ちを持って今質問してるんですよ。ですから、そこがアバウトでご答弁されますと、わかりにくい。だから、そういった根拠がし

っかりしてるのかどうかということが知りたいわけですが、そのところをちょっと、どうでしょうか。

○議長 三好市長。

○三好市長 松山議員のご質問についてお答えさせていただきます。

松山議員自身は特にその専門性が非常に高いところですから、そういう方面からのご質問だと思って聞かせていただきました。

実を言いますと、私どもは今まで電算関係については業者任せ的なところがあったことは確かです。これを今、内部から改革しようということで今立ち上げをしております。恐らく激変する可能性が出てくると私どもは今思っておりますが、今からは業者の言いなりにならない、そういうことを内部で今やっておるところでございまして、予算書は予算書としてまずご理解をいただいて、その後の変化があることを期待をいただきたいと、このように思っております。

以上、答弁とします。

○議長 13番沖野健三君。

○13番沖野健三君 予算書の224ページの5目の国民体育大会費、その中の愛媛国体施設整備事業、この整備事業は説明では宇和球場と多目的運動公園の設計測量委託料ということを聞いておりますが、私自身、宇和球場と多目的というのは施設が全然違うと思うんですね。施設内容が違うのにこういう予算の組み方でいいのかどうか。この予算の中で宇和球場にどのぐらいの設計測量の金額があるのか、また多目的にどれだけの設計測量設計の委託料があるのか、金額を教えてくださいと思います。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 お答えいたします。

宇和球場に係る設計委託料でございますけれども、総額で2,203万3,200円を予定しております。そのほか、今度多目的でございすけれどもそれぞれの施設によって分かれておりまして、運動公園の中にありますトイレ解体の設計37万6,950円、宇和運動公園の倉庫等の新築設計が80万9,550円、運動公園にありますトイレの改築工事の設計が140万2,800円、そのほか宇和運動公園の測量調査設計業務が1,940万5,087円、そういった予算でございす。

以上でございます。

○議長 13番沖野健三君。

○13番沖野健三君 これから宇和球場の改修について、私議会でも一般質問で何度も質問した経緯があるんですけれども、今回国体の施設会場になるためということで改修するというので、いいきっかけにはなったと思うんですけども、私は宇和球場は何度も行っておりますけども、国体の施設としてじゃなしに、元来あそこは野球場なんですね。野球場であるということを念頭にいただいて、これから設計をしていただくということをお願いしたいと思います。どういう球場になるかということは非常に私も楽しみにしております。

また、もう一つ、今度改修費用なんですけども、国や県からの改修費用というのはわかればいいんですけども、どれぐらい補助がおりるのか教えていただけたらと思います。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 お答えします。

25年度の事業につきましては、補助対象経費2,643万2,700円に対する補助率2分の1、うち内示見込み2分の1で606万7,000円程度を見込んでおるところでございす。これは国庫補助を予定しております。

○議長 13番沖野健三君。

○13番沖野健三君 それはわかるんです、ここに書いてありますから。施設整備事業のための設計委託管理の国や県の補助金じゃなしに、全体としての改修に対する費用、わかればいいですから、わかれば改修費用どれぐらいの国や県からの補助があるのか、国体のための施設整備事業として。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 国、県の補助はということでございすが、現在基本設計を立てております。これが3月末にでき上がる予定ですが、その中から25年度においてこういった工事の内容にするかというのを煮詰めていって国体に係る整備費用を算出するわけですが、今現在設計は概算設計になっておりますけども、それに対する国の補助でございすが、基本的には老朽化による改修については補助がつかないという基本的な方針でございす。そういった国の方針、県の方針でございすので、それに沿って補助のとれる分からとって

いかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長 13番沖野健三君。

○13番沖野健三君 そうすると、宇和球場に對する国や補助の改修費は出ないということでしょうか。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 宇和球場につきましては、老朽化による改修が大半を占めるかと思いますが、そういった老朽化に対する改修については補助対象外という形になりますので、なかなか補助をとることが今後難しくなってくるのではないかと考えておりますが、そういったもの以外については補助対象となりますので、今後どのように補助事業を取り入れていくということが課題になるかと思っております。

○議長 ほかに。

6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 予算書218、219ページの教育費の保健体育費の中のスポーツクラブ補助金169万2,000円とありまして、概要のほうに総合スポーツクラブ補助事業169万2,000円とありますけれども、この事業につきましては、何かをやる大会とかそういう大会とかやるための補助なのか、例えば運営に対する補助なのかということをお伺いしたいと思います。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 お答えします。

スポーツクラブの補助でございますが、これは各それぞれのスポーツクラブ、三瓶スポーツクラブ、のむらスポーツクラブ、宇和文化の里スポーツクラブがありますが、これの運営経費、これは設立5年以内はt o t oの補助がおりますけれども、t o t oの補助残に対する市の補助額を計上しておるものでございます。ですから、運営費が主なものでございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 前回一般質問した続きみたいになりますけれども、t o t oの補助がなくなったときにはどういう補助の仕方、行政の補助の仕方になるわけですか。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 一般質問でもご答弁しましたようにt o t oの補助の期間は5年ございますけれども、これは宇和文化の里は補助年内切れておりま

すけれども、今の2つの三瓶、のむらのスポーツクラブについてはその5年の間にできるだけ自主運営ができるような取り組み、そういったものをしていただけるように市としても支援をしていきたい、そのように考えておりますが、その旨についてはまた今後検討していきたいと思っております。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 所管ですので、詳しくはまた委員会でお聞きしたいと思います。

次、158ページの商工費の中の補助金で農林水産物加工品開発事業補助金からの100万円からグリーンブルーツーリズム事業補助金の100万円というふうな6項目ですか、予算がついておりますけれども、予算ですから予定があつてのことだと思うんですけれども、この概要をわかりましたら、件数とか、お願いしたいと思います。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 このただいまのご質問にお答えします。

4つ事業がございます。地域内発型、産業創出庶務っていうのは飛ばすんですが、グリーンブルーツーリズム100万円ずつ、一番上が290万円つけておりますが。いずれの補助事業も2分の1、200万円を頭打ちにしましてその2分の1、100万円見ております。現在は見込みで計上でございます。

○議長 19番兵頭勇君。

○19番兵頭勇君 1点、お尋ねをいたします。

ページは206ページですが教育費、その中で社会教育施設建設の費用であります、この件につきましては野村の地域の教育、福祉の総合施設建設事業であろうと思います。5,300万円の予算になっておりますが、この件につきましては小学校の統廃合に伴うものであると思うわけですが、これはちょうど2年向こうの平成27年4月1日に野村の地域内においては溪筋、中筋、大和田、河成の地域が野村小学校へ統合されるというその準備であるわけですが、この件につきまして、かつてより野村小学校の地域周辺の住民からもお願いをしておりました四国電力野村営業所の跡地の購入を早くから希望をしておりました。この件につきましては理事者の大変な努力によりまして購入ができて、旧保育所と購入しました電力跡地等を利用して、統合に

向かっての施設ができる計画であろうと思います。

そのような中で地域の住民としましては、今あります野村小学校のグラウンドに並行しております国道441号線、通称バイパス通りというわけですが、野村の町の中では直線道路はあの道だけであろうと思います。そこで、統合に向かってやはりスクールバスが多く、一時的に登下校には一斉に入ってくるものであろうと思います。そこで、そのバイパス通りでの交通の面が一番地元としても心配をしておったわけでございます。しかしながら、おかげをもちまして総合福祉施設を兼ねました回転式のバスのターミナル的なものも計画をしておるということを聞いておるんですが、その保育所と電力を購入しました土地にどのような施設を計画をされておるのか、概略をお伺いをいたしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 今回の質問でございますが、野村地域教育福祉複合施設を検討しておるわけですが、1階には図書館、野村分館になりますが、それから2階には児童館及び学童保育ができる施設、そのようなものを計画しておるわけですが、建物につきましては延べ床面積で1,384.19平米ぐらい概算予定しております。そのほか、先ほどご質問にありましたとおり、バスの回転場とか、そういったものをあわせて計画をしているところでございます。

以上でございます。

○議長 2番井関陽一君。

○2番井関陽一君 予算書131ページなんです、担い手育成支援事業ということなんですが、ここの認定農業者や人・農地プランの位置づけされた農業の機械導入や新規栽培技術等の補助金の関係なんですけども、ここで条件不利地域型補助というので考えられているところもあると思うんですが、そこは条件不利のどこに対してはどのような内容のものがあるかということがわかりましたら教えていただきたいんですが。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 わかる範囲ですが。

経営体育成支援事業という県の2分の1の助成事業でございます。条件不利地というのは、細かな資料は手元にございませんですけども、地形、それ

から圃場の状況、大きさ、そういうものが勘案されたいと思います。

以上です。

○議長 2番井関陽一君。

○2番井関陽一君 今、現在なかなか狭い土地の0.5ヘクタール以下のようなところが大変荒れ地が進んでおります。そういったところの中にこういう事業が利用できるのであれば、そういうところに重点を置いてこの支援事業を進めてもらいたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長 7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 先ほど兵頭勇議員さんが質問された件にまた戻らせていただきまして、先ほどの教育施設、複合施設の関係ですが、これからの設計だと聞いております、基本設計はできるとのかもしれませんが、野村小学校南校舎、またこれが3階建てということで、RCの鉄筋という話を伺っております。できましたら、これ2階建てみたいです、ぜひ木造を利用できるような計画にやっていただけたらと思いますが、その辺の検討はされとるかどうかわかりたいと思います。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 木造をということですけども、敷地面積等を勘案しますとやはり鉄筋コンクリートになるのかなと考えておりますが、また下が図書館、2階が学童施設ということでこの音の響き等、そういったものも非常に難しくなってきますので、鉄筋コンクリート造で内装を木質化というのを今検討しておりところでございます。

あと、回転場とかできればスクールバスの車庫等考えますと、やはり鉄筋コンクリート造で対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長 7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 新病院のときもそういう話が出ましたが、やはりいろんな関係で建築基準法もありましてRCになりましたけど、魚成小学校が木造でできるとのに、何で今ごろになってまたRCに戻すのか、ぜひその木造を検討いただけたらと思いますが、基準法がいけないという内容であればまた考えますが、これはあくまでも行政の都合で決められとんじゃないかと思います。ぜひ木造の検討をお願いいたします。

○議長 答弁よろしいですか。

三好市長。

○**三好市長** 今の兵頭学議員の再質問についてお答えさせていただきますけども、私も西予市は木造建築を主に進めるということで公的なものを進めておるところでございまして、私もできるならそういう方向を今までやってきましたし、今後もそれを旨としておるところでありまして、十分に検討に値するものだと思っております。今、部長が答えましたのは、部長としての案でございますから、その辺は十分ご理解をしていただきたい。

以上でございます。

○**議長** 21番梅川光俊君。

○**21番梅川光俊君** 1件だけ、あえて質問をさせていただきますと思いますが、ちょうど124ページ、コールセンター人材育成事業です。

この件につきましては以前、これ全部100%補助事業だと思っておりますが、以前にも回線使用料とかそういう形の中で西予市の中にコールセンターを誘致したことがあったと記憶しております。それがほとんど機能してないのが現状ではないか、それであえてこれを否定してものを言うんではありませんが、これ本当に2億円近い予算です。これを本当にこの緊急雇用をして人材を育成をしてどこまでそれがきちっとできるようにするつもりなのか、その段階的なことはどうなのかということをちょっと説明願いたいと思います。

○**議長** 福原産業建設部長。

○**福原産業建設部長** 始めるからには成就するまで取り組んでいきたいというふうに考えております。このくらいでよろしいですか。もう少し。

これは金額はかなりになります、これは人件費と半分ぐらいは中の機材のリースとか全てです、施設の。ということは、かなりそこで続ける覚悟がないとそういうものも構えられないということでございますので、成就するように頑張るつもりでございます。

以上でございます。

○**議長** 21番梅川光俊君。

○**21番梅川光俊君** 内容は、全部といいますか、少しわかりました。実際人数をそこまで覚悟を持って緊急雇用し、そこまで育てるということになりますと、定員が何ぼどこまでやるかということをちょっと教えていただきたいと思います。

○**議長** 暫時休憩いたします。（休憩 午前10時16分）

○**議長** 再開をいたします。（再開 午前10時17分）

ここで議事がちょっと混乱いたしておりますので、改めて確認をさせていただきたいと思いますが、まず議会側の質疑は大綱ということになっておりますので、その理解をいただきたいと思います。

また、理事者答弁につきましては、大綱についてはしっかりとご答弁をいただきたいと思います。そしてまた、詳細につきましては、その都度明確にさせていただきまして、委員会付託の中でご説明をしていただくという形で議事進行を進めさせていただきますので、双方のご理解をよろしくお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

1番源正樹君。

○**1番源正樹君** 市長の所信表明の中にもあったと思いますが、これは肝いりになると思います。

平成25年度市単独緊急経済対策事業、総額で3億2,482万9,000円、これが予算計上されております。これは、地域の事業者さんにとってすごく大切、重要な事業じゃないかと思うんですが、見てると結構細かな事業もあります。可及的速やかにこの事業を実施に移す必要があると思いますが、何月ごろ、最低でも何月まで、事業の実施を想定されているかお尋ねしたいと思います。

○**議長** 河野総務企画部長。

○**河野総務企画部長** 今の質問にお答えしたいと思います。

これは単独事業ですので、議決をいただければ4月早々にでもできるものからすぐ早く経済効果があるように発注して進めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○**議長** 6番二宮一朗君。

○**6番二宮一朗君** 予算書98ページの民生費、児童福祉費の乳幼児児童医療費助成事業6,730万8,000円についてお尋ねをいたします。

この件は先ほど条例改正があったように、15歳までの医療費の入院費の補助だと思うんですが、試算をされとるかどうかわかりませんが、通院費を全額例えば12歳、小学生まで補助

するとしたら幾らかかるのか、15歳まで全ての通院費も含めて補助するとしたら幾らかかるのか、もし試算されてれば教えていただきたいと思いますが。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 ただいまのご質問ですけれども、入院費に関しましては就学前までは補助対象としております。ご指摘のように、小学生、中学生については入院費についてはまだ助成対象にしてないというところですが、とりあえず25年度につきましては入院費についてはおっしゃるとおり中学生まで助成対象ということでありますけれども、この通院につきましては、まだ現在のところ助成をするかしないかということについてまだ具体的な検討はいたしておりません。したがって、いわゆるどのぐらいかかるかといったことについてもまだ検討してないという状況であります。

以上、答弁いたします。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 今の質問は、次のページに母子家庭、父子家庭等のいろんな助成事業があるんですが、特に父子家庭に対してのいろんな補助というのが母子家庭に対してものすごく少ないということで、いろんな相談を受ける中で、せめて小学生の間ぐらいは父子家庭も医療費を無料にしていただけると本当に助かるという声がたくさんあるわけですね。そういうところを一回、例えば全部試算してるのか、もし今からされるのであれば、例えば父子家庭に限って小学生の間ぐらいの医療費の補助を考えるとかというふうに検討していただければなという思いで今質問させていただきましたので、今後、検討をぜひお願いしたいと思います。

○議長 次に、日程第6、議案第49号「平成25年度西予市……

（「質疑を求めてやらんと、あるかないかわからんので次いってもうたら困りますよ」と呼ぶ者あり）

質疑はありませんか。

8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 私の役職上、一般質問やら総括質問はなるべく遠慮せえという愛情あふれるご助言がありますので遠慮したかったんですが、残すところきょうが最後の本会議ですので大

きく分けて2点、質問をさせていただきます。

1点は、今さらと思われかもしれませんがそれぞれの款項で、退職金の組合の負担金を計上されておりますけれども、この意味合いはどういうものか、恐らく退職金の計上だとは思いますが、そうであれば25年度末の退職者は何名おられるのか。それとまた、早期退職者は予定はしにくいですけれども、その辺を見込んでおられるのか。それと今、マスコミに話題になっております割り増し、割り増しに係る退職金は当市は該当しないのか、まずこれを1点お聞きします。

それと、2点目ですけれども、176ページになるとありますが、9款1項4目災害対策費でございまして、332万円計上されております。これは、津波避難路の整備（明浜2カ所、三瓶4カ所）の災害用物資を高台に分散する倉庫整備に係る経費を計上をしたと、このようになっておりますけれども、地区名がわかればお教えいただきたい。それと、どういう設備といいますか規模なものか、それも合わせてまずはお伺いをしたいと思います。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今のご質問の1点目でございますが、退職者、25年度に退職する者の予定数でございますけれども、全体では36名予定があります。それと、割り増しとか退職金の計上の関係でございますが、西予市は総合事務組合という昔で言いますと退職手当組合に入っておりまして、ここに計上しておるのは退職手当の負担金をその組合に毎年、今の現在の職員の給与に対する割合を掛けてそれで負担金として払っておるということで、この予算書に退職金の割り増しとかそういうようなものは計上してないということでございます。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前10時27分）

○議長 再開をいたします。（再開 午前10時30分）

河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 先ほどの2点目の災害資機材の関係でございますけれども、津波避難路の整備を6カ所、これは明浜の2カ所と三瓶の4カ所、それと明浜、三瓶地区の災害物資を高台に分散備蓄する倉庫整備等に係る経費を計上しておりますが、具体的な地区名については今のところちょっ

と手元に持っておりませんので、ご了承をお願いしたと思います。

○議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 先ほど議長も要望といいますか、きつく言えば注意ですけども、我々議員も肅々と従っていかないけませんですけども、今回は余りにも理事者側にも暫時休憩が多過ぎると思います。これは、私の質問しとるもの、それから他の議員さんが質問した件については、重要施策の部分をはほとんど占めとるんですよ。それを即答えられんというのは、私はプロとして専門職としてちょっと頭をかしげますけども。鳴く声のよしも悪しきも親鳥の、教えによるぞ、やぶのウグイス。親鳥のウグイスさん、よく指導してくださいよ、これから。こういうことが二度とないように。

それと再質問ですから質問しますが、私は退職金の件で割り増しの対象のいわゆる行政区かという問い方、私の問い方がまずかったかもわかりませんが、他の市町村は早期退職で割り増しをしておりますよね。それで業務が混乱しておりますよね。問題のないと載っていますけど。その対象の市ではありませんかという質問をしたわけです。割り増しがあるかどうかと。私は承知してますよ、この件は。承知しておりますけれども市民の代弁者として危惧をされとるので、西予市はありますとかありませんとかという答弁を私は求めました。

それと、2点目の防災の件ですけども、やはり地区住民はどこへどういうものができるかものすごく関心を持っとなです。ですから質問をしたわけです。三瓶町はどういうとこへできますよと、4カ所ですから。そして、規模は何平米ぐらいの倉庫ですよ。そのぐらいのことは各支所で各課で部課で積算をして精査をして出した予算書なんでしょ。それがわからんとかというのは、私はおかしいと思う。

それから、先ほども出ましたけれども、一般財源なんで早く予算の執行をしますという河野総務企画部長の答弁がありましたけれども、関連に申し上げますが、私が昨年産経委員長の時にも再三委員会の要望として委員長報告をしました。24年度予算でいまだに予算執行されてないのがあります。恐らく今年度も決算を見ましたら繰越明許費が多いでしょう。事故繰越もあるでしょう。そ

れぞれ職員の方が忙しいのはわかるんですよ。わかるんですけども、これだけ地域が疲弊をしていったら我々議会が議決したものについては鋭意入札をしていただきまして、地域経済波及のために努力してもらいたい、そのための予算ですから。答弁願います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、小野議員の質問についてお答えいたします。

今ほど暫時休憩が多いと言われたことについては、私も痛く心を痛めております。これについてはしっかり答えるように、今後とも私が指導をしていきますので、何とぞご理解をいただきたいと思います。

それと、明許繰り越しや事故繰越については、これは本来その年度内にやるべきことでありますけれども、例えばそこところに道路をつくるというような、例えばです。道路をつくる時にその地域の中で1人2人うまくその年度内に同意を得られない、あるいは相続がうまくいかないようなケースがあるんです。こういうときについては、残念ながら想定外のことがありますので、明許繰り越しや事故繰越をすることはあります。これについてはご理解をいただきたい。いわゆる職員が怠慢でやっとなというようなことではないということもご理解をいただきたいと、このように思っておりますのでございます。

それと、退職金の制度についてちょっとだけ私のほうから補助させていただきます。実は私も、愛媛総合事務組合の議員の立場として出ております。これはどういう制度かといいますと、従来退職手当組合、これは一部事務組合でありますけれども、私どもの西予市の前になる旧町等々は退職手当組合に入っておったわけでありまして。もう一つ、例えば従来からの古い市、松山市あるいは南予であると宇和島市、八幡浜は、単独で市自身が持っておられる退職手当条例があります。市が単独で退職金を出すわけでありまして。ある年には50人やめる、ある年には10人、そういう予算を組むわけです。その制度制が違うのです。ほかの私どもの場合はそれではなしに、ある町や市も入っておりましたけれども、そこがいわゆる退職手当組合をつくって一部事務組合をつくって、そういう激変をなるべく緩和するためにつくっておる制度でありまして、そしてその年々に退職金の手当

をこの予算に出さんのです。毎年、負担金として実を持って負担金を出してそれをやっておる。その制度制が違うので、今回の場合いろいろ問題になっておる国の制度制の中で、退職金の減額制度が出てありました。もう一つは、基準日の問題。私どもの愛媛総合事務組合は、基準日も4月1日にしたということであります。ほかの県内の古い市は国に準じて退職手当の基準日を変えて、それ以前に、国に準じたら昨年の12月1日でありますから、それに基準日を準じて、例えばそれぞれの市の議会で3月20日にしたら3月20日が基準日になって、それから前については退職金が例えば130万円、40万円が、それ以後についてはなくなる、その次の年になってしまいますから。そういう制度制が今回出てきたということであります。私たちの愛媛県の総合事務組合については、基準日をそういうことでなしに、30年も40年も働いた方々にそういう嫌な思いをさすことには、その制度制の問題があるのかもしれないということの中で基準日を4月1日にしたということであります。ご理解ください。

以上です。

○議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 退職金の問題はさきに言いましたように私もある程度承知はしとったんですがけれども、市民の方々が小野さん、これどうということよと言うて聞かれたときに、間違った説明をしたらいけませんので、あえてプロの方のいわゆる答弁を求めました。親切丁寧な答弁、市長ありがとうございました。

それと、褒めてけなすのはなんですけれども、この事業は各町内会、各区長さんが陳情書を出して各支所ごとに積算をするわけですが、積み上げるわけですが。それを枠に応じて本所へ持ってきて係長、補佐、課長、部長、市長ということで査定をされるわけです。その仕組みは私もよく知っています。

まず、言われるのは、これは余談になりますけど、我々町議会議員の時分には、陳情するときには議員さんも一緒に同行してくださいよというのが建前でした。今はそれがありません。それはどうでも構わんですけれども、そのとき陳情するときには必ず言われるのは、区長さんはご存じですか。ご存じですかという裏には、地元の了解を得とるんですかということなんです。ですから、

地元の了解を出たものについては、いわゆる地主交渉なんかというのは私は該当しないのではないかなと。市が単独にこれをやりますよと、こういう事業しますよということであれば、地主の交渉が長引いたとかいろいろな問題がありますけれども、ある程度の予算は地元からの積み上げなんです。そのときの第1条件は地主さんの了解をとってください、地区の了解をとってくださいということで、支所は積み上げとんです。ですから、そういう分については私は早く予算を執行して地域経済のためにもお願いをしますよというふうなことでございます。

以上です。

○議長 ここで一部訂正をさせておわびを申し上げたいと思います。

先ほど暫時休憩の後の行政側の理事者の答弁が漏れておりましたので、ここで改めて答弁をしていただきたいと思います。

内容につきましては、梅川議員が質問されましたコールセンター育成事業につきまして、何名を対象にした事業なのかということで、対象人員が公開されておられませんので、あえてここで福原産業建設部長のほうに答弁を求めたいと思います。

福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 先ほどの緊急雇用創出事業のコールセンター人材育成事業、予定している人数ですが50名を予定しております。失礼しました。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程6)

○議長 次に、日程第6、議案第49号「平成25年度西予市授産場特別会計予算」から議案第60号「平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの12件を一括議題といたします。

これより本案12件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案58件については、お手元に配付いたしております常任委員会付託表及び特別委員会付託表のとおり、各委員会に付託いたしたいと思います。

(日程7)

○**議長** 次に、日程第7、陳情第1号「国道56号バイパス建設を求める陳情書」を議題といたします。

この陳情につきましては、お手元に配付いたしております陳情文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託したいと思います。

(日程8)

○**議長** 次に、日程第8、意見書第1号「震災を見据えた災害に強いネットワークの形成を目指す「四国8の字ネットワーク」等の整備促進を求める意見書」及び意見書第2号「配合飼料価格の高騰対策を求める意見書」の2件を一括議題といたします。

これら2件の意見書につきましては、お手元に配付いたしております意見書文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託したいと思います。

各委員会においては、議案及び陳情並びに意見書を十分に審査し、平成24年度補正予算に係る議案については本日、その他の議案については最終日の本会議において委員会審査の経過と結果について各委員長の報告を求めることといたします。

これより暫時休憩をいたしまして、引き続き各常任委員会で補正予算の審査をお願いしたいと思います。(休憩 午前10時44分)

○**議長** 再開をいたします。(再開 午後3時30分)

本日の会議において各委員会に付託いたしました議案のうち、議案第37号「平成24年度西予市一般会計補正予算(第6号)」から議案第47号「平成24年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第3号)」までの11件について各委員長より委員会報告が提出されました。これより11件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第37号から議案第47号までの11件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加)

○**議長** 追加日程第1、議案第37号「平成24年度西予市一般会計補正予算(第6号)」から議案第47号「平成24年度西予市野村介護老人保

健施設事業会計補正予算(第3号)」までの11件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長二宮一朗君の報告を求めます。

6番二宮一朗君。

○**二宮一朗総務常任委員長** それでは、総務常任委員会の審査報告を申し上げます。

本日の本会議において当委員会に付託をされました議案8件のうち、議案第37号「平成24年度西予市一般会計補正予算(第6号)」1件について、本日審査を行いましたので、ご報告を申し上げます。

議案第37号「平成24年度西予市一般会計補正予算(第6号)」に係る総務常任委員会所管分については、お手元に配付のとおり原案可決決定をいたしました。

次に、審査過程について、抜粋をしてご報告申し上げます。

財産運用収入の451万円は株式配当金及び市有建物貸付料等の確定による増額で、財産売却収入の56万5千300円は土地の売り払いが次年度になったための減額、ふるさと納税寄附金56万円は実績による増額で、寄附者は15人、総額156万円の寄附があったとの説明でした。

また、地方交付税の6億8,402万6,000円の増額は、国の補正予算による追加交付に伴うものとの説明がありました。

過疎集落等自立再生緊急対策事業は、国の緊急経済対策補正予算のうち過疎対策の一つとして新設した事業で、過疎集落等を対象に地域資源を活用した地場産業の振興や日常生活機能の確保などの課題に総合的に取り組む地域コミュニティーを支援するもので、市内4地域の事業費4,896万6,000円を計上するものとの説明がありました。

バス路線維持対策事業628万5,000円は、宇和島自動車が運営するバス路線の平成24年度分が確定したことにより増額するものと説明がありました。

次に、三瓶小学校校舎新築事業は入札により事業費が確定したことから7,670万円減額するもので、野村小学校南校舎改築事業1,995万

5, 000円は児童用昇降口等解体に伴う仮設昇降口及び屋外階段設置に係る増額であるとの説明がありました。

朝日文案会館建設事業の設計業務委託業務について、債務負担行為に係る平成25年度限度額を840万6,000円にするのは、使用構造及び延べ床面積等の変更に伴い増額になったためとの説明がありました。

西予市地域振興基金への積立金1億3,000万円については、市民の連帯の強化または地域振興を図るため、体育施設整備基金は災害時に避難場所となる体育施設の耐震化などの財源確保を図るため2億円を積み立てするとの説明がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成25年3月12日、総務常任委員会委員長二宮一朗。

○議長 次に、厚生常任委員会委員長松山清君の報告を求めます。

9番松山清君。

○松山清厚生常任委員長 それでは、厚生常任委員会の審査報告を申し上げます。

本日の本会議において当委員会に付託されました議案28件のうち、補正予算9件について、委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と審査結果についてご報告申し上げます。

議案第37号から議案第42号までの6件及び議案第45号から議案第47号までの3件のうち当委員会所管分については、お手元に配付のとおりいずれも原案可決決定いたしました。

議案審査の過程において、委員より出された質疑または意見等について、その概要を抜粋して報告いたします。

初めに、議案第37号「平成24年度西予市一般会計補正予算（第6号）」では、出産記念品支給事業について、委員からは対象者に使っていたきやすい記念品を今後も検討してほしいとの意見が出されました。

また、生活保護施設費にかかわる質疑では、三瓶授産場において施設利用者数が当初見込みより4名減少し10名となったことにより、国からの施設事務費が減少したとの説明がありました。

クアテルメ宝泉坊管理運営事業における施設管理運営委託料372万7,000円の増額補正についての質疑では、施設内プールジェット用循環

ポンプにかかわる修繕が主なものであり、日本製ポンプ9台の購入費との説明がありました。なお、予算計上における外国製との比較検討の経緯についても合わせて説明がありました。

そのほか、予防接種事業における3,452万8,000円の減額についての質疑に対し、当初予算計上時は予防接種対象者全員について予算化しているが、対象者の諸事情により接種率が低下したことによる事業費の減額との説明がありました。

議案第47号「平成24年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）」においては、入所者給食特別食材料費200万円にかかわる質疑があり、介護度の重い入所者がふえたことによる食材費の増額との説明がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成25年3月12日、厚生常任委員会委員長松山清。

○議長 次に、産業建設常任委員会委員長藤井朝廣君の報告を求めます。

15番藤井朝廣君。

○藤井朝廣産業建設常任委員長 産業建設常任委員会審査報告書。

本日の本会議において当委員会に付託されました議案26件のうち、議案第37号「平成24年度西予市一般会計補正予算（第6号）」、議案第43号「平成24年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」、議案第44号「平成24年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について、本日の関係部課長の出席を求め説明を受け、慎重に審査を行いましたので、報告を申し上げます。

審査経過及び結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであり、付託されました議案3件については、報告書のとおり原案全会一致により可決決定をいたしました。

以下、審査過程において、委員より出された質疑並びに理事者の答弁を抜粋して報告をいたします。

平成24年度一般会計補正予算（第6号）のうち、農業水産課所管分、畜産生産基盤維持管理業109万2,000円減について新規雇用の応募状況はどうなっているのかとの質疑があり、職安を通じて募集をかけましたが、当初予定した時期からの応募はありませんでしたが募集を継続した

結果、希望者がありましたので事業を実施したとの答弁がありました。

次に、委員より、この事業を実施する上で減額をしなければならないということは、市民に対しての告知不足ではないかと、減額は生じないように幅を持たせたり地域への広報、呼びかけ等など市民への情報の周知をお願いしたいとの要望があり、補助事業は一事業一目的が原則であり、それぞれに事業の性格があるので事業の趣旨は尊重しなければならない。緊急雇用に関しては、当初より応募数は減ってはいますが、地域への呼びかけ等に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、鳥獣被害防止総合対策事業の補助金について。補助金が大幅な減額となっているが、事業費が削減されるのであれば、一般財源で予算をつけ事業を継続できないかとの質疑があり、この事業は国費の全額補助事業であり、つぎ足しての実施は難しいが、必要かどうかの精査を行い公平性を鑑み、今後も事業継続に努めたいとの答弁がありました。

次に、今回の緊急経済対策補正予算に対する事業費のほとんどが林業課及び建設課だと思われるが、これらはどのような予算で執行するのかとの質疑があり、来年度への繰越事業としますとの答弁がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成25年3月12日、産業建設常任委員会委員長藤井朝廣。

○議長 次に、西予市新市立病院建設特別委員会委員長兵頭学君の報告を求めます。

7番兵頭学君。

○兵頭学西予市新市立病院建設特別委員長 西予市新市立病院建設特別委員会の審査報告を申し上げます。

本日の本会議において当委員会に付託されました議案第46号「平成24年度西予市病院事業会計補正予算（第5号）」のうち、歳入歳出予算に関する西予市新市立病院建設特別委員会所管分について、委員会審査を行いました。審査結果は、議案を原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

なお、審査経過及び要望等については、新病院建設事業の設計監理業務に係る継続費の補正について年額割りのうち24年度を757万1,000円減額し、25年度に同額を増額するとの説明

がありました。

また、新病院建築費の883万3,000円減額については、設計監理業務委託料の減額及び敬作・おイネの会の中止に伴う不用額の減額との説明があり、全会一致で原案可決決定いたしました。

以上、特別委員会審査報告といたします。

平成25年3月12日、西予市新市立病院建設特別委員会委員長兵頭学。

○議長 次に、西予市環境衛生施設建設特別委員会委員長松島義幸君の報告を求めます。

11番松島義幸君。

○松島義幸西予市環境衛生施設建設特別委員長

それでは、西予市環境衛生施設建設特別委員会の審査報告を申し上げます。

本日の本会議において当委員会に付託されました議案第37号「平成24年度西予市一般会計補正予算（第6号）」のうち、歳入歳出予算に関する西予市環境衛生施設建設特別委員会所管分について、委員会を開催し審査を行いました。

今回の補正は、汚泥再生処理施設整備事業における事前測量調査業務委託料及び生活環境影響調査業務委託料に入札減少金が生じたことによる756万円の減額補正との説明を受け、審査の結果、議案を原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成25年3月12日、西予市環境衛生施設建設特別委員会委員長松島義幸。

○議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず、議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第37号「平成24年度西予市一般会計補正予算（第6号）」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第３７号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第３８号から議案第４７号までの１０件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第３８号「平成２４年度西予市授産場特別会計補正予算（第３号）」から議案第４７号「平成２４年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第３号）」までの１０件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第３８号から議案第４７号までの１０件は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

３月２２日は午後２時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後３時５０分

平成25年第1回西予市議会定例会会議録（第5号）

- | | | | |
|--------------|--------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成25年3月22日 | 三 瓶 支 所 長 | 西園寺 良 徳 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 消防本部消防長 | 清 水 敏 昭 |
| 1. 開 | 議 平成25年3月22日 | 総 務 課 長 | 宗 正 弘 |
| | 午後2時00分 | 財 政 課 長 | 道 山 升 文 |
| 1. 閉 | 会 平成25年3月22日 | 企画調整課長 | 宇都宮 松 夫 |
| | 午後3時30分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
-
- | | |
|--------------|---------------------------|
| 1. 出 席 議 員 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |
| 1 番 源 正 樹 | 事 務 局 長 上 田 甚 正 |
| 2 番 井 関 陽 一 | 議 事 係 佐 藤 陽一郎 |
| 3 番 菊 池 純 一 | 1. 議 事 日 程 別紙のとおり |
| 4 番 田 中 徳 博 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり |
| 5 番 中 村 敬 治 | 1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり |
| 6 番 二 宮 一 朗 | |
| 7 番 兵 頭 学 | |
| 8 番 小 野 正 昭 | |
| 9 番 松 山 清 | |
| 10 番 宇都宮 明 宏 | |
| 11 番 松 島 義 幸 | |
| 12 番 元 親 孝 志 | |
| 13 番 沖 野 健 三 | |
| 14 番 森 川 一 義 | |
| 15 番 藤 井 朝 廣 | |
| 16 番 浅 野 忠 昭 | |
| 17 番 岡 山 清 秋 | |
| 18 番 酒 井 宇之吉 | |
| 19 番 兵 頭 勇 | |
| 20 番 山 本 昭 義 | |
| 21 番 梅 川 光 俊 | |
-
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|-----------|---------|
| 市 長 | 三 好 幹 二 |
| 副 市 長 | 九 鬼 則 夫 |
| 教 育 長 | 宇都宮 又 重 |
| 公営企業部長 | 松 山 一 郎 |
| 会 計 管 理 者 | 井 上 謙 二 |
| 総務企画部長 | 河 野 敏 雅 |
| 産業建設部長 | 福 原 純 一 |
| 生活福祉部長 | 三 好 幸 二 |
| 教 育 部 長 | 兵 頭 三 樹 |
| 明浜支所長 | 平 田 與 輝 |
| 野村支所長 | 井 上 尚 喜 |
| 城川支所長 | 徳 居 隆 利 |

議 事 日 程					
1	議案第	3 号	西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について	議案第	1 4 号
					西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について
	議案第	4 号	西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について	議案第	1 5 号
					西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
	議案第	5 号	西予市新型インフルエンザ等対策本部条例制定について	議案第	1 6 号
					西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第	6 号	西予市都市下水路条例制定について	議案第	1 7 号
					西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
	議案第	7 号	西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定について	議案第	1 8 号
					西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について
	議案第	8 号	西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例制定について	議案第	1 9 号
					西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
	議案第	9 号	西予市市道の構造の技術的基準を定める条例制定について	議案第	2 0 号
					西予市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について
	議案第	1 0 号	西予市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例制定について	議案第	2 1 号
					西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第	1 1 号	西予市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について	議案第	2 2 号
					西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
	議案第	1 2 号	西予市営住宅等の整備基準を定める条例制定について	議案第	2 3 号
					西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について
	議案第	1 3 号	西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定	議案第	2 4 号
					西予市企業誘致条例の一部を改正する条例制定について
				議案第	2 5 号
					西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について
				議案第	2 6 号
					西予市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
				議案第	2 7 号
					西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

		制定について			水道事業特別会計予算
議案第	28号	西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	議案第	58号	平成25年度西予市上水道事業会計予算
議案第	29号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	議案第	59号	平成25年度西予市病院事業会計予算
議案第	30号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第	60号	平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第	31号	西予市乙亥の里の指定管理者の指定について	陳情第	1号	国道56号バイパス建設を求める陳情書
議案第	32号	西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について	意見書第	1号	震災を見据えた災害に強いネットワークの形成を目指す「四国8の字ネットワーク」等の整備促進を求める意見書
議案第	33号	西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について	意見書第	2号	配合飼料価格の高騰対策を求める意見書
議案第	34号	市道路線の廃止について	2 推薦第	1号	西予市農業委員会委員の推薦について
議案第	35号	市道路線の認定について	3 発議第	2号	西予市議会基本条例の一部を改正する条例制定について
議案第	36号	西予市営土地改良事業の施行について	追加 議案第	61号	西予市消防救急デジタル無線設備整備工事請負契約について
議案第	48号	平成25年度西予市一般会計予算	議案第	62号	平成24年度西予市一般会計補正予算（第7号）
議案第	49号	平成25年度西予市授産場特別会計予算	議案第	63号	平成24年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
議案第	50号	平成25年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	議案第	64号	平成24年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第	51号	平成25年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	意見書案第	1号	震災を見据えた災害に強いネットワークの形成を目指す「四国8の字ネットワーク」等の整備促進を求める意見書（案）
議案第	52号	平成25年度西予市国民健康保険特別会計予算	意見書案第	2号	配合飼料価格の高騰対策を求める意見書（案）
議案第	53号	平成25年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	議員派遣の件について		
議案第	54号	平成25年度西予市介護保険特別会計予算			
議案第	55号	平成25年度西予市農業集落排水事業特別会計予算			
議案第	56号	平成25年度西予市公共下水道事業特別会計予算			
議案第	57号	平成25年度西予市簡易			

本日の会議に付した事件

- 1 議案第 3 号 西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について
- 議案第 4 号 西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について
- 議案第 5 号 西予市新型インフルエンザ等対策本部条例制定について
- 議案第 6 号 西予市都市下水路条例制定について
- 議案第 7 号 西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定について
- 議案第 8 号 西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例制定について
- 議案第 9 号 西予市市道の構造の技術的基準を定める条例制定について
- 議案第 10 号 西予市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例制定について
- 議案第 11 号 西予市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について
- 議案第 12 号 西予市営住宅等の整備基準を定める条例制定について
- 議案第 13 号 西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定

について

- 議案第 14 号 西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 15 号 西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 16 号 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 17 号 西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 18 号 西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 19 号 西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 20 号 西予市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 21 号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 22 号 西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 23 号 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 24 号 西予市企業誘致条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 25 号 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 26 号 西予市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 27 号 西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

		制定について			水道事業特別会計予算
議案第	28号	西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	議案第	58号	平成25年度西予市上水道事業会計予算
議案第	29号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	議案第	59号	平成25年度西予市病院事業会計予算
議案第	30号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第	60号	平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第	31号	西予市乙亥の里の指定管理者の指定について	陳情第	1号	国道56号バイパス建設を求める陳情書
議案第	32号	西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について	意見書第	1号	震災を見据えた災害に強いネットワークの形成を目指す「四国8の字ネットワーク」等の整備促進を求める意見書
議案第	33号	西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について	意見書第	2号	配合飼料価格の高騰対策を求める意見書
議案第	34号	市道路線の廃止について	2 推薦第	1号	西予市農業委員会委員の推薦について
議案第	35号	市道路線の認定について	3 発議第	2号	西予市議会基本条例の一部を改正する条例制定について
議案第	36号	西予市営土地改良事業の施行について	追加 議案第	61号	西予市消防救急デジタル無線設備整備工事請負契約について
議案第	48号	平成25年度西予市一般会計予算	議案第	62号	平成24年度西予市一般会計補正予算（第7号）
議案第	49号	平成25年度西予市授産場特別会計予算	議案第	63号	平成24年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
議案第	50号	平成25年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	議案第	64号	平成24年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第	51号	平成25年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	意見書案第	1号	震災を見据えた災害に強いネットワークの形成を目指す「四国8の字ネットワーク」等の整備促進を求める意見書（案）
議案第	52号	平成25年度西予市国民健康保険特別会計予算	意見書案第	2号	配合飼料価格の高騰対策を求める意見書（案）
議案第	53号	平成25年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	議員派遣の件について		
議案第	54号	平成25年度西予市介護保険特別会計予算			
議案第	55号	平成25年度西予市農業集落排水事業特別会計予算			
議案第	56号	平成25年度西予市公共下水道事業特別会計予算			
議案第	57号	平成25年度西予市簡易			

開議 午後2時00分

○議長 ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、議案第3号「西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について」から議案第36号「西予市営土地改良事業の施行について」までの34件と議案第48号「平成25年度西予市一般会計予算」から議案第60号「平成25年度西予市町村介護老人保健施設事業会計予算」までの13件及び陳情1件並びに意見書2件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長二宮一朗君の報告を求めます。

6番二宮一朗君。

○二宮一朗総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、当委員会に付託をされました議案について、3月13日と14日に審査を行いましたので、ご報告申し上げます。

議案第14号から議案第51号までの総務常任委員会所管分7件については、お手元に配付のとおり全ての議案を原案可決決定をいたしました。

次に、審査過程において、委員より出された質疑並びに理事者の答弁を抜粋してご報告申し上げます。

議案第17号については、保護者の要望等により野村幼稚園において預かり保育事業を実施するためとの説明がありました。

議案第18号については、指定管理者制度を導入し、効果的・効率的運用を図るためとの説明があり、文化施設の指定管理は委託料の根拠などを精査した上で行うように要望がありました。

議案第48号「平成25年度西予市一般会計予算」について総務所管分では、三瓶支所での文書配布の変更について質問があり、5名に民間委託をしていたものを他の支所同様に今後は職員で対応するとの答弁でした。

また、臨時雇用の22条から17条への切りか

えについての質問に対して、22条はフルタイム雇用だが、17条は時間を短縮しての雇用のため経費節減ができるとの答弁でした。

職員研修事業について議会事務局の法制執務研修を優先してほしいとの要望に対しては、議会事務局に限らず、法制執務研修は大切なことであると認識をしているので、できる限り多くの職員が研修できるよう配慮したいとの答弁がありました。

危機管理所管分では、どのような防災マップを計画しているのかとの質問に対し、地区ごとに作成するとの答弁でした。

計画が発表されたオフサイトセンターに関して、市民からの問い合わせの窓口はどこかの質問には、危機管理課で対応しますとのことでありました。

企画調整課所管分では、卯之町駅前づくり市民検討委員会についての質問に対し、検討委員会はいまだ3回開催をしており、講師として愛媛大学の先生をお願いをしている。委員は地域審議会や各種団体からの代表、愛大准教授、議会など19名で構成をしているとの答弁がありました。

地域づくり交付金についての質問では、優良事例の報告会などは行っていないかとの質問に対して、昨年7月に旧町単位の事例発表と意見交換会を行いましたとの答弁でした。

また、公共交通システム見直しについての質問に対して、交通空白地帯を解消することを第一に行っており、宇和町地区については、4つの地元協議会において検討中で、新病院開院までに運行を開始したいとのことでした。これに対して、明浜町田之浜地区についても、新病院への通院バスの要望がありました。

情報推進課所管分では、職員用パソコン253台の入れかえが計画をされており、OSのバージョンについての質問に対して、ウィンドウズ8が最新バージョンであるが、8では総合行政システム未対応のため7にするのか8をダウングレードして使うのか検討をしているとの答弁でした。

また、災害に対するクラウドの考えはないのかの質問には、庁舎は震度7でも耐え得る設計となっていることと、バックアップでの対応で今のところ計画はないが、近隣の自治体と協力してクラウド化する可能性もありますとの答弁でした。

消防本部所管分では、救急救命士の人数と配

置、出動状況はとの質問に対し、研修中の1名を含めて17名で、野村支署6名、明浜出張所1名、本署10名で、城川以外からの救急出動時には必ず1名が同乗する体制にしているとの答弁がありました。

また、AEDの説明会実施状況の質問には、平成22年からの3年間で318回、延べ8,282名が受講をいただいていますとの答弁がありました。

委員より、今後老人クラブ等にも説明会をしてほしいとの要望がありました。

非常備消防団の条例定数と実団員数の質問に対して、条例定数は1,895名で、実団員数は1,768名との答弁でした。これに対して、災害補償退職報償については条例定数で支払われているため、無駄が多いのではないかととの質問があり、2万1,510円に条例定数を乗じた額を負担しているとの答弁がありました。

教育総務課・学校教育課所管分では、宇和中学校の外構はどのようなものを計画しているのかとの質問に対して、町並み保存地区に隣接していることもあり、文化の薫り漂う外構にしたいという考えで、現在デザイン等を協議中であるとの答弁でした。

学校再編後の教員住宅は市営住宅にするのかとの質問には、学校再編にあわせて教員住宅として存続、また公営住宅への転用や売却などを考えていきたい。また、廃校になった学校プールの跡地利用についての質問に対しては、地元と協議しながら考えていきたいとの答弁がありました。

生涯学習課所管では、学童保育について生活福祉部と教育部局の話し合いはできているのかとの質問に、生活福祉部所管の放課後児童クラブと教育部所管の放課後子ども教室の両事業の実施に向けて創設された放課後子どもプラン事業で組織を立ち上げ、協議検討を重ねているとの答弁でした。

野村地区に建設予定の図書館と児童館等の複合施設の木造化については、平成25年度の設計の段階で十分に検討したいとの答弁でした。

社会教育団体への補助金交付対象の規定はあるのかとの質問には、社会教育法に規定をされている社会教育関係団体に補助を交付していると答弁がありました。

文化体育振興所管分では、朝日文楽会館の設計

に関して、建物と舞台は別なのかとの質問に対して、八段返しはからくり設備のため備品扱いとし、建物とは分離して考えているとの答弁でした。

明浜歴史民俗資料館や城川地質館、城川歴史民俗資料館などの入館料は少額であり、廃止してはどうかとの質問に対しては、条例に基づいて入館料を徴収しているもので、指定管理者制度導入等の問題もあり、今後慎重に検討したいとの答弁がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成25年3月22日、総務常任委員会委員長二宮一朗。

○議長 次に、厚生常任委員会委員長松山清君の報告を求めます。

○松山清厚生常任委員長 それでは、厚生常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、当委員会に付託されました議案について、3月13日及び14日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と審査結果についてご報告申し上げます。

議案第3号から議案第60号のうち当委員会所管分の議案19件については、お手元に配付のとおりいずれも原案可決決定いたしました。

議案審査の過程において、委員より出された質疑または意見・要望等について、その概要を抜粋して報告いたします。

初めに、議案第13号「西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定について」では、水道技術管理者の資格基準に関する質疑があり、当市において10年以上の水道に関する技術上の実務従事経験者と厚生労働大臣の登録を受けた日本水道協会が行う水道技術管理者資格取得講習会において、22日間の学科及び試験と15日間の実技講習を修了している者が該当しているとの答弁がありました。

議案第30号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、今回の改正はシフト区分により夜勤手当を支給するもので、病院と支給区分を統一する旨の説明がありました。

現在つくし苑の入所者定員80名のうち、ほとんどが西予市の市民であり、なお待機者については60名前後であるが、他の施設へも重複して申

し込みをされており、掌握は難しいとのことでした。

委員から、増床を検討してほしいとの要望については、20床程度の増設希望はあるものの、県の認可が必要であり、また個室増床は経費が高くなり、個人負担がふえるとのことでした。

議案第48号「平成25年度西予市一般会計予算」について、社会福祉課所管の市外保育委託事業にかかわる質疑では、西予市民が市外の保育所へ入所する場合と、またその逆の場合があり、利用者は6から7名程度を想定しているとの答弁がありました。

また、対象者への事業の周知方法については、窓口での保育相談時にお知らせしているとのことでした。

また、市内の生活保護世帯にかかわる質疑については、被保護世帯数は近年増加傾向にあるが、24年4月の266世帯に比べ、本年3月には248世帯へと減少している。被保護者数も同様に減少しており、その要因としては、被保護者の死亡のほか、年金の受給開始などがあるとの説明でした。

健康づくり推進課所管では、クアテルメ宝泉坊管理運営事業について、委員より、施設は健康づくりを通じ国保会計の負担軽減を図る目的もあるので、これらに対する効果についても追求してほしいとの意見が出されました。

高齢福祉課所管では、敬老祝い金支給事業について、委員より、米寿祝い金の支給方法を振り込みではなく、もう少し温かみのある支給方法へ改善してほしいとの要望がありました。

環境衛生課所管では、不法投棄対策事業44万2,000円の内訳はどのようなものかとの質疑があり、不法投棄にかかわる防止看板の製作費14万2,000円、防止柵修繕一式5万円のほか、不法投棄された廃家電の処理手数料25万円との説明でした。

議案第52号「平成25年度西予市国民健康保険特別会計予算」について、二及診療所及び周木診療所の患者数が減少していることについての質疑では、昨年4月からことし1月までの間に、三瓶北地区では36名の方が亡くなられ、うち8割が両診療所を利用していたことによる患者数の減少と今後の経営に対する懸念についての説明がありました。

議案第54号「平成25年度西予市介護保険特別会計予算」では、任意事業費の扶助費990万円の概要について質疑があり、在宅介護に対する手当や介護用品の支給が扶助費に含まれているとの答弁がありました。

なお、在宅介護手当の支給に当たっては、市の要綱に従い申請書を審査し、要件を満たせば、1カ月当たり1万5,000円を支給しているとのことでした。

議案第57号「平成25年度西予市簡易水道事業特別会計予算」では、施設の老朽化に関する質疑の中で、耐用年数を過ぎた配水管等の更新やろ過池、配水池の改良更新等における現在の補助基準について、補助採択要綱に基づいた補助メニューがあり、簡易水道における基幹改良の補助率は国が3分の1、残り3分の2が自己財源になるとの説明がありました。

議案第58号「平成25年度西予市上水道事業会計予算」では、水道料金の未納にかかわる質疑に対して、23年度における収納実績は、宇和99.4%、明浜99.7%、野村99.8%、三瓶99.1%であり、未納者に対し、まずは催促を行い、未納とならないように努めているが、最終的には市の取扱要領に基づき、給水停止措置に至る場合もあるとの答弁でした。

そのほか水道施設の耐震補強、長寿命化対策に対する質疑があり、西予市は耐震化率が低く、今後5年間で施設の更新計画事業として26億円程度の事業費を予定しているとの答弁がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成25年3月22日、厚生常任委員会委員長 松山清。

○議長 次に、産業建設常任委員会委員長藤井朝廣君の報告を求めます。

○藤井朝廣産業建設常任委員長 産業建設常任委員会審査報告書。

去る3月12日の本会議において、当委員会に付託されました議案21件と陳情1件、意見書2件について、3月13日と14日の2日間、関係部課長の出席を求め説明を受け慎重に審査を行いましたので、ご報告を申し上げます。

審査経過及び結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであり、付託されました議案21件については、報告書のとおり原案全会一致に

より可決決定をいたしました。

また、陳情1件については、不採択と決しました。

意見書案第1号並びに意見書案第2号については、採択と決しました。

以下、審査過程において、委員より出された質疑並びに理事者の答弁を抜粋して報告を申し上げます。

初めに、議案第48号「平成25年度西予市一般会計予算」のうち、農業水産課所管分について、農作物の被害対策事業費4,582万円の内容、予算額について質疑があり、これは作物を鳥獣害から守るための事業で、国、県からの補助金4,450万円は電気柵、鉄筋柵の建設費に、市単独事業として捕獲おりの設置に対し、1件当たり3万円の補助で44基を予定し132万円を計上している。これは国、県、市の総事業で防護柵にして約100キロメートルになるとの答弁がありました。

議案第25号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」は、レストラン部分が平成22年1月から未使用の状態にある。階下の場所で立地条件がよいこと等を勘案し、野村中心地域の活性化のためにレストランの使用料を平成25年4月1日から現行の4万3,000円を2万1,500円に減額するものであるとの説明がありました。

次に、商工観光課所管分の中のジオパーク推進事業費670万円について、ことし秋の日本ジオパーク認定に向けてシンポジウムの開催、ジオスポットを中心とした看板設置、のぼり旗、車両用ステッカー等の作成や現在のジオマップを細分化し、1エリアごとのジオマップを作成するとの説明がありました。

議案第55号「平成25年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」については、この事業費に充てている市債の元利償還金の償還期間はいつまでかとの質疑があり、これは平成52年度まで、明間地区での浄化槽設置事業分は、平成50年までの償還となっている。

また、農集排の宅内引き込み率は、平成20年12月末のデータで75.6%との答弁がありました。

議案第48号「平成25年度西予市一般会計予算」のうち、建設課所管分について、新規事業の

住宅リフォーム補助事業1,250万円に対して質疑があり、これは既に実施している県内の他自治体に比べて補助率はよく、工事費補助1,000万円、市産材活用に対する補助250万円であるとの答弁がありました。これに関しては、住宅関連の補助金は、他の事業と一括してPRしてほしいとの要望がありました。

次に、産業創出課所管分について、新規の西予市ファンづくり事業に対し、大変よい事業だと思う。市内の多くの業者の方々を巻き込んで進めてほしいとの意見がありました。

同じく、コールセンター人材育成事業は、緊急雇用事業であり、将来50人の雇用創出を目指すもので、主に通信販売、旅館等、注文や予約の受け付けをする受け付け型のセンターであるとの説明がありました。

次に、林業課所管分について、新規の林道作業道改良補修事業300万円は、作業道の改良及び補修作業に必要な原材料や機械使用料等に対する補助であるとの説明がありました。

陳情第1号「国道56号バイパス建設を求める陳情書」については、この計画によれば20カ所以上の集落が関係してくると思われる。今回の陳情はその中の1つの集落の話であり、このバイパスをつけることにより商店街で商売をされている方にも影響が出て、生活環境がかなり変わってくるとと思われる。そういった意味から、商店街を含めた関係する全ての地域から陳情が出たのであれば慎重に考えなければならないが、今回は1地区の陳情であることから不採択と決しました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成25年3月22日、産業建設常任委員会委員長藤井朝廣。

○議長 次に、西予市新市立病院建設特別委員会委員長兵頭学君の報告を求めます。

7番兵頭学君。

○兵頭学西予市新市立病院建設特別委員長 西予市新市立病院建設特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、当委員会に付託されました議案第59号「平成25年度西予市病院事業会計予算」のうち、歳入歳出予算に関する西予市新市立病院建設特別委員会所管分について3月12日に委員会審査を行いました。

審査結果は、議案を原案のとおり全会一致で可

決決定いたしました。

なお、審査結果及び要望等について、新病院は来年7月開院に向けて建設が始まったが、交通アクセスの諸問題は間に合うのかとの質疑に、通院バスの運営は、公共交通とあわせて開院までに整備するよう企画調整課と協議を進めますとの答弁でした。

また、新病院の名称はいつごろどのような方法で決めるのかとの質疑に、新病院名が決まらないといろいろ影響するので、25年度早々に選考委員会を立ち上げ、公募により決定したいとの答弁でした。

以上、特別委員会審査報告といたします。

平成25年3月22日、西予市新市立病院建設特別委員会委員長兵頭学。

○議長 次に、西予市環境衛生施設建設特別委員会委員長松島義幸君の報告を求めます。

11番松島義幸君。

○松島義幸西予市環境衛生施設建設特別委員長

それでは、西予市環境衛生施設建設特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、当委員会に付託されました議案第48号「平成25年度西予市一般会計予算」のうち、歳入歳出予算に関する西予市環境衛生施設特別委員会所管分について同日委員会を開催し、審査を行いました。

平成25年度において汚泥再生処理施設整備事業費3,062万5,000円については、平成24年度に引き続き実施する環境影響調査業務及び施設整備業務に関する委託料2,476万7,000円のほか、地元での環境整備事業に関する工事請負費300万3,000円が主なものであり、一般廃棄物処理施設等建設基金を一部取り崩し、環境整備の財源に充てるとの説明を受け、全会一致で原案を可決決定いたしました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成25年3月22日、西予市環境衛生施設建設特別委員会委員長松島義幸。

○議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結とい

たします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号「西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号「西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号「西予市新型インフルエンザ等対策本部条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号「西予市都市下水路条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号「西予市高齢者、障害者等の移動等

の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号「西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号「西予市市道の構造の技術的基準を定める条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号「西予市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号「西予市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号「西予市営住宅等の整備基準を定める条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号「西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第14号から議案第30号までの17件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号「西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について」から議案第30号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの17件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第30号までの17件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第31号から議案第33号までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第31号「西予市乙亥の里の指定管理者の指定について」から議案第33号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」までの3件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第31号か

ら議案第33号までの3件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第34号及び議案第35号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第34号「市道路線の廃止について」及び議案第35号「市道路線の認定について」の2件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第34号及び議案第35号の2件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第36号「西予市営土地改良事業の施行について」は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第48号「平成25年度西予市一般会計予算」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第49号から議案第60号までの12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第49号「平成25年度西予市授産場特別会計予算」から議案第60号「平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの12件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第49号から議案第60号までの12件は原案のとおり決定いたしました。

次に、陳情第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第1号「国道56号バイパス建設を求める陳情書」については委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、意見書第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第1号「震災を見据えた災害に強いネットワークの形成を目指す「四国8の字ネットワーク」等の整備促進を求める意見書」は委員長報告により採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書第1号は採択することに決定いたしました。

次に、意見書第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第2号「配合飼料価格の高騰対策を求める意見書」は委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書第2号は採択することに決定いたしました。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、推薦第1号「西予市農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は4名とし、岩井郁子君、松浦愛子君、熊谷琢磨君、菊池マキ子君、以上の方を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員は4名として、岩井郁子君、松浦愛子君、熊谷琢磨君、菊池マキ子君、以上の方を推薦することに決定いたしました。

(日程3)

○議長 次に、日程第3、発議第2号「西予市議会基本条例の一部を改正する条例制定について」

を議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。

5番西予市議会活性化特別委員会委員長中村敬治君。

○中村敬治西予市議会活性化特別委員長 発議第2号「西予市議会基本条例の一部を改正する条例制定について」。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

平成25年3月22日提出。西予市議会議長元親孝志殿。

提出者、西予市議会議員中村敬治。賛成者、西予市議会議員梅川光俊、賛成者、西予市議会議員元親孝志、賛成者、西予市議会議員源正樹。

それでは、発議第2号「西予市議会基本条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

議会活性化特別委員会では、設置目的の一つである議会基本条例の運用ルールについて、週1回のペースでの委員会等の開催、アンケート調査の実施、先進市町の調査や議会報告会の試行など、精力的に調査研究を進めてまいりました。その中で議員と市民との意見交換の場の設置により、より具体性を持たせる必要があることから、第5条第4項「議会は市民参加の推進に努めるとともに、市民の意見を的確に把握するため市民との意見交換の場を多様に設けるものとする」を「議会は市民の意見を的確に把握し議会活動に反映させるため、議員と市民との意見交換会を年1回以上開催するものとする」と改め、第5項「意見交換会に関し必要な事項は別に定める」を追加するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番沖野健三君。

○13番沖野健三君 今委員長より改正案が出たんですけども、市民との意見の交換の場を年に1回以上設けるというようなことに改めたいという改正案なんですけど、例えば議会の議員として大体何名ぐらいを一つの人数をして、それでどういう形で意見の交換をするというんですけども、例えば議会にはいろんな今3常任委員会があるわけです。その中から1名ずつとか2名とか出して、そ

れをいろんな専門的に産業建設に対する意見の交換を設けるとか、総務に関する意見の交換を設けるとか、厚生とか福祉とか、そういう環境とか、そういう意見の交換の場を設けるということになると、そういう専門的な知識も必要となると思うんですけども、現在委員長が考えられておられる組織ですね、議会の組織というのはどういう組織を考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長 5番中村敬治君。

○中村敬治西予市議会活性化特別委員長 先ほど申し上げましたように、必要なものは別に定めるとしておりまして、この要綱を考えておりまして、この要綱の内容としまして、一応今まであります常任委員会がございますが、常任委員会を中心として会の運営を図っていきたいと思っているところでございます。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 この議会基本条例は本当に今回四国中央市がやるということになりました。県下西予市の議会が一番最初でございました。本当にこれを前回の議員が特別委員会をこしらえて30回以上やっております。そのときに一番議論になったのが、最高規範にするという言葉文言にすることが問題になりました。それで何回もやりました。私もそのときに委員でありましたので、この最高規範である議会基本条例の改正が1年少したって、議員がある程度特別委員さんが多少かわって、そして最高規範が1年の間に、1年少したってまだよちよち歩きで歩き始めたときに検討、改正するというのは、私はちょっと異議があるんです。特に最高規範という形であっていることで、日本でも今憲法を変えるのにこれだけみんなの民意を問うております。その最高規範を変えるのに委員さんがかわられて出してやるのがいいのかどうかということは、私は非常に問題があるなという感じはいたしております。でもこれは粛々と特別委員さんが20回もやったということでございますので、それはそれで大切にしなければならないと思いますけども、最高規範がまた来年変わるというようなことにならないような形でつくったつもりでございました。それが残念でたまりません。1年前、2年前からずっとやっていた特別委員会の委員として、一つの意見として聞いていただければと、かように思

います。終わります。

○議長 答弁はよろしいでしょうか。

(18番酒井宇之吉君「よろしいです」と呼ぶ)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑もないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第2号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第2号「西予市議会基本条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、発議第2号は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩といたします。(休憩 午後2時55分)

○議長 再開いたします。(再開 午後3時06分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第61号「西予市消防救急デジタル無線設備整備工事請負契約について」から議案第64号「平成24年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)」までの4件と意見書案第1号「震災を見据えた災害に強いネットワークの形成を目指す「四国8の字ネットワーク」等の整備促進を求める意見書(案)」及び意見書案第2号「配合飼料価格の高騰対策を求める意見書(案)」の2件並びに議員派遣についてを本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、7件を

本日の日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長 追加日程第1、議案第61号「西予市消防救急デジタル無線設備整備工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

清水消防長。

○清水消防本部消防長 議案第61号「西予市消防救急デジタル無線設備整備工事請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在使用しておりますアナログ方式の消防・救急無線は、電波法関係審査基準の改正に伴い、平成28年5月末で使用ができなくなることから消防・救急無線のデジタル化整備を行うものであります。この工事につきましては、去る3月12日に一般競争入札を行い、四電エンジニアリング株式会社愛媛支店、支店長安藝克彦氏を落札業者として決定し、工事請負金額3億2,109万円で3月13日に工事請負仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、本設備整備工事につきましては、今年の第4回定例会において債務負担行為の決定をいただいております。平成26年3月完成予定といたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第61号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第61号「西予市消防救急デジタル無線設備整備工事請負契約について」は原案のとおり決

定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 追加日程第2、議案第62号「平成24年度西予市一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 議案第62号「平成24年度西予市一般会計補正予算(第7号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回提案いたします補正予算は、補正予算(第6号)で既決いただいております過疎集落等自立再生緊急対策事業について、国の内示を受け、事業費を軽減するものであります。

また、国の第1次補正予算の成立に伴いまして、国の補助を受けて実施します緊急経済対策事業のうち、13事業について財源の組み替えを行うものであります。

内容としましては、歳出で、総務費、地域振興費において過疎集落等自立再生緊急対策事業交付金3,196万6,000円を減額し、歳入で、分担金及び負担金454万円、市債で1億9,220万円を減額し、国庫支出金1億2,078万4,000円、繰入金4,399万円を増額するものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,196万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を250億8,253万4,000円と定めるものであります。

なお、今回の補正では、歳出予算の経費のうち、国の補正予算に即応した緊急経済対策事業を含めその性質上または予算成立後の事由により年度内に支出が終わらない見込みの33事業につきまして13億7,232万5,000円の繰越明許費を設定しております。主な理由としましては、用地取得についての地権者との協議、設計変更、工法の選定に不測の日数を要したこと等によるものであります。詳細につきましては参考資料をご参照いただきたいと思います。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第62号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第62号「平成24年度西予市一般会計補正予算(第7号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 追加日程第3、議案第63号「平成24年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)」及び議案第64号「平成24年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 議案第63号「平成24年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、宇和处理区における管渠工事、浄化センター建設工事につきまして、下水道事業団等への委託事業の未完了や河川占用、工区内他工事との事業調整など関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難になったことに伴い、施設整備1億4,441万4,000円の繰越明許費を計上するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 議案第64号「平成24年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、愛媛県から移管された今出営農飲雑用水施設における宅内配管への引き込み工事において、施設の運転、調整に不測日数を要した等の理由により年度内の完成が見込めなくなったに伴い、繰越明許費442万8,000円を計上するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第63号及び議案第64号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより本案2件を一括して採決いたします。
お諮りいたします。

議案第63号「平成24年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」及び議案第64号「平成24年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」の2件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第63号及び議案第64号の2件は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第4、意見書案第1号「震災を見据えた災害に強いネットワークの形成を目指す「四国8の字ネットワーク」等の整備促進を求める意見書（案）」及び意見書案第2号

「配合飼料価格の高騰対策を求める意見書（案）」の2件を一括議題といたします。

本案2件について提案理由の説明を求めます。

15番産業建設常任委員会委員長藤井朝廣君。

○藤井朝廣産業建設常任委員長 意見書案第1号「震災を見据えた災害に強いネットワークの形成を目指す「四国8の字ネットワーク」等の整備促進を求める意見書（案）」の提出について提案理由の説明を申し上げます。

今後高い確率で予測されている東南海・南海地震が発生した場合、深刻な被害が想定されています。特に愛媛県においては、津波浸水区域が愛南町内海以南の高速道路未整備区間に集中しており、この区間は海岸沿いに位置する国道56号のみに依存しており、災害対策や救急医療等に資する四国横断自動車の早期着手が望まれることから、災害に強いネットワークの形成を目指し、四国8の字ネットワーク及び海岸線に位置する国道378の整備促進が図られるよう要望する意見書を地方自治法第99条の規定により提出をするものであります。

続きまして、意見書案第2号「配合飼料価格の高騰対策を求める意見書（案）」について提案理由の説明を申し上げます。

県内最大規模の畜産・酪農の町西予市にとって配合飼料価格の高騰は、生産者実費負担の増加等畜産経営が悪化され、畜産・酪農家にとっては深刻な事態であることから、国においては畜産農家・酪農家に対して制度上限定された補填金を満額交付するため、政府の責任により万全の財源確保を講じるなど、配合飼料の価格高騰対策が図られるよう要望する意見書を地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

2件の意見書案はお手元に配付のとおりであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案2件については会議規則第37条第2項の

規定により委員会付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論を終結といたします。

これより意見書案ごとに採決を行います。

初めに、意見書案第1号を採決いたしたいと思
います。

お諮りいたします。

意見書案第1号「震災を見据えた災害に強いネ
ットワークの形成を目指す「四国8の字ネットワ
ーク」等の整備促進を求める意見書（案）」につ
いては原案のとおり決定することに賛成の議員の
起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第1号
は原案のとおり決定いたしました。

次に、意見書案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

意見書案第2号「配合飼料価格の高騰対策を求
める意見書（案）」については原案のとおり決定
することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第2号
は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第5、議員派遣の件につ
いてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認する
ことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派
遣の件については本件のとおり承認することに決
定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容につ
きましては、諸般の事情により変更が生じる場合
には議長に一任願いたいと思います。これにご異
議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いた
しました。

以上で全日程を終了いたしました。

市長より閉会の挨拶があります。

三好市長。

○三好市長 平成25年第1回西予市議会定例会
の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月1日から開会いたしました本定例会に
おきましては、条例改正や平成25年度一般会計
予算及び特別会計の当初予算等重要案件につま
きましてご審議をいただき、いずれも原案どおりご決
定をいただき心より厚くお礼を申し上げます。

また、本会議での一般質問、議案質疑、委員会
審議の中でそれぞれの立場で貴重なご意見や鋭い
ご指摘をいただきました。このことは市民の皆様
の熱い思いを代弁されたものと真摯に受けとめ、
市政への運営に遺憾なきよう努めてまいりたいと
思っております。

ここに成立いただきました平成25年度予算に
つきまして、マニフェストに掲げた「市民が今住
んでいる地域に誇りを持ち、愛着を持ち、それぞ
れの地域が輝き、それぞれの人が喜び、納得のい
く実感の西予市をつくろう」を基本理念として、
所信表明で申し上げました8つの西予市づくり
について着実に推進してまいり所存でございます。
とは申し上げましても、安倍政権の経済政策の一
つであるTPP交渉への参加や極端な円安の進行
等の影響により地域経済は依然として不安定な状
況に置かれることが予想されます。このような問
題は、合併10年目を迎える西予市におきましても
いろいろな問題が生じるのではないかとおもわれ
ますが、その解決のため、議員の皆さん、市民の
皆さんと一緒に取り組んでまいりたいと決意を新
たにしているところでございます。

さて、皆さんも新聞報道等でご存じのとおり、
さきの2月18日に南海トラフ巨大地震の被害想
定についての内閣府より発表があり、今後30年
以内に60%から80%の高い確率で東南海・南
海地震の発生が予想されており、東日本大震災よ
りはるかに上回る被害が想定されております。西
予市としましては、これらの発表を冷静に受けと
め、巨大地震に対する備えを確実に進めていく必
要があります。このことを受けまして、さきの西
予市防災会議におきまして、現在の西予市地域防

災計画に津波災害と原子力災害への対応を新たに
加え、あらゆる災害に対応した地域防災計画を策
定いたしましたので、この計画を基軸としまして
市民の生命・身体・財産を災害から保護すること
に努めてまいりたいと思います。

いよいよ陽春の候となりました。議員の皆さん
におかれましては、ご多忙のことと存じますが、
健康に十分ご留意をいただき、市政推進にご尽力
いただきますよう心からお願い申し上げまして、
閉会の挨拶といたします。長い間ありがとうございました。

○議長 これをもって平成25年第1回西予市議
会定例会を閉会いたします。

閉会 午後3時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここ
に署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成25年第1回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第 2 号	財産の無償貸付について	25. 3. 1	原案可決
議案第 3 号	西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 4 号	西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 5 号	西予市新型インフルエンザ等対策本部条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 6 号	西予市都市下水路条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 7 号	西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 8 号	西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 9 号	西予市市道の構造の技術的基準を定める条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 10 号	西予市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 11 号	西予市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 12 号	西予市営住宅等の整備基準を定める条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 13 号	西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 14 号	西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 15 号	西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 16 号	西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 17 号	西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 18 号	西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 19 号	西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 20 号	西予市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 21 号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 22	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 22号	西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 23号	西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 24号	西予市企業誘致条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 25号	西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 26号	西予市都市公園条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 27号	西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 28号	西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 29号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 30号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 31号	西予市乙亥の里の指定管理者の指定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 32号	西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 33号	西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 34号	市道路線の廃止について	25. 3. 22	原案可決
議案第 35号	市道路線の認定について	25. 3. 22	原案可決
議案第 36号	西予市営土地改良事業の施行について	25. 3. 22	原案可決
議案第 37号	平成24年度西予市一般会計補正予算（第6号）	25. 3. 12	原案可決
議案第 38号	平成24年度西予市授産場特別会計補正予算（第3号）	25. 3. 12	原案可決
議案第 39号	平成24年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）	25. 3. 12	原案可決
議案第 40号	平成24年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	25. 3. 12	原案可決
議案第 41号	平成24年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	25. 3. 12	原案可決
議案第 42号	平成24年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）	25. 3. 12	原案可決
議案第 43号	平成24年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）	25. 3. 12	原案可決
議案第 44号	平成24年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	25. 3. 12	原案可決
議案第 45号	平成24年度西予市上水道事業会計補正予算（第3号）	25. 3. 12	原案可決

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第 46号	平成24年度西予市病院事業会計補正予算（第5号）	25. 3. 12	原案可決
議案第 47号	平成24年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）	25. 3. 12	原案可決
議案第 48号	平成25年度西予市一般会計予算	25. 3. 22	原案可決
議案第 49号	平成25年度西予市授産場特別会計予算	25. 3. 22	原案可決
議案第 50号	平成25年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	25. 3. 22	原案可決
議案第 51号	平成25年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	25. 3. 22	原案可決
議案第 52号	平成25年度西予市国民健康保険特別会計予算	25. 3. 22	原案可決
議案第 53号	平成25年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	25. 3. 22	原案可決
議案第 54号	平成25年度西予市介護保険特別会計予算	25. 3. 22	原案可決
議案第 55号	平成25年度西予市農業集落排水事業特別会計予算	25. 3. 22	原案可決
議案第 56号	平成25年度西予市公共下水道事業特別会計予算	25. 3. 22	原案可決
議案第 57号	平成25年度西予市簡易水道事業特別会計予算	25. 3. 22	原案可決
議案第 58号	平成25年度西予市上水道事業会計予算	25. 3. 22	原案可決
議案第 59号	平成25年度西予市病院事業会計予算	25. 3. 22	原案可決
議案第 60号	平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	25. 3. 22	原案可決
議案第 61号	西予市消防救急デジタル無線設備整備工事請負契約について	25. 3. 22	原案可決
議案第 62号	平成24年度西予市一般会計補正予算（第7号）	25. 3. 22	原案可決
議案第 63号	平成24年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	25. 3. 22	原案可決
議案第 64号	平成24年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	25. 3. 22	原案可決
諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	25. 3. 1	同 意
諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について	25. 3. 1	同 意
推薦第 1号	西予市農業委員会委員の推薦について	25. 3. 22	推 薦
陳情第 1号	国道56号バイパス建設を求める陳情書	25. 3. 22	不 採 択
意見書第 1号	震災を見据えた災害に強いネットワークの形成を目指す「四国8の字ネットワーク」等の整備促進を求める意見書	25. 3. 22	採 択
意見書第 2号	配合飼料価格の高騰対策を求める意見書	25. 3. 22	採 択
意見書案第1号	震災を見据えた災害に強いネットワークの形成を目指す「四国8の字ネットワーク」等の整備促進を求める意見書（案）	25. 3. 22	原案可決
意見書案第2号	配合飼料価格の高騰対策を求める意見書（案）	25. 3. 22	原案可決
発議第 2号	西予市議会基本条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 22	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
	議員派遣の件について	25. 3. 22	承認